

成年後見制度関係資料集

(ver. 7)



令和5年8月1日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室



成年後見制度関係資料集(ver.7) 目次

【法・基本計画】

- ① 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 成年後見制度の利用の促進に関する法律のイメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ③ 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）・・・・・・・・ 5

【利用促進に係る通知・主な事務連絡】

- ④ 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（社援成0325第2号・障障発0325第1号・老高発0325第3号・老認発0325第1号/令和4年3月25日）抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- ⑤ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIの考え方について（成年後見制度利用促進室等事務連絡/令和4年3月28日）・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- ⑥ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（厚生労働省社会・援護局長等関係局長 連名通知子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号/平成29年12月12日）抜粋・・・・・・・・ 48
- ⑦ 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について（社援地発0331第3号・障障発0331第3号・老認発0331第2号/令和3年3月31日）・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- ⑧ 成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定及び中核機関整備の推進について（情報提供）（成年後見制度利用促進室事務連絡/平成30年8月23日）・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
参考：地方交付税制度の概要
- ⑨ 成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について（周知依頼）（成年後見制度利用促進室等事務連絡/平成31日3月18日）・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- ⑩ 「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長など通知 社援地発0603第1号・社援保発0603第2号・障障発0603第1号・老振発0603第1号/令和元年6月3日）・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
参考：身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインへの発出について（通知）（厚生労働省医政局総務課長通知 医政総発0603第1号/令和元年6月3日）
参考：身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて（厚生労働省医政局医事課長通知 医政医発0427第2号/平成30年4月27日）

- ⑪ 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立
について（内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長通知 府成見第1号/令和元年6月24日）・・・ 61

【成年後見制度に係る通知等】

- ⑫ 市町村長申立、成年後見制度利用支援事業に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長など通知 障障発第0729001号・障精発第0729001号・老計発第0729001号/平成17年7月29日）

「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」の一部改正について（厚生労働省老健局計画課長事務連絡/平成17年7月29日）

「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」（厚生労働省老健局計画課長事務連絡/平成12年7月3日）

「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡/平成20年3月28日）

「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」（厚生労働省老健局計画課長事務連絡/平成20年10月24日）

「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長など通知 障障発1126第1号・障精発1126第1号・老認発1126第2号/令和3年11月26日）

- ⑬ 成年後見制度利用支援事業の適切な実施について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活推進支援室、老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡/令和4年10月17日）・・・・・・・・ 78

- ⑭ 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室など事務連絡/令和5年5月30日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

- ⑮ 市民後見人の育成及び活用に向けた取組について（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡/平成24年3月27日）、成年後見制度の利用促進に向けた市民後見人の活用の推進について（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡/平成28年4月26日）・・・・・・・・・・ 84
- ⑯ 都道府県による法人後見養成研修の推進について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡/令和5年2月9日）・・・・・・・・・・ 87
- ⑰ 市民後見人養成のための基本カリキュラムについて（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡/令和5年4月26日）・・・・・・・・・・ 94
- ⑱ 成年被後見人等に対する新型コロナ予防接種を実施するに当たっての留意事項について（厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡/令和3年3月24日）・・・・・・・・・・ 96
- ⑲ 「生活保護問答集について」の一部改正について（厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡/令和3年9月1日）・・・・・・・・・・ 97

【その他権利擁護支援に係る通知等】

- ⑳ 地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局計画課長等連名通知老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号/平成30年5月10日）抜粋・・・・・・・・・・ 99
- ㉑ 基幹相談支援センター通知（地域生活支援事業等の実施について（厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知 障発第0801002号/令和4年3月30日）抜粋）・・・・・・・・・・ 100
- ㉒ 市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知老推発0710第2号/平成27年7月10日）・・・・・・・・・・ 101
- ㉓ 消費生活センター等における成年後見制度の周知について（消費者庁消費者政策課長事務連絡/平成30年8月16日）・・・・・・・・・・ 102

【参考】

- ㉔ [三士会] 成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について（要請）（平成29年6月9日）・・ 103
- ㉕ 個人情報保護に関する法律・ガイドライン等の体系イメージ／はじめての個人情報保護法 ～シンプルレッスン～（令和4年4月）（個人情報保護委員会作成資料）・・・・・・・・・・ 108

- ②⑥ 意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について（令和2年10月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
- ②⑦ 意思決定支援共通研修資料『意思決定支援の基本的考え方 ～だれもが「私の人生の主人公は、私」～』
・・ 120
- ②⑧ 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（意思決定支援ワーキング・グループ/令和2年10月30
日）・・ 129

【関連資料紹介等】

- 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局/令和5年3月）
P. 78～81、91に成年後見制度の市町村長申立について掲載
- 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室/令和5年7月）
P. 90～96、99 に成年後見制度や日常生活自立支援事業について掲載
- 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障発0331第15号/平成29年3月31日）
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（厚生労働省/平成30年6月）
- 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省/平成30年3月改訂）
- 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて（厚生労働省医政局総務課長通知 医政総発0603第1号/令和元年6月3日）



○ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について（厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課通知 老高発0830第1号・老振発0830第2号/平成30年8月30日）



○ 成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引（最高裁判所）



○ 平成26年度厚労省老人保健健康増進等事業「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書（公益社団法人 あい権利擁護支援ネット/平成27年3月）



○ 平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業報告書」（公益社団法人 日本社会福祉士会/平成31年3月）



○ 令和3年度成年後見制度にかかる取組状況調査報告書（社会福祉法人全国社会福祉協議会/令和4年5月17日）



【後見等開始申立書等の統一書式・記載例】

○ 後見・保佐・補助開始等申立書



○ 記載例（後見開始申立書）



○ 代理行為目録【保佐・補助用】



○ 記載例（代理行為目録）



○ 同意行為目録【補助用】



○ 記載例（同意行為目録）



○ 申立事情説明書



○ 記載例（申立事情説明書）



○ 親族関係図



○ 記載例（親族関係図）



○ 親族の意見書・記載例・親族の
意見書について



○ 親族の意見書・記載例・親族の
意見書について



○ 後見人等候補者事情説明書



○ 記載例（後見人等候補者事情説明書）



○ 財産目録



○ 記載例（財産目録）



○ 相続財産目録



○ 記載例（相続財産目録）



○ 収支予定表



○ 記載例（収支予定表）



○ 診断書の書式



○ 診断書記載例



○ 本人情報シートの書式



○ 本人情報シート記載例



○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条～第十条）
- 第二章 基本方針（第十一条）
- 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
- 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
- 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
 - 二 保佐人及び保佐監督人
 - 三 補助人及び補助監督人
 - 四 任意後見人及び任意後見監督人
- 2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 成年被後見人
 - 二 被保佐人
 - 三 被補助人
 - 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）のっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念ののっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念ののっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八條 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九條 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同案に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目的として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十條 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 1 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 3 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 4 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 5 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ

安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二條 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 成年後見制度の利用の促進に関する目標
- 2 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 3 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 5 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、連

滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

(設置及び所掌事務)

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

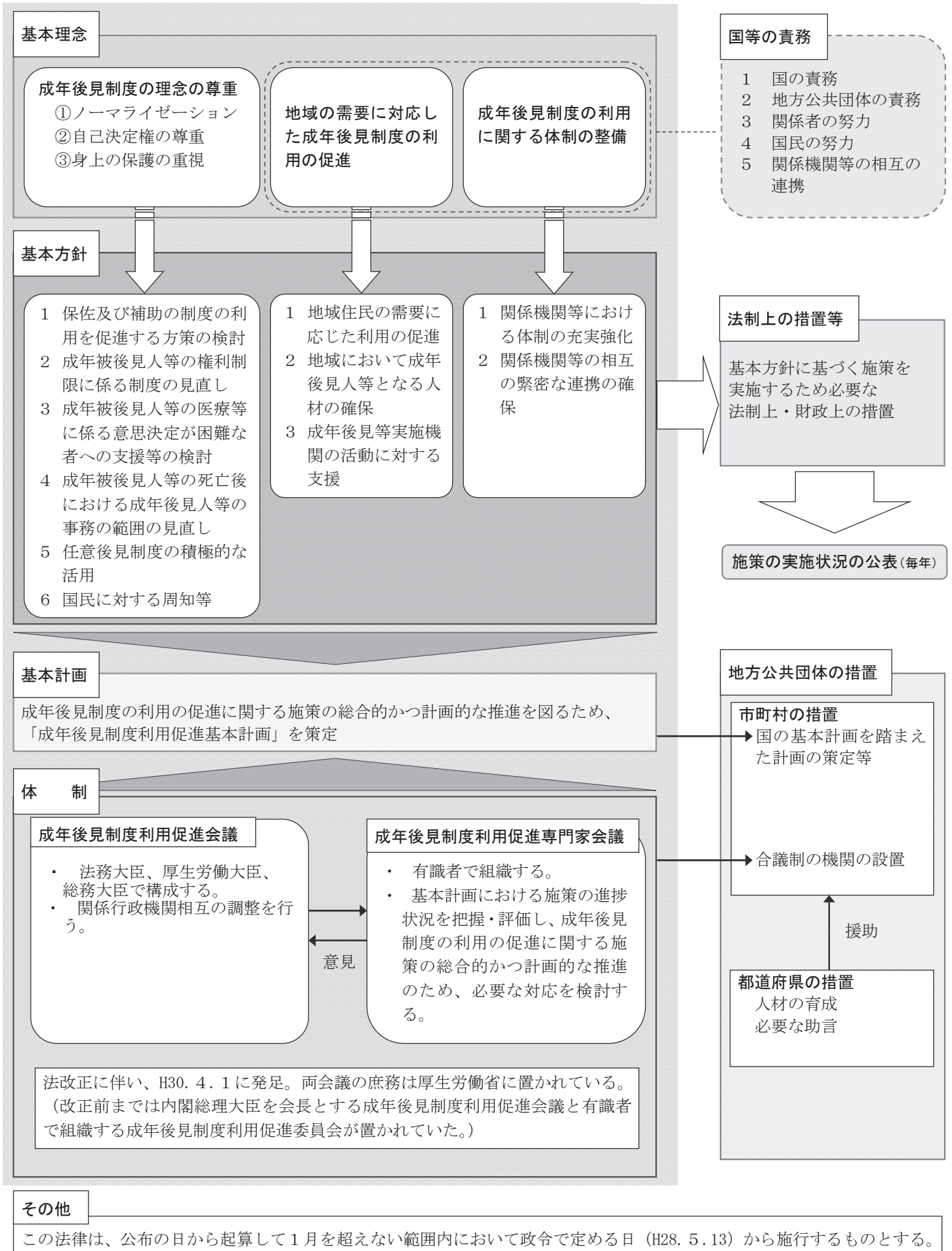
(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定する

ことが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

※平成 28 年 4 月 8 日成立、同年 5 月 13 日施行、
本法附則の規定により平成 30 年 4 月 1 日改正、
同日施行



目次

はじめに	1
1 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け	1
2 新たな基本計画の必要性	1
3 第二期計画の対象期間	2
I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標	3
1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方	3
(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進	3
(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等	4
(3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり	5
2 今後の施策の目標等	6
(1) 目標	6
(2) 工程管理	6
II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策	7
1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実	7
(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討	7
(2) 総合的な権利擁護支援策の充実	7
① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化	8
② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討	8
③ 都道府県単位での新たな取組の検討	10
2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等	11
(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透	11
① 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透	11
② 様々な分野における意思決定支援の浸透	12
(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等	13
① 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進	13
② 後見人等に関する苦情等への適切な対応	14
③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	15
④ 適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組	17
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等	18
① 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等	18
② 家庭裁判所の適切な監督に向けた取組	19
③ 専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組	19

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

令和4年3月25日閣議決定

- ④ 地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果…………… 19
- ⑤ 成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討…………… 19
- (4) 各種手続における後見事務の円滑化等…………… 20
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり…………… 21**
 - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - ー 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加ー
 - ① 地域連携ネットワークの必要性と趣旨…………… 21
 - ② 地域連携ネットワークのしくみ…………… 23
 - ③ 権利擁護支援を行う3つの場面…………… 24
 - ④ 市町村・都道府県・国と関係機関の主な役割…………… 25
 - (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能 個別支援と制度の運用・監督ー
 - ① 地域連携ネットワークの機能の考え方…………… 28
 - ② 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能…………… 29
- (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - ー 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくりー…………… 34
 - ① 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の考え方…………… 34
 - ② 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）…………… 34
 - ③ 中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進…………… 41
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築…………… 46
 - ① 基本方針…………… 46
 - ② 市町村による「包括的」な支援体制の構築…………… 47
 - ③ 都道府県による「多層的」な支援体制の構築…………… 47
 - ④ 国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援…………… 48
- 4 優先して取り組む事項…………… 49**
 - (1) 任意後見制度の利用促進…………… 49
 - ① 基本方針…………… 49
 - ② 周知・広報等に関する取組…………… 49
 - ③ 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組…………… 49
 - (2) 担い手の確保・育成等の推進…………… 50
 - ① 基本方針…………… 50
 - ② 市民後見人の育成・活躍支援…………… 52
 - ③ 法人後見の担い手の育成…………… 54
 - ④ 専門職後見人の確保・育成…………… 56
 - ⑤ 親族後見人への支援…………… 56

- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進…………… 57
 - ① 基本方針…………… 57
 - ② 市町村長申立ての適切な実施…………… 58
 - ③ 成年後見制度利用支援事業の推進…………… 58
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定…………… 59
 - ① 基本方針…………… 59
 - ② 市町村による行政計画の策定…………… 59
 - ③ 都道府県による取組方針の策定…………… 60
- (5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進…………… 61
 - ① 基本方針…………… 61
 - ② 都道府県の機能強化…………… 62
 - ③ 市町村への具体的な支援内容…………… 62
 - ④ 都道府県自らの取組の実施…………… 63

別紙 第二期計画の工程表とKPI

はじめに

1 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本となる計画として位置付けられる。

なお、促進法第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

2 新たな基本計画の必要性

基本計画は、平成 29 年度から令和 3 年度までを最初の計画（以下「第一期計画」という。）の期間として、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）づくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援¹や身上保護を重視²した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。

他方、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっているといった指摘や、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でないなどの指摘がされている。また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど（いわゆる 2025 年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要がある。

そこで、新たな基本計画（以下「第二期計画」という。）を定め、更なる施策の推進を図ることとする。

1 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和 2 年 10 月 30 日 意思決定支援ワーキング・グループ）では、「意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を言めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」とされている。

2 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

3 第二期計画の対象期間

第二期計画の対象期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とする。

I 成年後見制度の利用促進に当たったの基本的な考え方及び目標

1 成年後見制度の利用促進に当たったの基本的な考え方

(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがいないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化し、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められている。

地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超越して、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものである。

一方、ノーマライゼーション³、自己決定権の尊重⁴等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしている。また、その利用促進の取組は、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。このネットワークは、他の様々な支援・活動のネットワーク⁵と連動しながら、地域における包括的・重層的・多層的な支援体制をかたちづくっていくことよって、地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。したがって、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない。

第一期計画では、地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった⁶。そこで、第二期計画では、これを明確にした上

で取組を進めていくことが重要である。権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送る⁷という目的を実現するための支援活動であると定義することができ。権利擁護支援の中でも重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

なお、権利擁護支援は、成年後見制度を含めた総合的な支援として充実させていく必要がある。これは、誰もが判断能力が不十分となる可能性があるため、成年後見制度の潜在的な利用者を念頭に置いた支援を拡げていく必要があるからであり、さらには、多くの関係者の協働を必要とする支援が全国的に展開されることは地域共生社会の実現にも資するからである。

以上のように、第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする。

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度の利用促進は、上記のとおり、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができ体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。そのため、以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組み。

- ① 後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- ② 法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、

7 残っていない人、虐待を受けている人など」を掲げていた。

7 障害者権利条約第19条を参照したものの。同条は、「この条約締結国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包含され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。」と規定している。

一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。

- ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援⁸を総合的に充実すること。
- ④ 本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型⁹が利用されるための取組を進めること。
- ⑤ 安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進すること。

(3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

権利侵害からの回復支援を進める上での重要な核の一つが家庭裁判所や法律専門職である。身近な相談窓口を通じて、家庭裁判所の手続の利用を円滑にすることや法律専門職による支援などを適切に受けられるようにすることで、権利侵害からの回復支援の実質を担保することができ、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加が図られる。したがって、地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

2 今後の施策の目標等

(1) 目標

- ① 1の「成年後見制度の利用促進に当たった際の基本的な考え方」を踏まえ、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。また、同様の観点から、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討も行う。さらに、権利擁護支援を総合的に充実するための検討を行う。
- ② 1の「成年後見制度の利用促進に当たった際の基本的な考え方」を踏まえ、成年後見制度の運用改善等や、地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。

(2) 工程管理

- ① (1)に基づき各施策について、工程表に基づき推進するとともに、施策の性質に応じて設定したKPI¹⁰の達成に向けて取り組む(別紙参照)。なお、成年後見制度利用促進専門家会議(以下「専門家会議」という。)においては、家庭裁判所における取組にもKPIを設定すべきとの意見もあった。最高裁判所は、成年後見制度の利用促進に関する各家庭裁判所の自律的な取組を支援するとともに、できる限り客観性を確保した形で定期的にその進捗状況を専門家会議に報告するなどして、取組を進めることが期待される。
- ② 専門家会議は、進捗管理が特に重要な施策(II 1(2)の「総合的な権利擁護支援策の充実」など)について、ワーキング・グループを設置し、定期的に検討状況を検証する。
- ③ 専門家会議は、第二期計画の中間年度である令和6年度に、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。国その他成年後見制度の利用促進に関わる関係機関・関係者は、中間検証の結果を踏まえ、第二期計画の取組を推進する。

8 成年後見制度以外の権利擁護支援とは、意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策のこと。これらの施策を充実させるための取組はII 1(2)「総合的な権利擁護支援策の充実」を参照。

9 補助類型は、保佐類型より本人の意思に基づき選択の幅が広い制度である。

10 KPIとは、Key Performance Indicator(重要業績評価指標)のこと。

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。さらに、同制度等が見直されるまでの間においても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

そこで、以下のとおり取り組むこととする。

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実 (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘¹¹、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている。

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

また、専門家会議において、市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充すべきといった指摘や、成年後見制度利用支援事業の見直しに関する指摘もされている。国は、こうした指摘も踏まえ、これらの権限・事業についても見直しに向けた検討を行う（成年後見制度利用支援事業については2（2）③イ参照）。

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1)の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援¹²等によって本人を支える各種方策や司法による権

利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する¹³。

① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

・ 日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。一方、地域によって同事業の特機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。

・ 国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるよう、日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法¹⁴について各地域に周知する。また、国は、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行う取組を進めるなど、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、上記の指摘を踏まえ、生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。

・ 家庭裁判所においても、日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解が進むことが期待される。そのため、最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に権利擁護支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、必要な対応を図ることが期待される。

② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

・ 多様な地域課題に対応するため、公的な機関や民間事業者において、身寄りのない人等への生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・

¹³ 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業については（1）及び2（2）③イを参照。

¹⁴ 「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」（厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業）で作成された「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート」の活用が考えられる。

入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。以下同じ。）、公的な機関や民間事業者の本来の業務に付随した身寄りのない人等の見守り、寄付等を活用した福祉活動等の様々な取組が行われている。こうした取組については、公的な制度の隙間を埋めるものや公的な制度利用の入口として効果的であるとの指摘がある一方、一部の事業者については運営方法が不透明であるなどの課題も指摘されている。

- ・ そのため、国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- ・ その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用できることができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。

- ・ 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与のあり方も含めて検討する。

- ・ 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与¹⁵を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につながるなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

- ・ また、サービス等に関する丁寧な説明や本人の特性に合わせた説明が意思決定しやすい環境づくりに寄与することに鑑み、公的な機関及び民間事業者には、合理的配慮に関する取組を行うことが期待される。国及び地方公共団体は、これらの取組が進むよう、関係者に理解を促す取組を進めていく。

- ・ 身寄りのない人等であっても、地域において安心して暮らすことができるよう、国及び地方公共団体は、身元保証人・身元引受人等がないことを前提とした医療機関の対応方法や、施設入所時や公営住宅入居時に身元保証人や連帯保証人を求める必要はないことなどについて、事業者等に理解を促す取組などを更に進めていく。

15 虐待対応や消費者被害への対応、市町村長申立て等が考えられる。

③ 都道府県単位での新たな取組の検討

ア 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討

- ・ 法人後見を実施している団体等は、支援の具体的な実践や課題、解決策について、地域住民や企業など広く地域社会に周知して資金を調達することで、公的財源では性質上対応困難な課題¹⁶にも、柔軟な対応をすることが可能となる。また、地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践への理解や共感を持ち、寄付やボランティア活動などにより、権利擁護支援の取組に参画することは、地域における権利擁護支援の意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。
- ・ 国は、各地域（例えば、都道府県単位）で、こうした取組が普及するよう、必要な方策を検討する。その際、サービス提供者がサービス利用者から直接寄付等を受けるとは利益相反のおそれがあることから、本人が不利益を被らないようなくみ、資金の適切な管理方法・効果的な活用方法等も検討する。

イ 公的な関与による後見の実施の検討

- ・ 虐待等の支援困難な事案については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合があると指摘されている。こうした場合でも、尊厳のある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、国は、このような事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

16 例えば、あらかじめ予算上の措置がされていない、又は予算上の措置が困難な課題などが考えられる。

好や価値観を記録し関係者が確認できるしくみの紹介などの実践につながる普及・啓発を併せて行うことに留意する必要がある。

② 様々な分野における意思決定支援の浸透

・ 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月31日厚生労働省)、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」(平成30年6月厚生労働省)、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(令和元年5月「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班)等について、引き続き研修等で活用するなど、幅広い関係者に普及・啓発を行っていく必要がある¹⁸。

・ 国は、関係者等における各ガイドラインの理解状況等を把握した上で、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成する。その上で、国や、地方公共団体を始めとする地域連携ネットワークの関係者は、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う必要がある。

・ 地域住民への意思決定支援の浸透においては、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討する。

・ 意思決定支援を踏まえた支援が適切に実施されるためには、継続的な取組や定期的な見直しが必要である。国は、関係者における意思決定支援の取組状況や課題を踏まえ、必要に応じて、医療、福祉、介護等の幅広い関係者による支援が適切に実践される方策を検討する。

・ 家庭裁判所においても、意思決定支援に対する理解が進むことや、意思決定支援を踏まえた対応が図られることが期待される。最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に意思決定支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏ま

18 普及・啓発の一環として、必要に応じて、具体的な実務に関する普及・啓発に取り組むことも重要である。例えば、予防接種についても、意思決定支援の考え方を踏まえ、本人への丁寧な説明、本人の意思の確認、本人による署名又は代筆が原則となるが、接種に関する本人の意思確認が困難な場合には、本人のそれまでの意思、生活歴、選好、本人にとっての最善の方針が何かを踏まえた上で、家族、医療・ケアのチーム、成年後見人等と相談しながら判断する必要がある。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適切・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。

後見人等は、民法(明治29年法律第89号)第858条等の趣旨に基づき、障害特性や本人の状況等を十分に踏まえた上で、本人の意思の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行う必要がある。これに加えて、後見人等が本人を代理して法律行為をする場合、本人の意思決定支援の観点からも、本人の自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好(本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌いをいう。以下同じ。)や価値観を適切に反映させる必要がある。

後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。また、家庭裁判所職員における意思決定支援についての理解と、意思決定支援を踏まえた対応も重要である。そのため、以下の取組を行う必要がある。

① 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透

・ 都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関¹⁷の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。

・ 国は、都道府県で意思決定支援の指導者となり得る人材を育成するため、引き続き、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に関する研修を実施するとともに、成年後見制度利用促進ポータルサイトで意思決定支援に関する最新の情報や知見を紹介するなどの取組を行う。また、国は、互助・福祉・司法の支援を効果的に行うため、権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職のアドバイザーの育成を行うほか、地方公共団体における専門的助言についてのオンラインのしくみの活用支援などを行う。

・ 専門職団体は、4(2)④のとおり、専門職に対する研修等を実施する。
・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発に当たっては、同ガイドラインが示す原則的な考え方や本人を支援する関係者によって構成されるチームによる支援の重要性のほか、本人の意思及び選

17 中核機関については、3(1)②ウ参照。

えた必要な対応を図ることが期待される。

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等が選任される必要がある。また、本人の状況の変化等を踏まえ、後見人等の柔軟な交代が行われることを可能とする必要がある。さらに、適切な後見人等の選任・交代は、本人が納得した上で、後見人等に対して適切な報酬が支払われることにも関係するものと考えられる。

そのため、後見人等の選任・交代や報酬等のあり方などについて、以下の取組を行う。なお、以下の取組の中には、地域の連携協力体制がその基盤となるものがあり、これについては3の「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に記載している。

① 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

家庭裁判所は、本人の自己決定権の尊重や身上保護の充実といった第一期計画の方針を踏まえ、自主的な努力の積み重ねで、親族後見人の選任の推進など一定の成果を出してきた。裁判事項については、裁判所が個々の事案に応じて独立して職権を行使する性質であるものの、各家庭裁判所に、こうした成果も踏まえながら、事案や場面に応じた適切な対応ができるよう、以下の取組や権利擁護支援に関する研修の実施を含め、引き続き努力することが期待される。

- ・ なお、苦情等への対応については、②に記載している。
- ・ 市民後見人・親族後見人等の候補者がいる場合は、その選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任する。親族後見人から相談を受けるしくみが地域で十分に整備されていない場合は、専門職監督人による支援を検討する。
- ・ 必要に応じた複数選任や、本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じた柔軟な後見人等の交代や追加選任を行う。
- ・ 補助の開始、代理権・同意権付与や、保佐の代理権付与の審判の際、その必要性についても適切に審査する。その際、意思決定支援に基づく本人による意思決定の可能性も適切に考慮する。
- ・ 後見類型についても、代理権行使の必要性が低下した場合、中核機関、専門職団体、日常生活自立支援事業の実施団体等と連携し、市民後見人等

への交代や同事業の併用などにより、意思決定支援の観点を重視する。

- ・ 上記のような運用が適切に行われるようにするため、後見等の開始の審判時に、後見人等の職務に関する見直しの時期・観点について関係者間で認識を共有し、その後の状況を踏まえ、本人のニーズ・課題の状況や後見人等の適性を定期的に再評価する。

② 後見人等に関する苦情等への適切な対応

ア 基本方針

(ア) 後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違いなど様々なものがある。

そのため、まずは、成年後見制度等に関する広報や事前の説明により、本人や関係者の制度に関する理解を促進することが重要である。

- (イ) その上で、以下の役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。
- ・ 家庭裁判所には、後見監督の一環として、後見人等が本人のためにその職務を適切に行うよう、その職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言・指導を行うことが予定されている。そのため、家庭裁判所には、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して対応することが期待される。
 - ・ 専門職団体には、当該団体に所属する専門職後見人等に関する苦情等について、家庭裁判所などと連携し、その解決に向けて適切に対応することが期待される。また、そのための団体内のしくみの検討を進めることが期待される。
 - ・ 市町村・中核機関は、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応（福祉、医療等のサービスの調整を含む。）を行う。さらに、必要に応じて、専門職団体と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡する。
 - ・ 都道府県には、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用した市町村支援等の対応を検討することが期待される。

ア 適切な報酬の算定に向けた検討

・ 後見人等の適切な報酬の算定については、最高裁判所及び各家庭裁判所において、当事者団体や専門職団体の意見も踏まえ、後見人等の事務の内容や負担の程度、報酬額の予測可能性の確保の観点のほか、後見人等の報告事務の負担にも配慮する観点から検討が進められている。そして、財産管理事務のみならず、身上保護事務についても適切に評価し、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に応じて報酬を算定するという方向性¹⁹⁾について、最高裁判所から、適時に専門家会議に報告されてきている。専門家会議では、本人への丁寧な面談やケア会議などへの出席といった日常的な関わりに応える報酬設定とすることが望ましい、専門職後見人には専門性に応じた適切な報酬が支払われるべき、後見人等の質（地方公共団体や専門職団体等による能力向上のための研修の受講の有無）、属性（専門職か否か）、本人の財産の多寡、地域の状況も適切に評価すべきなどの指摘や、実態の把握を適切に行うべきなどの意見があった。

・ 現行制度において報酬付与は裁判事項であるものの、最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定についての上記のような指摘も踏まえ、利用者にとっての予測可能性をできる限り確保し得る形で、考え方を早期に整理することが期待される。

イ 成年後見制度利用支援事業の推進等

・ 低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事例が相当数あるとの指摘がされている。

・ そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

・ 国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留

イ 具体的な取組

・ 後見人等に関する苦情等を把握した機関（家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関など）は、苦情等に関する事情を十分に聴取・確認し、本人の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応を必要とするものかどうかを検討する。その上で、具体的な対応が必要と判断した場合、上記ア（イ）の役割や各地域における対応体制の実情などを踏まえ、自ら主体となって調整すべきものかどうかを検討する。検討の結果、他の機関が調整することが適当な事案の場合は、適切な機関等に対応を引き継ぐ。

・ 家庭裁判所には、後見人等に関する苦情等がある事案（解任事由がない場合を含む。）について、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関等が適切に連携することにより、本人のニーズと後見人等の適格性を評価し、必要性が認められる場合には、後見人等の追加選任や交代を実現できるよう努力することが期待される。なお、専門家会議において、家庭裁判所には、専門職団体に対して専門職後見人の不正の防止・早期発見に向けた適切な情報提供をすることが求められるとの意見もあった。

また、専門家会議においては、家庭裁判所が、必要に応じ、家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）に基づく後見人等への指示（例えば、後見人等が身上保護に関する事務や意思決定支援を行うに当たり、本人の意向を尊重する旨の指示や、本人の支援方針を検討するケース会議等）に出席する旨の指示）や、家庭裁判所調査官による調査等を適切に活用することが期待されるとの意見もあった。

③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

後見人等の報酬のあり方は、後見人等が選任される際に期待された役割を後見人等がどのように果たしたかという評価の問題であり、後見人等の選任のあり方とも密接に関係することから、適切な後見人等の選任・交代のあり方と併せて検討された。また、全国どの地域においても、本人の所得や資産の多寡にかかわらず、成年後見制度を適切に利用できるようにすることが重要である。そのため、後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要がある。

なお、後見人等に対して適切な報酬が支払われるかは、後見人等の担い手の確保とも密接に関連することから、担い手の確保についても併せて推進する必要がある、その方策を4（2）に記載している。

¹⁹ 「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」の1（2）アでは、「報酬の算定に当たっては、・・・財産管理事務のみならず身上保護事務についても適切に評価し、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に見合う報酬とすること・・・が望まれる。」とされている。

意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。また、上記アにより早期に考え方が整理されることが期待される適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。

- ・ 国は、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。

ウ 成年後見制度の見直しに向けた検討に併せた検討等

- ・ 国は、後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべきなどといった指摘があること等を踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討の際、報酬のあり方についても検討を行う。関係省庁は、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成等の関連する制度のあり方について検討する。

④ 適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組

ア 本人情報シートの活用の推進

本人情報シートは、適切な医学的診断や適切な後見人等の選任にとつて有益であり、後見等開始の審判において多くの事案で提出されている。他方、本人情報シートが、裁判所には提出されていないことから、診断書を作成する医師に提供されていない事案が一定数あることから、家庭裁判所には、専門職団体や市町村・中核機関等とも連携し、作成された本人情報シートが確実に医師に提供されるよう、申立人に対するわかりやすい説明や関係者への更なる周知などに取り組むことが期待される。また、最高裁判所には、本人情報シートの活用状況や実態の把握に努め、本人にとつて適切な後見人等の選任・交代が促進されるよう、専門職団体や福祉関係者²⁰等の関係者と連携し、本人情報シートの更なる活用に向け

20 ここでの福祉関係者とは、「ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている人（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括支援センターや、権利擁護支援センターの職員等）」のことをいう（「成年後見制度における診断書作成 本人情報シート作成の手引（令和3年10月 最高裁判所事務総局家庭局）」27ページを参照した。）。

た方策（例えば、申立後の本人情報シート²¹の活用、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の様式等の併用）を検討することが期待される。

イ 後見申立等に関するその他の取組

最高裁判所・家庭裁判所には、本人にとつて適切な後見人等の選任・交代が推進されるとともに、申立人・後見人等の事務負担の軽減や手続の迅速化にも資するよう、家庭裁判所への後見等開始の審判の申立てや後見事務の報告に関する書類などのあり方を含め、必要な方策を検討することが期待される。

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

不正事案は、第一期計画に基づく取組により減少しつつあるが、成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするため、引き続き不正防止の取組が重要である。したがって、監督機能の充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関・関係団体は、不正事案の発生を未然に抑止するための方策を推進する必要がある。その際、成年後見制度の利用促進は、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるようにすることを踏まえ、本人の意思の尊重や利用しやすさも考慮して進める必要がある。

また、利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには適切な事後救済策も重要であり、そのために必要な方策を推進する必要がある。

なお、任意後見制度における不正防止については、4（1）に記載している。

① 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金²¹は、後見人等の属性を問わず、広く後見人等による不正防止に有用であるとともに、財産管理の負担が軽減されることで親族後見人の適切な選任にも資するものである。また、後見制度支援預貯金には、身近な金融機関でも導入が比較的容易であるなどのメリットがある。一方、その運用においては、財産の固定化によって本人の積極的な財産活用や日常生活への柔軟な対応に支障が生じないよう留意が必要である。

21 金融関係団体等による「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」において、令和3年10月、保佐・補助類型を対象とする預貯金管理のしくみに関する方向性がとりまとめられた。

金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁や関係省庁とも連携しつつ、これらのしくみの導入や改善を図ることが期待される。また、利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することも期待される。

家庭裁判所には、後見人等の担い手となる団体等に対して、これらのおくみを導入している金融機関に関して把握している情報を適切に提供するなどが期待される。

国は、最高裁判所と連携し、金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、必要に応じ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。

② 家庭裁判所の適切な監督に向けた取組

最高裁判所・家庭裁判所には、引き続き、不正防止のため、後見制度支援信託・後見制度支援預貯金や後見監督人等の活用が難しい親族後見人等の事案を含め、適切な監督に向けた取組をすることが期待される。

③ 専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組

専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体は各市民後見人に対して、それぞれ後見事務における不正防止の取組を受任前・養成の段階から進めることが期待される。また、後見事務について不適正な点を発見した場合は、家庭裁判所と連携し適切に対応する必要がある。

④ 地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果

本人の意思を尊重しつつ、後見人等による不正行為の防止を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするためには、後見人等を孤立させないよう、必要に応じた支援の下、権利擁護支援チーム²²の一員として後見人等が職務を行うことができる環境整備が重要である。したがって、3のおおり、地域連携ネットワークづくりを進めるほか、専門職団体は、各団体に所属する専門職後見人等に対し積極的に助言等を行う。

⑤ 成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討

・ 利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには、不正防止策に加えて、後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な

事後救済策も重要である。そのため、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体には、保険会社とも連携し、後見人等の故意による被後見人の損害を補償するための保険を含め、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

・ その上で、こうした保険の導入状況や成年後見制度の見直しの検討状況なども踏まえ、関係省庁、最高裁判所、専門職団体及び市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体は、保険会社とも連携し、必要に応じ、適切な事後救済策の普及方策を検討する。

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等

・ 市町村・金融機関等の窓口において、成年後見制度の利用者²³が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、国及び地方公共団体は、市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署及び金融機関等の窓口担当者に対して、同制度の理解の促進を図る必要がある。

・ 国及び地方公共団体は、新たな行政手続を創設する場合、成年後見制度の利用者²⁴が、同制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある。また、国及び地方公共団体は、行政手続のデジタル化に当たり、成年後見制度の利用者²⁵が、成年後見制度を利用したことによって、同制度以外の代理人による手続利用の場合と比較して不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある。

・ 金融機関には、本人以外から預金取引の申出や保険金等の支払請求を受けた際、当該申出等が本人の日常生活の支援という目的・範囲に照らして合理的なものであるかどうかの確認を行うだけでなく、本人の権利擁護の観点から、本人にとっての必要性や利便性とともに、権利侵害の防止も重視して対応することが期待される。上記の観点から、国は、金融機関に対して、成年後見制度や権利擁護支援の理解を促進するための周知等を行う。

23 後見類型だけでなく、補助・保佐類型の利用者もいることに留意する必要がある。

24 注釈 23 参照

25 注釈 23 参照

22 権利擁護支援チームについては、3 (1) ②ア参照。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワーク²⁶づくり

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 ー 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加ー

① 地域連携ネットワークの必要性と趣旨

ア 地域連携ネットワークの必要性

- ・ 権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったりしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵害されていることに気づくことができない場合もある。そして、こうした状況は、全国の地域においても必ず起こり得ることである。

・ 本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要である。虐待や消費者被害などが生じている状況では、行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげることも必要になる。

- ・ また、権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがなく、または身寄りに頼ることができない状態や、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。このことから、権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を充実することも重要である。

・ 以上のことから、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

イ 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- ・ 第一期計画では、上記の地域連携のしくみを、地域連携ネットワークとし、全国の地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにする

²⁶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークは、「はじめに」の2で、「地域連携ネットワーク」と読替をしている。また、第二期計画における権利擁護支援とは、意思決定支援等による権利行使の支援と、虐待対応等による権利侵害からの回復支援の両方を含む考え方である。詳細は、I 1 (1)「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」の定義参照。

いう観点から、その整備を進めてきた。

- ・ 第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることとする。具体的には、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみ²⁷のほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。

・ さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族の構成員同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうした世帯内の複合的な地域生活課題²⁸としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。

- ・ 地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、このような課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でなく、地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

²⁷ 既存のしくみには、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」や、「認知症初期集中支援チーム」、「認知症高齢者見守りネットワーク」等の地域支援体制などがある。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、市町村が主体となり、保健所や精神保健福祉センターとの連携を図りつつ、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、居住支援法人等居住支援関係者、ピアサポーター、意思決定を支援する人などとの重層的な連携による支援体制を構築することである。

「認知症初期集中支援チーム」とは、複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチームのことである。

「認知症高齢者見守りネットワーク」とは、認知症高齢者等の行方不明の防止や発見等の見守りに関するネットワークのことである。

²⁸ 地域生活課題とは、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスが必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の課題に参加する機会が確保される上での各般の課題」のこと。社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条第3項に規定。

ウ 地域連携ネットワークづくりの進め方

- ・ イの方向性に基づいた具体的な取組は、(3)で記載しているが、これらから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下に取り組み体制を整備するべきである。

- ・ 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること

- ・ 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関(②ウを参照)の役割をどういった機関や体制で担うのかを明らかにすること
- ・ また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。こうした地域連携ネットワークの機能を段階的・計画的に充実していくことで、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図ることができるとなる(充実が求められる機能や取組は、(2)②イ・ウ、(3)②イ・ウを参照)。

- ・ なお、これらの体制整備には、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

② 地域連携ネットワークのしくみ

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核となる機関(中核機関)」の3つのしくみからなる。

ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

イ 協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け²⁹、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割(協議会の運営等)

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人(例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等)を適切に選定するものとする。

なお、国は、1(1)に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

③ 権利擁護支援を行う3つの場面

地域において、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援を行う場面は、以下の3つに整理できる。

ア 権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前)

- ・ 本人を取り巻く関係者³⁰が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなぐ場面。
- ・ この場面では、成年後見制度につなぐ場合や、同制度以外の権利擁護支援(権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センター

29 身近な相談機関を一次相談窓口にして、中核機関は一次相談窓口からの相談を受けている地域もある。

30 本人に身近な家族・親族等、医療・福祉・介護等の関係者、民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者のこと。

の相談対応など）などにつなぐ場合がある。

イ 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）

- ・ 成年後見制度の申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整し、家庭裁判所に申し立て、後見人等が選任されるまでの場面。
- ・ この場面では、制度利用後の支援方針を検討する。その中で、適切な権利擁護支援チームの体制も検討する。

ウ 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

- ・ 家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、後見活動が開始されてからの場面。
- ・ この場面では、権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援を開始する。

④ 市町村・都道府県・国と関係機関の主な役割

権利擁護支援は、地域や福祉、行政、司法など多様な分野・主体が関わるものである。また、第二期計画の期間内に、令和7年を迎えて認知症高齢者が増加するなど（いわゆる2025年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みである。

このようなことに対応できるよう、地域連携ネットワークは、多様な主体が積極的に参画し適切な役割を果たすことで、持続可能な形で運営できようにすることが重要である。家庭裁判所においても、地域連携ネットワークの中で、持続可能な形で、各関係機関と必要な連携を行いながら、成年後見制度の運用・監督にあたることが重要である。

ア 行政（市町村・都道府県・国）

（ア）市町村

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協

議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。

- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセーフネットワークの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。

- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす（4（2）、（3）、（4）を参照）。

（イ）都道府県

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす（4（2）、（4）、（5）を参照）。

- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

（ウ）国

- ・ 国は、市町村や都道府県が進める地域連携ネットワークづくりを後押しする観点から、以下の役割を担う。
 - ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトを活用した最新の情報や知見の共有
 - ・ 都道府県等との連携や権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）のしくみを通じた全国の取組状況や地域による格差などの継続的な把握と必要な助言の実施
 - ・ 各取組の進捗状況等を勘案した必要な研修等の支援策の検討と実施

イ 中核機関（再掲）

- ・ 中核機関は、②ウに記載した地域連携ネットワークのコーディネートを行う役割を担う。

ウ 家庭裁判所

- ・ I 1（2）の考え方とおり、家庭裁判所には、尊厳のある本人らしい生活の継続を実現することができるよう、地域連携ネットワークの中

護支援に関する課題を含む相談を受けた場合、中核機関や専門職等と連携して、必要な情報の収集や集約、整理を行い、必要な支援につなげることが期待される。

- ・ 特に、従来より権利擁護業務を実施している地域包括支援センターや基幹相談支援センター等には、これらの業務に対する積極的な関わりが求められる。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能

① 個別支援と制度の運用・監督

① 地域連携ネットワークの機能の考え方

第一期計画では、地域連携ネットワークの機能について、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援、関連制度からのスムーズな移行）及び後見人支援機能の4つを位置付けてきた。

今後は、権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげていくようにすること、また、そのために地域連携ネットワークが、多様な主体の積極的な参画と適切な役割の発揮の下で、持続可能な形で運営できるようにすることが重要である。

このような観点から、上記の4機能について、本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能（②を参照）と、その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組（③を参照）に大別した。

併せて、地域連携ネットワークが担う機能には、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援³¹」機能と、家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督³²」機能があることを、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で整理した。

で、成年後見制度の適切な運用・監督を行うことが期待される。

- ・ こうした観点も踏まえ、家庭裁判所には、地域連携ネットワークづくりや成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。

エ 専門職団体

- ・ 権利擁護支援を必要としている人は、成年後見制度の利用に限らず、権利擁護や意思決定に関し、福祉的又は法律的な支援が必要になる場合があり、各専門職には、各種場面において、専門分野に応じた役割を發揮することが期待される。

- ・ こうした観点も踏まえ、成年後見制度の利用促進に関わる専門職団体には、地域における協議会等に積極的に参画することや、地域連携ネットワークにおける相談対応や権利擁護支援チームによる支援の活動などにおいて、本人の特性等に合わせながら、専門性を生かした積極的な役割を果たすことが期待される。その際、市町村や都道府県等との連携が円滑に進むよう、都道府県単位などで連絡窓口を整備することが期待される。

オ 当事者等団体

- ・ 権利擁護支援を必要とする人が、同じような経験をしながら暮らしている仲間と出会い、尊厳のある生活の継続の実態を知ることが、本人にとって非常に大きな力となり、自分のことを自分で考え決めていくための基盤となる。
- ・ こうした観点も踏まえ、認知症、知的障害、発達障害、精神障害等、成年後見制度を利用する可能性がある当事者等の団体には、本人へのピアサポートや、当事者の視点からの協議会や地域づくりへの参画などが期待される。

カ 各種相談支援機関

- ・ 権利擁護支援を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しい。したがって、各地域での見守りや支え合いの中で、早期に身近な相談窓口につなげた上で、成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査を行う必要がある。
- ・ こうした観点も踏まえ、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各分野において地域住民等からの相談を受けている相談支援機関には、権利擁

31 専門家会議福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループにおいて、「福祉や行政の関係者、中核機関が行う支援は、本人等の求めに対し、課題整理などを行い、本人自身の力を基にした解決を図るため、必要に応じ、支援や環境の調整を行うものであり、後見人等への指導や後見事務の適正性の判断・チェックを行うものではないこと」といった趣旨の指摘が多数あった。

32 家庭裁判所が行う後見監督は、その一環として、後見人等の職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言や指導を行うことが予定されている。ただし、司法機関である家庭裁判所においては、福祉的観点からの助言等は難しいといった実情もある。

② **権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能**

福祉・行政・法律専門職など多様な主体による「支援」機能としては、(1)③で整理した権利擁護支援を行う3つの場面に応じて、それぞれ以下の3つが挙げられる。

- ・ 「権利擁護の相談支援」機能
- ・ 「権利擁護支援チームの形成支援」機能
- ・ 「権利擁護支援チームの自立支援」機能

また、家庭裁判所による「運用・監督」機能としては、同様に、それぞれ以下の3つが挙げられる。

- ・ 「制度利用の案内」機能
- ・ 「適切な選任形態の判断」機能
- ・ 「適切な後見事務の確保」機能

	「支援」機能	「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能	制度利用の案内機能
成年後見制度の利用の開始までの場面(申立ての準備から後見人等の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人等の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

ア **「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能**
 権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前)における「権利擁護の相談支援」機能と、「制度利用の案内」機能は、以下のとおりである。

(ア) **権利擁護の相談支援機能**
 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援チームの承認と必要な支援へのつなぎを行う機能。

a 本人等からの相談対応と制度の説明

- ・ 本人を取り巻く関係者³³が、地域連携ネットワークのつながりや支え合いを通じて、日頃から接している権利擁護支援を必要とする人の状態や生活状況などを把握する。

・ 日常生活などで課題を把握した場合は、地域の相談支援機関などにつなぎ、地域の相談支援機関は寄せられた相談への対応を行う。

- ・ 相談対応時には、本人と関係者に、成年後見制度のしくみ(支援内容や利用する場合の留意点などを含む。)やそれ以外の権利擁護支援(支援内容や法律行為に関する取消権等がないなどの留意点などを含む。)に関する説明を行う。

b 権利擁護支援チームの精査と必要な支援へのつなぎ

- ・ 相談支援機関による相談を通じた情報収集を行うほか、必要に応じて、中核機関や専門職がケース会議に参加するなどして、本人の意思及び選好や価値観、判断能力や生活の状態、権利擁護や意思決定支援が必要となる状況、支援の状況や支援者等との関係性等の情報などを集めて、成年後見制度の利用が必要かなど権利擁護支援チームの精査を行う。

- ・ 精査の結果、成年後見制度の必要性を確認できた場合は、その適切な利用の検討につなぎ。他方、成年後見制度の必要性を確認できない場合も、本人の権利擁護支援チームに応じ、必要な見守り体制や成年後見制度以外の支援へのつなぎを行う。

(イ) **制度の利用の案内機能**

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

- ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内を行う(例えば、パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進)。また、必要に応じて、各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先を案内する。

イ **「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能**

成年後見制度の利用の開始までの場面(申立ての準備から後見人等の

33 本人に身近な家族・親族等、医療・福祉・介護等の関係者、民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者のこと。

選任まで)における「権利擁護支援チームの形成支援」機能と、「適切な選任形態の判断」機能は、以下のとおりである。

(ア) 権利擁護支援チームの形成支援機能

中核機関が、専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討する。その方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用(3)③ア(ウ)「都道府県による協議会」参照)して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。

a 権利擁護支援の方針の検討

・ 相談を通じて得られた情報を基にして、判断能力の低下の進行や支援状況によって生じている具体的な課題(財産管理・各種手続の課題、意思決定の課題、法的な課題、地域社会への参加に関する課題など現時点で生じているものだけでなく、将来に生じる可能性のある課題を含む。)を整理する。

・ その上で、本人の強みを活かすことや支援体制を調整することなどの意思決定支援の視点と本人保護などの権利侵害の回復支援の視点から、成年後見制度の利用を開始する方が適切か、他の支援につなぎ直す方が適切かの確認なども含めて、支援方針の検討を行う。

・ 当該支援方針を検討する前に、成年後見制度を利用することによって受けられる支援や、同制度を利用することによる留意点を本人に説明し、本人の意向を確認しておくなど、支援の方針に本人の意向が反映できるようにする。

b 適切な申立ての調整

・ 本人の申立てに対する意向を確認した上で、本人の状態や親族との関係性などを踏まえ、市町村長申立ての検討を含む適切な申立人の検討と調整を行う。

・ 必要に応じて、診断書や本人情報シートなど申立てに必要な書類等の収集や、申立書に記載する情報の整理など、関係機関が適切に役割分担して対応する。

c 権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援(後見人等の参画を含む。)

・ 支援方針を基に、対応すべき課題と後見人等に求められる役割、補助・保佐の活用も含めた想定される類型や必要となる同意・代理行為、把握可能な範囲内の収支や財産状況、成年後見制度利用支援事業の対象か、課題解決後の後見人等の交代の方向性(専門

職後見人から市民後見人への交代など)などの確認や、必要に応じた支援方針の調整を行う。

・ その上で、関係機関の連携により、必要に応じ、後見人等の候補者と選任形態(複数後見など)についての調整を行う。この際、市民後見人の育成状況や受任可能な専門職数などの地域の実情を踏まえつつ、専門職については、その専門性を適切に発揮できる事業や場面で候補者とすることを考慮する。

・ 併せて、後見人等が選任されるまでの一時的な支援や対応の調整、役割分担を行うなど、本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成を進める。その際、地域の実情に応じて、本人と後見人等候補の予定者が申立て前に面談して相性を確かめることも考えられる。

(イ) 適切な選任形態の判断機能

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報(例えば、本人の意向や、対応すべき課題、後見人等に求められる役割、補助・保佐の活用も含めた想定される類型や必要となる同意・代理行為、収支や財産状況、成年後見制度利用支援事業の対象か、課題解決後の交代を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを共有し、これらも含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行う。

ウ 「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能

成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人等の選任後)における「権利擁護支援チームの自立支援」機能と、「適切な後見事務の確保」機能は、以下のとおりである。

(ア) 権利擁護支援チームの自立支援機能

中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。

a 権利擁護支援チーム開始の支援

・ 後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チームによる支援を開始するに当たり、関係者間で、申立て前に想定していた方針を共有し、役割分担の再確認を行う。具体的には、本人

や後見人等、関係機関などが参加する会議を必要に応じて開催するなどして、支援内容や、将来的に後見人等の交代が想定されている場合はその方針などについて共有し、必要に応じて方針を再調整した上で、後見人等を含めた関係者間で役割を分担する。

- ・ 方針の共有と役割分担の再確認の後、権利擁護支援チームの中で、支援の実施状況や課題の解決状況などを確認する時期について、支援の開始時点であらかじめ定めておく。また、必要に応じて、中核機関や専門職などのバックアップが必要になる場面や期間を確認しておく。

b 権利擁護支援チームの支援の開始後、必要に応じて行う支援

- ・ 支援の開始後は、専門職後見人を含む後見人等や権利擁護支援チームの関係者からの相談に応じる。
- ・ 必要に応じて、追加して必要となる支援の調整³⁴や、後見人等の交代、類型・権限変更などの検討や調整を行う。交代後は、必要に応じて、本人や新旧の後見人等、関係機関などが参加する会議を開催するなどして、新しい後見人等に、本人の状況等が適切に引き継がれるようにする。
- ・ また、あらかじめ定められた時期に、課題の解決の状況等を確認し、当該チームの自立状況を踏まえて、一旦、中核機関や専門職などによる当該チームへの支援を終結する。ただし、状況が変化した場合に、速やかに相談できる体制を確保しておくことに留意する。

(イ) 適切な後見事務の確保機能

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

- ・ 後見監督の一環として、後見人等が行う職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）の適切な遂行のため、司法機関としての立場から後見人等の相談対応や助言を行う。なお、司法機関である家庭裁判所では、身上保護や意思決定支援に関する相談に対して、福祉的観点からの助言等を行うことは難しいことを考慮し、権利擁護支援チームの自立支援機能と連携して、司法機関としての立場から後見人等の相談対

34 支援の調整のうち、意思決定支援を進める際は、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のプロセスに沿って対応することが重要である。この際、意思の形成・表明に当たり不当な影響（本人を萎縮させたりからの影響など）を受けない環境を整備することや、本人の意思及び嗜好や価値観に焦点を当てた支援が行えるように関係者が調整を行う場を設けることが重要である。

応や助言を行う。

- ・ 必要に応じて、指導や指示、監督処分といった後見監督を行う。
- ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考に、適切な交代や選任形態の見直しを行う。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
一 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり

① 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の考え方

地域連携ネットワークにおいて、権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「運用・監督」機能を適切に果たすことができるようになるためには、地域・福祉・行政・法律専門職や家庭裁判所などの地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点を持って、自発的に協力して取り組む必要がある。

ア 「共通理解の促進」の視点

地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所など、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有する必要がある。

イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点

地域連携ネットワークの機能を高めていくため、現在活躍している関係者のみならず、様々な立場の関係者が新たに地域の権利擁護支援に参画して、各々が可能な取組を行い、その取組を拡げていく必要がある。

ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点

多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるしくみを整備する必要がある。

② 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組は、地域連携ネットワークの関係者が連携して進めることが重要である。以下では、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組として、地域連携ネットワークづくりの段階に応じ、全国各地で共通して実施することが望ましいものを挙げていく。

各地域の協議会において、地域連携ネットワークの関係機関・団体がこ
うした取組を実施するに当たっては、各市町村の包括的な支援体制との一
体的な運用に留意するとともに、取組に優先順位を付ける、既存のしくみ
を活用するなどの様々な工夫を話し合いながら協力して進める必要があ
る。なお、地域の実情に応じて、以下に挙げていない取組を行うことも可
能であり、例えば、重層的支援体制整備事業³⁵と地域連携ネットワークの
取組の連携を図ることで、より効果的・効率的な体制づくりが推進される
などの効果も期待される。

また、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組には、市町村
単位では取り組みにくい内容もある。それらについては、都道府県が主導
して、市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要である。

国は、市町村や都道府県のこうした取組の後押しを行う。

地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組	
ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍
<p>【場面】 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）</p> <p>【機能】 権利擁護の相談支援機能／制度利用の案内機能</p> <p>【場面】 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）</p> <p>【機能】 権利擁護支援チームの形成支援機能／適切な選任形態の判断機能</p> <p>【場面】 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）</p> <p>【機能】 権利擁護支援チームの自立支援機能／適切な後見事務の確保機能</p>	<p>ウ 機能強化のためのしくみづくり</p> <p>ア 各相談支援機関等の連携のしくみづくり</p> <p>イ 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり</p> <p>ロ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築</p> <p>エ 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり</p> <p>エ 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制 度利用支援事業をた 適切に実施するた めの体制の構築</p> <p>エ 後見人等では解 決できない共通課 題への支援策の構 築</p> <p>エ 家庭裁判所と中 核機関の適時・適切 な連絡体制の構築</p>
<p>ア 成年後見制度の必要性など権利擁護支援に関する理解の浸透（広報を含む）</p> <p>イ 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）</p> <p>ロ 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透</p> <p>ハ 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透</p>	<p>イ 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化</p> <p>ロ 中核機関と各相談支援機関との連携強化</p> <p>ハ 都道府県と市町村による地域の担い手の育成</p> <p>ニ 専門職団体による専門職後見人の育成</p> <p>ヘ 地域の担い手の活躍支援</p> <p>ヘ 制度の利用者や後見人等からの相談を受けける関係者との連携強化</p>
<p>ア 後見人等の役割についての理解の浸透</p>	<p>ア 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化</p> <p>ロ 制度の利用者や後見人等からの相談を受けける関係者との連携強化</p>

ア 「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能を強化するための取組（権利擁護支援の検討に関する場面）

権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）における「権利擁護の相談支援」機能及び「制度利用の案内」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。

（ア）「共通理解の促進」の視点による取組

- ア 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透
（制度の広報を含む）

35 令和2年の社会福祉法改正により創設された、市町村が地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた3つの支援を一体的に実施する事業（実施を希望する市町村の任意事業）。

- ・ 地域連携ネットワークの関係者は、成年後見制度を利用する可能性のある本人や家族、地域住民、福祉・行政・法律専門職などの関係者に対し、一般的な広報に加え、成年後見制度の利用の効果・留意点や制度の活用が有効な事案のほか、声を上げることができない権利擁護支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などを周知・啓発する。また、対象者ごとに伝える内容・方法が異なることから、対象者に合わせて行う必要がある。加えて、任意後見・補助・保佐に関する周知活動も強化する。
 - ・ この際、市町村・中核機関には、地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等を行うことが期待される。
 - ・ 家庭裁判所には、市町村や都道府県が広報に必要な知識や情報を得ることができるようにするため、講師派遣や統計データを提供することが期待される。
 - ・ 国は、最新の情報や知見が全国的に共有されることよって地域連携ネットワークの機能強化を図られるよう、成年後見制度利用促進ポータルサイトの充実を図る。
 - b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）
 - ・ 市町村は、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口を明確にする。
 - ・ その上で、明確にした窓口を地域連携ネットワークの関係者に周知し浸透させる。
- (イ)「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組
- a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化
 - ・ 地域連携ネットワークにおいては、地域の関係者・団体（当事者等団体、地域住民、民間事業者、専門職団体等）が、権利擁護支援を必要とする人やその家族などの様子を把握したり、身近な立場で相談を受けたりしていることを共有する。
 - ・ その上で、関係者・団体が受け止めた権利擁護支援に関する二一ズへの対応に悩まないよう、地域で権利擁護支援や相談支援を担う機関（中核機関、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関など）は、その役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方の確認などを行う。
 - b 中核機関と各相談支援機関との連携強化

- ・ 中核機関は、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関と、事例検討や支援の振り返りなどを通じて、緊急性の判断や、権利擁護支援の必要性、各種支援や中核機関につなげるタイミング、地域にある様々な権利擁護支援策などを確認し合う。

(ウ)「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

- a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり
 - ・ 市町村は、(イ)の実践を踏まえ、中核機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関が連携を図り、権利擁護支援を必要とする人や関係者からの相談を受け止め、確認した権利擁護支援ニーズに対し、必要な支援を行うことができるしくみを整備する。
 - b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり
 - ・ 市町村や中核機関は、権利擁護支援ニーズの整理から確認できた課題の性質によって、各相談支援機関が成年後見制度の利用の必要性を確認するためのシート³⁶の共有、中核機関がケース会議に参加する際のルールづくり、専門職の派遣のしくみづくりなどを行う。
 - c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
 - ・ 都道府県や市町村は、1(2)「総合的な権利擁護支援策の充実」の内容も踏まえ、地域において、日常生活自立支援事業などの既存の権利擁護支援策の充実や、それ以外の新たな支援策を検討する。

- イ 「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用の開始までの場面）
 - 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等選任まで）における「権利擁護支援チームの形成支援」機能及び「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。
- (ア)「共通理解の促進」の視点による取組

- a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透
 - ・ 都道府県、市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所などは、

36 注14参照（「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等」についての調査研究事業（厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業）で作成された「日常生活自立支援事業関連連絡制度との役割分担チェックシート」の活用が考えられる。）

権利擁護支援チームの形成支援としての受任者調整を地域の実情に応じて進めるため、家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素をできる限り共有する。

- ・ さらに、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深める。
- ・ また、受任者調整の際に将来的な後見人等の交代も含めた初期方針が検討できるよう、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、交代のタイミングや引き継ぎ方法など交代に関するイメージの共有を進める。

(イ)「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組

- a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成
 - ・ 4(2)を参照のこと。
- b 専門職団体による専門職後見人の育成
 - ・ 4(2)を参照のこと。

(ウ)「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

- a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり
 - ・ 都道府県、市町村及び中核機関は、後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所と専門職団体の積極的な協力も得て、候補者の検討方法（検討の体制や候補者推薦の目安³⁷など）、マッチングの手法などを共有できる体制を整える。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるかや、どのような属性の候補者がよいかの検討だけではなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態（複数後見など）、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意する。
 - ・ 家庭裁判所には、上記体制づくりへの協力と、チーム形成の観点から行われる受任者調整のプロセスへの理解が期待される。また、地域の実情や協議事項等に応じ、家庭裁判所の支部・出張所も含めた協議の実施などの対応も期待される。
 - ・ 専門職団体には、家庭裁判所や中核機関と連携し、円滑かつ適切に後見人候補者等の推薦を行えるようにしておくことが期待される。
- b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築

37 本人の意向等や権利擁護支援二一ズの性質を踏まえ、地域の担い手の状況も考慮しつつ、どのような属性の候補者がより適切かの目安。

- ・ 4(3)を参照のこと。

ウ 「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用開始後に関する場面）

成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）における「権利擁護支援チームの自立支援」機能及び「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。

(ア)「共通理解の促進」の視点による取組

- a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透
 - ・ 地域連携ネットワークの関係者³⁸は、後見人等の参画した権利擁護支援チームが、意思決定支援に取り組みめるよう、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に対し、意思決定支援の重要性や考え方などについて、研修等を通じた継続的な普及・啓発を行う。この際、チーム内で適切な役割分担を図るため、後見人等の役割を合わせて伝えていくことが重要である。
 - ・ また、都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等の後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。

(イ)「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組

- a 地域の担い手の活躍支援
 - ・ 市町村は、都道府県と連携して、地域の関係機関や専門職団体からの協力も得つつ、4(2)のとおり、地域の担い手（市民後見人及び後見等実施法人）が地域で活躍できるようにするための支援を行う。
 - ・ この際、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知することも重要である。
- b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化
 - ・ 地域連携ネットワークにおいては、成年後見制度を利用する本人やその家族、後見人等からの相談を受けることがある地域の関係団体（当事者等団体、専門職団体等）を把握する。
 - ・ その上で、中核機関は、その役割や連絡先等の紹介、関係団体

38 2(1)②「様々な分野における意思決定支援の浸透」を参照。

が受けている相談内容や地域への参加への支援に関連する活動の確
認などを行う。

(ウ) 「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

- a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築
 - ・ 特定の課題が解決した後の専門職後見人から市民後見人への交代を行うしくみづくりや、身寄りのない被後見人等への緊急時対応や生活支援、地域への参加の支援等のしくみづくりなど、後見人等や権利擁護支援チームのみでは解決することができない地域に共通する課題について、地域連携ネットワークの関係者が連携・協力して実施する支援策を構築する。
 - b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連携体制の構築
 - ・ 将来的に市民後見人への交代を行う想定をしていた事案について、交代を検討すべき時期が来た場合や、地域連携ネットワークの関係者が後見人等の不正を把握した場合などにおいて、家庭裁判所と中核機関が適時・適切に連絡できるしくみを整える。

③ 中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進

地域連携ネットワークが、持続可能な形でその役割を果たせるようになるためには、中核機関のコーディネート機能の強化と、多様な主体による参画や連携・協力を得るための協議会の運営が重要である。

ア 協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進

協議会は、各地域において、権利擁護支援チームを支える専門職団体や当事者等団体などを含む団体や地方公共団体等の関係機関が連携を強化し、これらの団体・機関による自発的な協力を進めるしくみである。成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進していく必要がある。

(ア) 基本的な考え方

- ・ 第一期計画では、成年後見制度に関する専門相談への対応や、家庭裁判所との連携のために、法律・福祉の専門職団体（弁護士会、リーガルサポート³⁹、社会福祉士会等）や地方公共団体等の関係機関などの福祉関係者等が参画する協議会が設置された。それぞれの果

39 司法書士を構成員とする公益社団法人のこと。

たしてきた役割は重要であり、引き続き、主体的な参画と自発的協力が期待される。

- ・ 第二期計画では、尊厳のある本人らしい生活の継続の支援という観点が強められるよう、制度を利用する当事者等の意見を反映できる団体等に対して、協議会への参画を求めることも重要になる。
- ・ さらに、本人に適切な支援を行えるようにするため、地域の実情に応じて、民生委員協議会、自治会、日本司法支援センター（法テラス）、税理士会・行政書士会・精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、法人後見を実施する等権利擁護に関する取組を行う団体、消費生活センター、公証役場、金融機関、生活支援サービス等のサービスに係る民間事業者⁴⁰等との連携も求められる。金融機関⁴¹には、地域連携ネットワークの関係者との連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される。

(イ) 市町村による協議会

- ・ 権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報データベースで行われること、具体的な支援の実施のためには行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要があることから、引き続き、市町村は協議会の設置・運営に取り組み必要がある。
- ・ 協議会では、多様な主体の参画と自発的協力の下で、権利擁護支援を行う3つの場面での「支援」や、地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を協議する。この際、協議会の効率的な設置・運営を行うため、権利擁護センター等の運営委員会など既存の会議体⁴²を活用する、協議事項に応じて参加者を柔軟に追加・変更

40 II 1 (2) ② 「新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」を参照。

41 一部の金融機関では、顧客本位の業務運営の一環として、近年、職員の認知症に対する理解を向上させるとともに、地方公共団体や地域の福祉機関等と連携し、判断能力の低下した高齢者等の権利擁護等に努める取組が行われている。こうした取組は、意思決定支援を含む権利擁護支援の取組と、趣旨を共通するものである。

42 既存の会議体としては、例えば以下のものがある。

- ・ 社会福祉法第106条の6に基づく支援会議
- ・ 社会福祉法第106条の4第2項第6号に基づき作成された支援プランの支援決定等を行う重層的支援会議
- ・ 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画に基づく協議会、同法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画に基づく協議会
- ・ 地域ケア会議（介護保険法（平成9年法律第123号）115条の48）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3に規定する協議会

する、個別事案の「支援」と地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を分けて協議するなど、地域の実情に応じた工夫も求められる。

a. 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

- ・ 中核機関が、成年後見制度を含めた権利擁護支援の相談を受け、適切な支援をコーディネートするためには、具体的な支援を検討・協議する場（ケース会議や受任調整会議など）が必要である。具体的な検討・協議事項としては、場面に応じて以下の項目に記載している内容が挙げられる。

- ・ (2) ②ア (ア) 権利擁護の相談支援機能
- ・ (2) ②イ (ア) 権利擁護支援チームの形成支援機能
- ・ (2) ②ウ (ア) 権利擁護支援チームの自立支援機能
- ・ なお、支援困難事案に適切に対応するためには、必要に応じて専門職団体や当事者団体等から助言を受けられる機会を確保することが重要である。また、必ずしも項目ごとに定期的に検討・協議の場を設ける必要はなく、上記の3項目について合わせて検討・協議する、臨時の検討・協議の場を設定するなど、地域の実情に応じた工夫が求められる。

b. 家庭裁判所との連携

- ・ 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能を強化するためには、家庭裁判所との間での相互理解⁴³を図ることや、個人情報を含まない模擬事例の検討によって後見人等受任イメージを共有⁴⁴することなど、家庭裁判所と連携するための協議の場を設置することも求められる。

c. 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

- ・ 権利擁護支援チームによる支援を充実するためには、地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を協議する必要がある。

・ 消費者安全確保地域協議会（消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3）
・ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条に基づく支援会議
・ 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する自立相談支援事業における支援調整会議
・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会（平成29年2月とりまとめ））における協議の場

43 例えば、家庭裁判所には、市町村による虐待対応のプロセスや地域の関係者による意思決定支援の取組、日常生活自立支援事業などの後見等開始申立て前における権利擁護支援の内容を理解することが期待される。市町村・中核機関には、司法手続の特徴や後見等開始申立て後の手続の流れ等を理解することが期待される。

44 詳しくは、②イ（ア）a「選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透」参照。

ある。具体的な協議事項としては、以下の項目に記載している内容が挙げられる。

- ・ ②ア「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能を強化するための取組
- ・ ②イ「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組
- ・ ②ウ「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組
- ・ なお、個別事案に対応する際の各関係者・関係機関の役割の確認、連携のルールづくりなども重要である。

(ウ) 都道府県による協議会

- ・ 家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性等に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。協議事項によっては、家庭裁判所の支部・出張所の管轄区域も踏まえて協議会を設置し、家庭裁判所の支部・出張所も含めて実施することも期待される。

- ・ 協議会では、以下の項目に記載している内容に取り組みることが求められる。

- ・ 担い手を確保・育成するための方針策定や交流の機会の支援（具体的には「4（2）担い手の確保・育成等の推進」に記載）
- ・ 管内市町村の体制整備等の取組を進めるための具体的支援策の検討（具体的には「4（5）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」に記載）
- ・ なお、受任者調整の検討・協議の場を単独で設置することが難しい市町村でも、具体的な事案で受任者調整を行えるようにするため、都道府県には、自ら受任者調整の検討・協議の場を設置するなどの支援を行うことが期待される。

(エ) 市町村・都道府県による協議会の運営に関する留意点

- ・ 協議会の運営は、市町村又は都道府県による直営又は委託などにより行う。協議会の運営を委託等した場合であっても、取組の質が担保されるよう、設置主体としての責任ある関与が必須となる。
- ・ 市町村又は都道府県が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対

応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

イ 中核機関のコーディネート機能の強化

地域連携ネットワークが、多様な主体による参画や連携・協力を得て、持続可能な形でその役割を果たしていく上で、中核機関が担うコーディネート機能は重要であり、機能を強化していくための取組を行う必要がある。

(ア) 基本的な考え方

- ・ 成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるようにするためには、公正・中立な立場で制度を説明する相談窓口が必要である。全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするために、中核機関未整備の市町村には、早期に相談窓口を整備することが求められる。

- ・ その上で、相談を受けた後には、本人の意思・意向を尊重して、地域に存在する様々な権利擁護支援（権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセクシュアルハラスメントの対応、消費生活センターの相談対応など）など、最もふさわしい支援につなぐことが重要である。一方で、権利侵害からの回復などのために早期に成年後見制度の利用による支援につなげるべき場合もある。

- ・ 中核機関は、成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援のニーズを精査して見極め、具体的な支援に早期につなぐ必要がある。

(イ) コーディネート機能を強化等するための取組

- ・ 実際に行う権利擁護支援を本人中心の支援とするためには、権利擁護支援の3つの場面における「支援」のコーディネーターが機能するしくみづくりが必要である（具体的には「ア（イ）市町村による協議会」及び「ア（ウ）都道府県による協議会」に記載）。この際、権利擁護支援を行う3つの場面の「支援」がより効果的に機能するよう、既存のしくみを活かして高齢・障害分野に分けて相談窓口を整備する、身近な相談窓口は直営としつつ、受任者調整の協議や後見開始後の相談は広域対応という形に分担するなど、地域の実情に応じた工夫を行うことも考えられる。なお、「支援」のコーディネーターに当たっては、中核機関が相談を受けた事案に継続的に関わり続けるのではなく、本人に身近な権利擁護支援チームが本人中心の支援を自立して行うことができるようにするという視点も重要である。

- ・ 市町村は、中核機関が、専門職団体や当事者団体から助言を受けながら、権利擁護支援の方針や受任者調整の検討・協議を行えるようにする必要がある。人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村は、オンラインのしくみを活用して、専門的助言を受けられるための取組を進める必要がある。

- ・ 地域の実情に応じて、中核機関に権利擁護支援の知見がある専門職を配置することや、単独市町村で対応が困難な事案を圏域単位・都道府県単位で設置される協議の場に持ち込んで、より専門的な助言を得られるようにすることなども考えられる。なお、中核機関によるアウトリーチによって、潜在化している権利擁護支援ニーズ等を情報収集することなども期待される。

- ・ このほか、市町村は、地域の関係者等に意思決定支援研修を実施するなどにより意思決定支援の取組を拡げていく、成年後見制度に関する研修等を実施して制度を必要とする可能性のある人を早期に把握できるようにするなど、地域の権利擁護支援を充実したものとするための取組を実施する必要がある。

- ・ なお、中核機関が、本人や関係者、後見人等との間で、相談を受けた事案に関する課題認識が共有できない場合には、対応が困難になる。このため、国及び専門職団体は、このような事案に関して、市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策を検討する。

(ウ) 中核機関の運営に関する留意点

- ・ 中核機関の運営は、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村は、中核機関の運営を委託等した場合であっても、取組の質が担保されるよう、整備の主体としての責任ある関与が必須となる。

- ・ 市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

(4) 包括的・多層的な支援体制の構築

① 基本方針

- ・ (1) ①イで示したとおり、地域連携ネットワークは、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なものとする必要があり、また、圏域や都道府県単位の権利擁護支援のしくみも重ね合わせた「多層的」なもの

のにしていく必要がある。

② 市町村による「包括的」な支援体制の構築

- 市町村は、地域連携ネットワークを「包括的」なものにしていくため、(3)②に記載した地域連携ネットワークの機能を強化するための取組を進める中で、介護や障害、生活困窮、子育てなど各分野のしくみと有機的に連携できる体制づくりを行う。
- 権利擁護支援ニーズは、本人や家族、関係者等からの相談を受け止める中で把握できるものである。このことから、以下に示す権利擁護の相談支援機能を強化するための取組の中で、必要な人に権利擁護支援を行うためのしくみづくりを進めることが重要である。
 - 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 ((3) ②ア (イ) a)
 - 中核機関と各相談支援機関との連携強化 ((3) ②ア (イ) b)
 - 各相談支援機関等の連携のしくみづくり ((3) ②ア (ウ) a)
- また、第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援の観点を含めている。そのため、市町村には、国が示した考え方⁴⁵を参考に、地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制づくり(包括的な相談対応や、継続的な支援・参加支援を図る多機関の協働、地域づくり)の中で、権利擁護支援を必要としている人のニーズへの対応も含めたしくみをつくっていくことが期待される。

③ 都道府県による「多層的」な支援体制の構築

- 都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して、助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみをつくる必要がある。
- 具体的には、都道府県は、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用して、必要な助言等を行うなど市町村支援の体制を確保する。このほか、都道府県単位の協議会で、市町村等からの相談等を通じて把握した権利擁護支援ニーズを共有し、これらに対応した圏域単位や都道府県単位の権利擁護支援のしくみを検討することが期待される。

45 「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」(令和3年3月31日付け社援地策0331第3号、障障発0331第3号、老認策0331第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、同課成年後見制度利用促進室長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知)

④ 国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援

- 国は、市町村が包括的な地域連携ネットワークづくりを効果的に進めることができるよう、例えば、以下のような重層的支援体制整備事業と連携した取組を進める。
 - 市町村が、成年後見制度利用促進の取組と重層的支援体制整備事業を連携して実施する際の留意点の明示。
 - 権利擁護支援ニーズにも対応した、包括的な相対対応、継続的な支援・参加支援を図る多機関の協働、地域づくりの好事例の収集。
 - 重層的支援体制整備や地域連携ネットワークづくりに関わる好事例等の市町村の関係部局への情報提供。
 - 国は、都道府県が権利擁護支援の体制づくりを効果的に進めることができるよう、成年後見制度利用促進などの権利擁護支援に関する事業間の連携を有機的に可能にするための考え方を示す。
 - 国は、今後、重層的支援体制整備事業の実施状況等を動かしつつ、その見直しを検討する際⁴⁶には、市町村や都道府県による権利擁護支援の取組状況等も踏まえた当該事業の効果的な取組方策を検討する。

46 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)附則第2条には、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を動かしつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との規定がある。

4 優先して取り組む事項

(1) 任意後見制度の利用促進

① 基本方針

- ・ 近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化している。そこで、人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要がある。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。
- ・ なお、任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものである。そのため、任意後見制度の利用促進は、周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下で行うことが適切である。
- ・ したがって、市町村・中核機関は、周知・相談のしくみづくりを中心に役割を發揮することになる。

② 周知・広報等に関する取組

- ・ 地域連携ネットワークの関係者は、専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てを必要があることを相互に共有し、これらを含めた周知に努める。地域の実情にに応じて、公証人が遺言制度と併せて周知するなど、公証役場や法務局等の関係機関と連携して周知活動を行うことが効果的である。
 - ・ 地域包括支援センターが行う相談支援や、認知症地域支援推進員等が行う普及啓発等の取組と連動した周知を行うことも効果的である。
 - ・ 高齢者や身寄りのない人などに対して地域で行われている様々な生活支援などに関するサービス（見守りや日常生活上の支援、日常生活自立支援事業など）の利用をきっかけとして、任意後見制度の周知を行うことも効果的である。
 - ・ 今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、各地域において、社会福祉協議会を含め適切な担い手の育成を進めるとともに、こうした担い手に関する情報を広く周知する必要がある。
- ③ 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組
- ・ 公証人は、任意後見契約締結時等に、その契約内容及び本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることを

があることを丁寧に説明し、理解を得る必要がある。

- ・ 専門職団体には、各専門職に対して、本人の判断能力が低下した場合に速やかに任意後見監督人の選任の申立てを促す必要があることを、周知徹底することが期待される。
- ・ 権利擁護支援チームによる見守りで、任意後見契約の委任者である本人の判断能力が低下しているなど権利擁護支援が必要なケースを発見した場合は、任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促し、これが困難な場合には法定後見開始の申立てを検討するなど、必要な支援につなげる必要がある。なお、必要に応じて、例えば、中核機関や地域包括支援センター等の関係機関が、権利擁護支援チームによる見守りと連携するしくみづくりを地域の実情に応じて行うことも考えられる。
- ・ 金融機関には、3（3）③ア（ア）の高齢者等の権利擁護に関する取組において、任意後見契約を締結している人の判断能力が低下していることを把握した場合は、関係機関等と連携し、状況に応じ任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促すなど、適切に対応することが期待される。
- ・ 国は、任意後見制度の利用状況や、適切な時機に任意後見監督人の選任がされるための方策などに関する指摘があることも踏まえ、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策などについて検討する。その際、同制度の見直しの検討が必要な事項については、1（1）の成年後見制度の見直しに向けた検討の中で検討する。

(2) 担い手の確保・育成等の推進

① 基本方針

ア 多様な担い手の確保・育成の推進

- ・ 中核機関等の整備による権利擁護支援の二ーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増している。併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせ適切な後見人等を選任・交代できるようにするために、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ そのため、国、都道府県、市町村、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保・育成等⁴⁸を推進する。この際、成年後見制度の利用者が、障害の有無にか

47 第二期計画において担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す。

48 育成された担い手の適切な選任については、2（2）「適切な後見人等の選任・交代

かわらず尊敬のある本人らしい生活を継続し地域社会へ参加できるようにするという観点も意識して取り組むことが重要である。

- ・ 特に、専門家会議において、本人のニーズや課題に照らし、本人に身近な親族後見人や市民後見人がふさわしい場合はできるだけ親族後見人や市民後見人を選任し、専門職後見人はその専門性が必要な場面で本人にとって適切な時機に限定的に選任すべきという指摘が多数あった。このことを踏まえ、全国どの地域においても、市民後見人や、市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある。

イ 都道府県によるしくみづくり

- ・ 平成 24 年から、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条の 2、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条の 2、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 3 に基づき、市町村が中心となって市民後見人等の育成を進めてきた。しかし、現状として、市民後見人の養成に取り組んでいる市町村は 2 割程度にとどまっている。その理由としては、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、単独の市町村では、養成を行うことが難しく、また、身近な地域での活動支援の体制づくりだけでなく、家庭裁判所を含めた様々な機関等との間で、後見人等として選任されることを見据えた連携や調整までを行うことが難しいからだと考えられる。さらに、成年後見制度の利用者が市町村圏域を越えて転居、入院・入所することが想定されることも、市町村だけで取り組みにくい要因であると考えられる。
- ・ このため、担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。

- ・ このため、担い手の確保・育成は、促進法第 15 条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人・法人後見人実施団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成の

の推進等」、3（2）②イ「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を参照。任意後見制度の担い手については（1）を、日常生活自立支援事業等を含む権利擁護支援の担い手については 1（2）①②を、それぞれ参照のと。

しくみづくりを進めることが期待される。

- ・ このようなくみづくりに、市町村・中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等との連携・協力が必要であり、都道府県は、自ら主催する協議会を活用して取り組むことが重要である。
- ・ 国は、成年後見制度の利用者が都道府県圏域を越えて転居、入院・入所する場合もことから、近隣都道府県が交流できる場を設定するなど都道府県間の連携・協力体制の構築を推進する。

② 市民後見人の育成・活躍支援⁴⁹

ア 基本的考え方

- ・ 市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等⁵⁰が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職⁵¹や親族⁵²等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。
- ・ 市民後見人の育成については、これまで、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や担い手の確保という観点から進めてきた。しかしながら、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であることから、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘がある。
- ・ これらの指摘を踏まえ、第二期計画では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者

49 第二期計画において市民後見人の「活躍支援」とは、地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援に加えて、後見人等として選任されていない場合でも、成年後見制度の広報・相談活動や見守り活動を行う、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援を指す。

50 地方公共団体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む（成年後見関係事件の概況一令和 2 年 1 月～12 月一（最高裁判所事務総局家庭局）のうち「親族以外の内訳」注 6 を参照した。）。

51 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士等のこと（成年後見関係事件の概況一令和 2 年 1 月～12 月一（最高裁判所事務総局家庭局）のうち「親族以外の内訳」の記載を参照した。）。

52 6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族のこと（民法 725 条参照）。

団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

イ 養成研修カリキュラムの見直し等

- ・ 国は、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするため、各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討や、その他の推進策を進める。市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利保護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。

- ・ 都道府県・市町村には、上記の国の対応状況も踏まえつつ、都道府県・市町村が実施するカリキュラムの見直しや、市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進めることが期待される。

- ・ 国、都道府県及び市町村は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

ウ 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における市民後見人の育成状況を踏まえ、市民後見人養成研修を実施することが期待される。この際、個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う市町村と協働することが重要である。例えば、都道府県が実施する市民後見人養成研修のうちの一部の講義（市町村独自の介護・福祉サービスマスターや社会資源を知る科目）や演習などを、市町村が実施することなどが考えられる。

- ・ 市町村には、地域の権利擁護支援ニーズや市民後見人の活躍状況を踏まえて計画的に市民後見人を育成するという観点に立ち、市民後見人養成研修を実施することや、市民後見人となり得る地域住民に対して、市民後見人の活動内容ややりがいなどを伝えつつ、都道府県が実施する市民後見人養成研修の受講案内を積極的に行うなど、研修受講者の募集を

主体的に進めることが期待される。

- ・ なお、市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討するなど、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。

エ 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援

- ・ 市民後見人に身近な市町村が、市民後見人候補者の推薦や、市民後見人としての活動の支援に取り組むことが、本来は望ましい。一方で、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、候補者推薦のための受任者調整や市民後見人として活動することの支援の体制を単独で整備することが困難な市町村もある。また、市民後見人養成研修を実施してきたものの、選任が進んでいない市町村もある。

- ・ この場合は、都道府県が、複数市町村の協働を主導することが期待される。具体的には、都道府県の主催する協議会において、圏域内の市町村・中核機関と家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等が連携して、市民後見人候補者の選任に適した事案のイメージ、受任者調整・後見活動支援のあり方、その他の活躍支援の体制のあり方等について、積極的かつ率直な情報共有・意見交換を図る場を設ける等の取組が考えられる。
- ・ このように都道府県が主導する場合であっても、各市町村には、選任後の市民後見人の活動が円滑に行われるよう、市民後見人の役割を医療・福祉サービスマスター等の関係者へ周知するなど、身近な市町村として担うべき役割を果たすことが求められる。なお、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村では、市民後見人としての活動や権利擁護の担い手としての活躍に関する専門的な相談支援などを受けられるようにするため、オンラインのしくみを活用することも重要である。

③ 法人後見の担い手の育成

ア 基本的考え方

- ・ 法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。

- 一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成を必要とする。第二期計画では、都道府県による育成を進めるものとする。

イ 法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等

- 国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようになるため、「法人後見実施のための研修カリキュラム」を周知する。また、法人後見の活動・運営状況を調査し、法人後見の活動状況等の周知を行うほか、法人後見実施団体の活動を支援するために必要な方を検討する。なお、「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知に当たっては、後見人等の選任が裁判事項であるため、一律の基準にあたるものではないことに留意しつつ、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等も併せて周知することが重要である。

- 最高裁判所には、引き続き、法人が後見人等に選任される際の考慮要素等についての各家庭裁判所の検討が深まるよう支援するとともに、これらを集約し、明確に共有可能な形で整理するなどして、各家庭裁判所と中核機関等との間の必要な意見交換が可能となるよう、積極的に後押しすることが期待される。

- 国は、社会福祉法人による法人後見について、社会福祉連携推進法人の活用等、複数の社会福祉法人が連携して後見を担うしくみを含め、推進を検討する必要がある。その際、福祉サービスの利用者に対して法人後見を行う場合に、それが当該法人が日常的に行う見守りなどの福祉サービスに含まれないものであるかや、利益相反等の観点に十分に留意する必要がある。
- 公的な関与の下で虐待等の支援困難な事案を受任する場合の後見の実施については、総合的な権利擁護支援策における都道府県単位の新たな取組の一つとして検討を進める（詳しくは1（2）③イ「公的な関与による後見の実施の検討」を参照）。
- 銀行の子会社が「成年後見人等の事務を行う業務」を行う場合は、地域連携ネットワークの関係者と連携しつつ、促進法の趣旨に則した運用を行うことが期待される。

ウ 都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

- 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。また、市町村

による候補者推薦や家庭裁判所の選任に資するよう、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が、法人後見実施団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組が考えられる。

- 都道府県は、多様な団体が参加できるよう、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。

④ 専門職後見人の確保・育成⁵³

- 専門職後見人の確保・育成については、財産管理及び身上保護における意思決定支援の重視を基本とした上で、それぞれの専門性に応じた受任を想定し、各専門職団体で対応することが基本となる。併せて、専門職団体の間で、専門職後見人の質の向上等の取組に関する情報交換を行うなどの連携の強化を通じて、効果的な支援方策の検討につなげることも期待される。
- なお、研修等の取組を行う際には、後見人等は財産管理及び身上保護の両方を担うものであること、また、いずれの事務も本人の意思決定支援の観点から行う必要があることを踏まえた上で、それぞれの専門性の質が確保されるような内容にすることが期待される。併せて、国が実施する意思決定支援に関する研修の内容を踏まえつつ、取組の実践例を含める等、実践的なものとなるようにすることが期待される。
- また、後見人等として活動してきた専門職には、市民後見人養成研修修了者や当事者等の幅広い活躍を支えるという役割を意識して、これらの支援に取り組んでいくことが期待される。専門職団体には、このような専門職を育成していくことが期待される。

⑤ 親族後見人への支援⁵⁴

- 市町村・中核機関は、申立ての相談に関わる際、専門職団体等とも連携

53 専門職後見人の確保には、報酬のあり方、報酬助成のあり方が大きく関係する。これについては、2（2）③「適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」を参照。

54 本人と本人に身近な親族等が共に身近な親族等による後見人等の選任を望むなど、身近な親族等が後見人等になることが、さわしい場合の親族後見人への支援は最も重要な支援の一つである。一方で、「担い手の確保」という観点にはなじまないため、本項では最後に記している。

し、本人の身近に後見人等になることがふさわしい親族等がいる場合には、親族等を後見人等の候補者として申立てをすることができるとことや後見人等が担う役割について助言するほか、必要に応じて、市町村長申立て事案でない場合であっても受任者調整を行い、家庭裁判所に当該親族等を候補者として推薦するなどの支援を実施することが期待される。また、市町村・中核機関は、必要に応じて、専門職団体等とも連携し、選任後も身上保護の支援に関する後見事務の相談などに応じることのできる相談体制を整備することが求められる（後見開始後の相談について、詳しくは3（2）②ウ（ア）「権利擁護支援チームの自立支援機能」を参照）。

- ・ 申立てに関わる専門職も、本人の身近に後見人等になることがふさわしい親族等がいる場合には、当該親族等を候補者として挙げるなど、親族後見人の活躍の後押しをすることが望ましい（家庭裁判所については、3（2）②ウ（イ）「適切な後見事務の確保機能」を参照）。

（3）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

① 基本方針

- ・ 老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、高齢者、障害者等の福祉を図るため特に必要があるときは、市町村長申立てができるとされている。
- ・ 特に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）では、養護者による虐待の通報・届出のあった高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、適切に市町村長申立てをすすめるものとされている。また、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者、障害者についても、同様である。さらに、国及び地方公共団体は、高齢者虐待・障害者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者、障害者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者・障害者の被害の防止及び救済を図る観点から、成年後見制度の周知や同制度の利用に係る経済的負担の軽減を図る措置等を講ずることにより、同制度が広く利用されるようにしなければならないとされている。また、最近では、都市部や地方を問わず、身寄りのない独居高齢者やセルフネグレクトへの支援として、市町村長申立ての必要性が高まっている。
- ・ 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できようにするため、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が、適切に実施される必要がある。

② 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 市町村長申立ては、一部の市町村において適切に実施されておらず、例えば、申立てまでに長期間待たされることが常態化し、必要に迫られ本人が申立手続を行うことが難しいにもかかわらず無理に本人申立てをせざるを得ないなど、その実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充を進める必要がある。加えて、市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備も必要である。特に、身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援において、適切に市町村長申立てを実施することが期待される。また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立てを活用する必要がある。
- ・ 都道府県には、市町村職員、中核機関職員及び日常生活自立支援事業に関係している職員に対して、市町村長申立てに関する実務を含めた研修を実施することが期待される。
- ・ 都道府県には、例えば、都道府県における市町村支援等の助言の担い手として国が養成する専門アドバイザーを活用することなどにより、市町村長申立てを適切に実施していない市町村に個別の働きかけを行うことが期待される。
- ・ 国は、都道府県が継続的に研修を実施することができよう、都道府県職員向け研修の拡充や、市町村長申立てに係る各自自治体の要綱やマニュアル等に関する好事例の提供など必要な方策を講じる。
- ・ 国は、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の結果を踏まえた通知⁵⁵に基づき、虐待事案等迅速な対応が必要な場合における親族調査の基本的考え方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための申立基準について、市町村職員の理解を進めるなどの対応を行う。加えて、実施状況等といった市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。

③ 成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 市町村は、成年後見制度利用支援事業について、①の基本方針を踏まえ、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親

55 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方や手続の例示について」（令和3年11月26日付け障障発1126第1号、障障発1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）

族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な実施内容の検討をする必要がある(詳細については、2(2)③イを参照)。

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

① 基本方針

- ・ 権利擁護支援を必要とする人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、各地域では、「包括的」かつ「多層的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- ・ 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要である。
- ・ 第二期計画では、地域連携ネットワークに求められる機能や機能を強化するための取組等を「3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」で示した。地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容に段階的・計画的に取り組むための方針(以下「取組方針」という。)を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

② 市町村による行政計画の策定

ア 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

- 市町村は、促進法第14条第1項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする。市町村計画では、第二期計画を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。
 - ・ 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
 - ・ 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することまた、市町村計画では、地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営されるよう、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。
 - ・ 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
 - ・ 地域連携ネットワークの支援機能(3(2)を参照)の段階的・計

画的な整備方針

- ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組(3(3)を参照)の推進の方針
- ・ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

イ 具体的な策定方法等

- ・ 市町村計画の策定は、多様な分野・主体の連携・協力を進める観点から、地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法、権利擁護支援に焦点を当ててため単体の計画として策定する方法などが考えられる。
- ・ 中核機関の整備を複数の市町村が共同で取り組んでいる場合には、各市町村の計画に中核機関の整備・運営などの全体方針を示し、中核機関の事業計画等に具体的な取組方針を記載する方法なども考えられる。
- ・ 市町村計画の策定後は、地域連携ネットワークの日々の取組の中で実態を把握し、事業の改善や施策の立案等につなげることが重要である。このような取組を着実に行うため、協議会などにおいて、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。
- ・ 計画を実効性のあるものとするため、地域連携ネットワークで「運用・監督」機能を担う家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に出席するなど積極的な協力が期待される。

ウ 留意事項

- ・ 市町村は、協議会等を通じて、計画に当事者の声を反映することが重要である。また、関係者の連携・協力の下で権利擁護支援に取り組むことができよう、中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくことも重要である。
- ・ なお、地域連携ネットワークづくりは段階的・計画的に進めるものであり、計画が策定されていることが重要である。このため、計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

③ 都道府県による取組方針の策定

ア 都道府県による取組方針に盛り込むことが望ましい内容

都道府県による取組方針では、市町村計画と同様に、第二期計画を踏

- まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。
- ・ 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
 - ・ 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること
- 一方で、都道府県は、広域的観点から市町村による地域連携ネットワークづくりの支援の役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割が求められるため、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。
- ・ 都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針
 - ・ 担い手の確保の方針
 - ・ 市町村に対する体制整備支援の方針
- 上記方針を示すことを優先しつつ、さらに、個別事案等で市町村に対して助言などを行えるよう、以下に掲げる方針も盛り込むことが望ましい。
- ・ 市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

イ 具体的な策定方法

- ・ 都道府県による取組方針は、例えば、都道府県単位の協議会で協議した結果を簡潔に整理するなどにより策定することが考えられる。
- ・ その上で、より効果的に取組が進むよう、市町村計画と同様に、都道府県地域福祉支援計画など他の法定計画の中に取組方針を盛り込むことなどの対応を行うことも期待される。

ウ 留意事項

- ・ 都道府県は、市町村ごとの人口推移や体制整備状況等を勘案しながら、中長期的な観点に立って取組方針を策定することが重要である。

(5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

① 基本方針

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される (3 (1) ④ア (イ)、(4) ③参照)。

- ・ 都道府県は、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある (3 (3) ③ア (ウ) 参照)。また、協議会を活用するなどして、「多層的」に市町村支援のしくみを構築することも重要である (3 (4) 参照)。
- ・ 国は、都道府県の機能強化が図られるよう、各都道府県の取組の進捗状況を踏まえた情報提供や支援等を行うほか、都道府県職員向け研修の拡充、都道府県で権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成、国が把握した好事例の共有などを行う。

② 都道府県の機能強化

- ・ 都道府県には、市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみをつくること期待される。
- ・ 都道府県には、後見人等に関する苦情等への対応として、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用した市町村支援等の対応を検討することが期待される。

③ 市町村への具体的な支援内容

- ・ 都道府県には、管内市町村の体制整備を始めとした取組が進むよう、以下の具体的な支援を積極的に行うことが期待される⁵⁶。

ア 継続的な研修の実施

- ・ 市町村や地域連携ネットワークの関係者が体制整備を始めとした取組を継続するためには、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の必要性を認識することや、権利擁護支援に関する実務能力を向上することが重要である。
- ・ そのため、都道府県は、市町村等に対して、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や、市町村長申立て等の実務能力を向上させる研修を継続的に実施する必要がある。

イ 都道府県単位での協議会を通じた実態把握等

- ・ 協議会の中で、定例的な情報共有、都道府県が行った支援の振り返り

56 「都道府県による市町村支援のためのガイド」(「成年後見制度利用促進基本計画」における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業)(厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業)により作成)が参考になる。この資料は「④ 都道府県自らの取組の実施」に当たっても参考になる。

と意見交換等のほか、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握を行う。また、必要に応じて、受任者調整の場を設置することも考えられる（3（3）③ア（ウ）参照）。

ウ 市町村等への情報提供や相談対応

- ・ イによって得られた実態等の情報は、市町村と共有する。
- ・ 市町村からの相談に適切に対応するため、あらかじめ、相談窓口を整備するとともに、専門職等を派遣するしくみなどを整えておく。

エ 市町村の課題に応じた支援や調整の実施

- ・ 市町村に対する具体的な支援及び調整に当たっては、例えば、担い手不足の課題を抱えている市町村ことや、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村ごとにグループ化をするなど、市町村に共通する課題に応じた対応を行う。
- ・ 市町村と家庭裁判所との連携の促進においては、家庭裁判所の本庁のみならず、協議事項に応じて、家庭裁判所の支部・出張所を含めた連携にも留意する。
- ・ また、市町村間や、都道府県と市町村との意見交換、交流を進める機会づくりなど、広域での連携も見据えた地方公共団体間の調整の場を設ける。
- ・ 市町村が地域の実情に応じて広域的な地域連携ネットワークづくりに取り組むこと（例えば、複数の市町村にまたがる区域で地域連携ネットワークづくり）に取り組むこと、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位で役割分担することなどができよう、近隣市町村や中核機関などによる意見交換の場を設定するなど、積極的に市町村の支援や調整を行う必要がある。

④ 都道府県自らの取組の実施

- ・ 都道府県には、市町村単独では取り組みにくい課題への対応について、自らが市町村と連携しながら実施することが期待される。こうした課題への対応としては、例えば以下のものがある。
- ・ 担い手の確保（市民後見人や法人後見の担い手の育成等。具体的な取組は（2）①イ、②、③を参照）。
- ・ 市町村・中核機関職員等を含めた関係者の継続的な資質の向上（意思決定支援等に係る取組は2（1）①を、市町村長申立てに係る取組は（3）②を参照）。

- ・ 市町村・中核機関が行う研修等（地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等）を実施することができる人材の育成。

第二期計画の工程表とKPI ①

		KPI ^{※1} (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ^{※2}	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ^{※3}	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し					策定状況等のフォローアップ	
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置					都道府県による協議会の継続的な運営	

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とKPI ②

		KPI ^{※1} (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ^{※2}	令和7年度	令和8年度	
討見直した 等 制度等 の 見直し に 向 け た 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					
制度の運用改善等	意思決定支援の浸透 ・都道府県による意思決定支援研修の実施 ・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	・全47都道府県 —	都道府県による意思決定支援研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
			各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				
不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・保険の普及等事後救済策の検討	— —	後見制度支援信託・支援預貯金の普及						
		関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及及方策の検討						
地域連携ネットワークづくり	地域連携ネットワークづくり ・制度や相談窓口の周知 ・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村 ・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知			市町村による周知の継続		
			市町村による中核機関の整備					
			中核機関のコーディネート機能の強化					
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等	権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討					

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

社 成 発 0325 第 2 号
障 障 発 0325 第 1 号
老 高 発 0325 第 3 号
老 認 発 0325 第 1 号
令 和 4 年 3 月 25 日

各 都 道 府 県 ・ 市 区 町 村 民 生 主 管 部 (局) 長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、政府においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、平成 29 年に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定し、様々な取組を推進してきました。基本計画は平成 29 年度から平成 33 年度（令和 3 年度）までを期間としているため、新たな基本計画（以下「第二期計画」という。）の策定に向け、成年後見制度利用促進専門家会議での議論等を経て、令和 4 年 3 月 25 日に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」について、閣議決定しました（別添）。第二期計画において目指す「地域共生社会」とは、すべての住民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくものであり、そのためにも、各都道府県・市町村における庁内連携が不可欠となります。

第二期計画のポイントや都道府県・市町村の役割等につき、以下のとおり通知しますので、御参照の上、各地域における施策及び必要な連携の推進に御尽力いただきますようお願いいたします。

また、管下の関係機関・団体に対しては、貴職から御周知いただきますようお願い申し上げます。

I. 第二期計画のポイント

1. 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。

- 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。

2. 成年後見制度の運用の改善

- 家庭裁判所と地域の間接者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。

3. 後見人等への適切な報酬の付与

- 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。
- 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。

4. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

- 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）を全市町村で早期に整備。
- 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画（以下「市町村計画」という。）を早期に策定。
- 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

※ 第二期計画の対象期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間（第二期計画の「工程表」を参照）

II. 市町村の役割

第二期計画（p. 25）では、市町村の役割について以下のとおり記載しているところです。

(ア) 市町村

- 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりが主体となっており、協議会及び中核機関の整備・運営と併せて、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセーフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

第二期計画において詳述されているように、市町村は、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組の推進が必要です。

- 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこ

III. 都道府県の役割

第二期計画 (p. 26) では、都道府県の役割について以下のとおり記載しているところです。

- (イ) 都道府県
- 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
 - また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

第二期計画において詳述されているように、都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとして、以下のような取組の推進が必要です。

- 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- 意思決定支援研修を実施すること。

IV. 第二期計画の工程表に記載されたスケジュール

第二期計画の工程表において市町村及び都道府県に関するKPIとして設定された取組に係るスケジュールは以下のとおりです。

- 任意後見制度の利用促進
令和6年度末までに「全1,741市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知。
- 担い手の確保、育成等
令和6年度末までに「全47都道府県」による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の策定。
令和6年度末までに「全47都道府県」において担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施。
- 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
令和6年度末までに「全47都道府県」による市町村長申立てに関する研修の実施。
令和6年度末までに「全1,741市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討。
- 権利擁護支援の行政計画等の策定推進
令和6年度末までに「全1,741市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必要な見直し。
- 都道府県の機能強化
令和6年度末までに「全47都道府県」による協議会の設置。
意思決定支援の浸透
令和6年度末までに「全47都道府県」による意思決定支援研修の実施。
- 地域連携ネットワークづくり

と。

- 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。
- 中核機関を整備すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組が必要です。

- 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること、成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

なお、第二期計画 (p. 23, 24) では、地域連携ネットワークを構成する「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」について、それぞれ以下のとおり記載しているところです。

ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

イ 協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらによる自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や課題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のよう役割を担う。

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネーターを行う役割。
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネーターを行う役割（協議会の運営等）。

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は、1（1）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による制度や相談窓口の周知。
- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による中核機関の整備。

別添 第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～（令和4年3月25日閣議決定）

参考 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

事務連絡
令和4年3月28日

(別添)

- 1 任意後見制度の利用促進に係るKPIについて
- ・ 令和6年度末までに「全 1,741 市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

Q1 国は、任意後見制度の周知に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、市町村が、任意後見制度の内容を含むリーフレット・ポスターなどを窓口や施設等に備付け・掲出することなどにより、任意後見制度の周知を行っているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIの考え方について（周知）

日頃より、成年後見制度利用促進の体制整備の推進について、ご尽力いただきありがとうございます。

令和4年3月25日に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、施策に応じてKPI (Key Performance Indicator：重要業績評価指標) を定め、各施策の推進に取り組むこととしています。また、このKPIには、都道府県及び市町村の取組状況をもつて目標を設定しているものがあります。

つきましては、KPI達成の確認を行う際の考え方を別添のとおりお示ししますので、都道府県におかれましては、この考え方も踏まえて、管内市町村の体制整備の支援を含め権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、併せて、管内市町村に本事務連絡の内容を周知いただきますよう、お願いいたします。

(担当)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 安藤
電話：03-5253-1111 (内線 2228)
E-mail: seinenkouken@mhlw.go.jp

Q2 Q1に関して、リーフレット・ポスターなどは市町村で自主作成しなければならないか。

市町村でリーフレット・ポスターなどを自主作成したかどうかは問わない。
なお、法務省・法務局では、令和3年度に任意後見制度に関するリーフレット・ポスターを作成し、各市町村に順次送付しているところであり、積極的に活用していただきたい。

査で確認した上で行う。その際、都道府県として市町村が実施する事業に対して補助を行うことにより、市町村の取組を促すことは研修の実施に向けた手法の1つとして考えられる。

2 担い手の確保・育成等に係るKPIについて

- 令和6年度末までに「全47都道府県」による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定。
 - 令和6年度末までに「全47都道府県」において担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施。
- ※ 担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す（第二期成年後見制度利用促進基本計画50ページ）。

Q3 国は、担い手の育成の方針策定に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、育成方針に必要な内容、分量、策定方法に条件があるか。

KPI達成の判断は、都道府県が、担い手の育成方針を策定しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。これに関しては、管内の全ての地域で、予め設定した圏域ごとに、担い手の育成が取り組まれるための方針を端的に示していただければ良いと考ええる。

例えば、

- A圏域は、市町村が既に育成に取り組んでいるため継続してもらう。
 - B圏域は、圏域そのものが大規模市であり、これから当該市に取り組んでもらうための働きかけを行う。
 - C圏域は、小規模町村ばかりであるため、都道府県自らで養成研修を実施することを検討する。
- などの示し方により、市町村の主体性を尊重しながら、都道府県がどのように圏域全体の担い手育成に取り組んでいくかを示すことが考えられる。

また、分量については、当該地域の担い手の状況など地域の実情に応じて決めていただいて差し支えない。なお、育成方針は、わかりやすく端的に示すことが重要であるため、A4用紙1～2枚程度にまとめられることも可能だと考えられる。

なお、育成方針策定は、市町村計画と同様に決まった手順やプロセスはないと考えられている。策定の方法の一例としては、都道府県単位の協議会を活用して、専門職団体や家庭裁判所、当事者団体などと意見交換しながら策定することが考えられる。

Q4 国は、担い手の養成研修の実施に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、都道府県としては、市民後見人養成研修を実施していないが、市町村が実施する市民後見人養成研修に対して補助を実施している。これをもって、担い手の養成研修の実施となるか。

KPI達成の判断は、当該都道府県内のすべての地域で、都道府県又は市町村による市民後見人・法人後見実施団体の養成研修が実施されているかどうかを取組状況調

3 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- 令和6年度末までに「全47都道府県」による市町村長申立てに関する研修の実施。
- 令和6年度末までに「全1,741市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討。

Q5 国は、市町村長申立てに関する研修の実施に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

また、研修の実施内容や時間数・日数に条件があるか。

KPI達成の判断は、都道府県が、市町村や中核機関職員向けに市町村長申立てに関する研修を実施しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

内容や時間数などに条件はないが、厚生労働省が現在実施している体制整備研修では、老人福祉法等の規定である「その福祉を図るため特に必要であると認めるとき」の解釈や、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方や手続の例示について」（令和3年11月26日付け障発1126第1号、障精発1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）等について、正しく理解できるような内容・時間数にしていることを参考にしていただきたい。

なお、具体的な実施方法としては、都道府県で会場を確保して、厚生労働省が実施する研修を管内市町村や中核機関の職員が受けられるように支援することも考えられる。

Q6 国は、成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、市町村が、①広く低所得者を含めること、②本人や親族申立ての場合の申立費用と報酬、③任意後見監督人を含む後見監督人等の報酬について、助成の対象にすることの検討を行ったかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

4 権利擁護支援の行政計画等の策定推進

- 令和6年度末までに「全1,741市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必要な見直し。

Q7 国は、市町村計画策定・必要な見直し等の検討に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、第一期計画と同様に、市町村が、市町村計画を策定しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。市町村計画策定に関しては、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」や成年後見制度利用促進ニューズレターを参考にされたい。

なお、既に計画を策定した市町村においては、次回の更新時に、第二期計画を踏まえた内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

- 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
- 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

(参考)

- 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きのURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

- 成年後見制度利用促進ニューズレターのURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

5 都道府県の機能強化

- 令和6年度末までに「全47都道府県」による協議会の設置。

Q8 国は、都道府県単位の協議会設置に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、現状も、家庭裁判所が実施している家事関係機関連絡協議会に参加しており、メンバーも一致していることから、それをもって協議会の設置としてよいか。

KPI達成の判断は、都道府県が主体となって協議会を設置しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

また、都道府県単位の協議会設置の必要性や想定される取組は第二期計画に示されており、専門職団体や家庭裁判所が主催する会議や連絡会等に参加することのみでは協議会を設置していることにはならないと考えている。

ただし、これらの会議等と必ず別に開催する必要はなく、同日に時間を分けて開催するなどの工夫が考えられる。

なお、協議会の設置根拠は市町村の協議会と同様に問わない。

6 意思決定支援の浸透

- 令和6年度末までに「全47都道府県」による意思決定支援研修の実施。

Q9 国は、意思決定支援研修の実施に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、研修の実施内容や時間数・日数に条件はあるか（国のプログラムや養成講師を必ず使わなければならないのか。）。

KPI達成の判断は、都道府県が、後見人等向けに意思決定支援研修を実施しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

内容や時間数などに条件はないが、厚生労働省が現在実施している意思決定支援研修では、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の考え方を正しく理解できるように内容・時間数にしていることを参考にしていきたい。

なお、「成年後見はやわかり」ポータルサイトに掲載している動画や資料は、自由に利用することができるので、活用されたい。

(参考)

- 「成年後見はやわかり」ポータルサイトのURL
<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/>

7 地域連携ネットワークづくり

- ・ 令和6年度末までに「全 1,741 市町村」による制度や相談窓口の周知。
- ・ 令和6年度末までに「全 1,741 市町村」による中核機関の整備。

Q10 国は、制度や相談窓口の周知に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、市町村が、成年後見制度や権利擁護支援に関する相談窓口を定めた上で、リーフレット・ポスターを窓口や施設等に備付け・掲出することなどにより、成年後見制度や、これらに関する相談窓口の周知を行っているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

Q11 国は、中核機関の整備に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、第一期計画と同様に、市町村が、中核機関を整備しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。中核機関の整備に関しては、成年後見制度利用促進ニュースレターを参考にされたい。

(参考)

- ・ 成年後見制度利用促進ニュースレターのURL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

子 発 1 2 1 2 第 1 号
社 援 発 1 2 1 2 第 2 号
老 発 1 2 1 2 第 1 号
平 成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

都道府県知事
各 指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
殿

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
(平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。)により、社会福祉法 (昭和
26 年法律第 45 号) の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行することとさ
れている。

改正法による改正内容として、(1)地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の
推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びそ
の世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する
支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、(2)市
町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地
域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資す
る支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする、(3)市
町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援
計画を策定するよう努めることとする、(4)市町村は、計画の記載事項として福祉に
関し共通して取り組むべき事項を追加すること等が挙げられる。

本日、改正法による改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項の規定に基づき、
社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針 (平
成 29 年厚生労働省告示第 355 号) が告示されたところであるが、今般、①社会
福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の
整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改正による記載事項の追加
等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策
定ガイドライン等について、別紙のとおり通知するので、十分御了知の上、管

内市町村 (特別区を含む。以下同じ。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、
周知徹底を図るとともに、これを参考として、地域共生社会の実現に向けた地
域福祉の推進をお願いする。

なお、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」
(平成 14 年 4 月 1 日社援発第 0401004 号厚生労働省社会・援護局長通知) につ
いては廃止する。

貴職におかれましては、包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進するととも
に、できるだけ早期に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に今
般の社会福祉法の改正内容を反映させるようご配慮いただき、また、都道府県
においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援
と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われ
るよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1
項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特徴、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。

1 市町村地域福祉計画

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本事項は、今般の法改正により、地域福祉計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を

行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

・ 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

・ 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

・ 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域

野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)

- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ・ 自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分

- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその他中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(以下「成年後見制度利用促進法」という。)に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる)
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
 - ・ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「再犯防止推進法」という。)の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進することの方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

社 援 地 発 0331 第 3 号
障 障 発 0331 第 3 号
老 認 発 0331 第 2 号
令 和 3 年 3 月 31 日

都道府県
指定都市
中 核 市
各
民生主管部 (局) 長 殿
成年後見制度利用促進主管部 (局) 長 殿

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課長
成年後見制度利用促進室長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 52 号。以下「改正法」という。)により社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。また、改正法に基づき、市町村 (特別区を含む。以下同じ。)における包括的な支援体制の構築を図るため、重層的支援体制整備事業が創設されます。

一方で、これまで市町村では、成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成 28 年法律第 29 号。以下「利用促進法」という。)を踏まえて、権利擁護に関して地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む仕組みづくりを進めています。

両者は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという点において密接な関係にあり、市町村において双方が連携した支援体制を構築することで、効果的な実施が可能になるものです。

今般、これらの連携に関する基本的な考え方について、下記のとおり通知します。貴職におかれましては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めてください。併せて、各都道府県におかれましては、管内市町村 (指定都市及び中核市を除く。)及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1

1 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の関係性等について

(1) 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村全体の支援関係機関が相互に連携して、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築することで、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うものである。

(2) 成年後見制度利用促進に係る取組について

成年後見制度利用促進に係る取組は、利用促進法第 12 条の規定に基づく成年後見制度利用促進基本計画 (以下「基本計画」という。)を踏まえ、全国どの地域に住んでいても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、保健・医療・福祉に司法を加えた権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築して、成年後見人等の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものである。

(3) 両者の関係性について

(1) (2) はいずれも、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の実現に資するという目的を共有するものである。

これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるものと考えられる。特に、成年後見制度利用促進に係る取組との連携は、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施にもつながるものである。

2

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組を具体的に連携していくにあたっての考え方を、別添「重層的支援体制整備事業に係る各支援と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方等」に示した。別添を参考にしながら、地域の実情に応じた連携に積極的に取り組んでいただくことをお願いする。

なお、令和 2 年度における地域共生社会実現のための包括的支援体制構築事業 (以下「モデル事業」という。)の実施状況と、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担当する中核的な機関 (以下「中核機関」という。)等の整備状況の関係性をみたところ、モデル事業を実施している地域は、未実施の地域に比べて中核機関等の整備率が 19.9 ポイント高く、連携した取組が既に始まっていることを申し添える。

2

別添 重層的支援体制整備事業に係る各支援と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方等

3 その他

都道府県におかれては、法第6条第3項や利用促進法第15条において、市町村の取組に関して、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされていることを踏まえ、各都道府県域内での重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携事例の情報共有等をお願いしたい。

国においては、令和3年度以降、各種研修や都道府県での説明会を実施するほか、各地域の取組事例を発信するなど、重層的支援体制整備事業の取組を通じた包括的な支援体制の構築や成年後見制度利用促進の体制整備を促進する取組を進めていくこととしている。これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

1 基本的な考え方

(1) 連携を進めるための仕組みづくり

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組みという共通点を持っており、障害があってもなくともすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがい、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の実現に資するという目的を共有するものである。

両者の効率的・効果的な実施のためには、関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であり、両者の制度を理解するための研修を実施するほか、連絡調整担当者の設置や、定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など、日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることが望ましい。併せて、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や同事業の実施、成年後見制度利用促進の効率的・効果的な体制整備に向けて、市町村内での協力体制を構築していただくことが望ましい。

(2) 連携を進める際の留意点

支援関係機関間で、本人に対する支援をつなぐ場合や、連携した支援を開始する場合には、聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報共有する必要性が生じる場合があるが、その際には、本人から支援関係機関に情報を提供することについての同意を得ることが基本となる(※1)。

一方で、本人との接触ができないなどの事情により、本人から同意が得られない中で情報共有を行う必要がある場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこととされたい(※2)。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例等に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

(※1)「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集(令和2年3月発行)」では、成年後見制度利用促進において、個人情報の共有に関して生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第9条に規定する支援会議を活用している事例(P.256～257)などを紹介しているので参考にされたい。

(※2)法第106条の6第1項に規定により組織される会議。同条第3項及び第4項で必要な情報の授受等を規定した上で、同条第5項で構成員等に対する守秘義務を規定しているため、本人同意の有無に関わらず、支援会議の構成員間で支援に必要な情報共有等が可能となっている。

2 具体的な連携取組例

(1) 多機関協働事業者と中核機関の連携

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※1）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※2）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図った上で適切な支援を行うこととしている。一方で、基本計画で整備を求めている中核機関は、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役を担うこととされている。

多機関協働事業者につながれた事例のうち、特に、権利擁護支援に関する課題を抱えたものについては、多機関協働事業者と中核機関が連携して対応いただきたい。

また、中核機関において受け付けた相談のうち、成年被後見人等本人やその世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が難しい事例については、多機関協働事業者につなぎ、各支援関係機関と連携して支援にあたらなければならない。

なお、権利擁護支援のために成年後見制度の利用が必要であるものの、親族による申立が期待できない場合は、老人福祉法等に基づく市町村長による申立を円滑に進めていただきたい。この際、市町村長申立を行う事例については、虐待の可能性があり得ることから、虐待防止の部局とも適切に連携して対応いただきたい。

（※1）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業者の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

【対応例】

- ・ 多機関協働を図る役割の職員（モデル事業では「包括化推進員」とされている）と中核機関の職員が、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。
- ・ 中核機関が、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーター役として、成年後見人等や司法専門職等との調整を行う。
- ・ 成年後見人等が、成年被後見人等に対する支援の中で、従来の支援体制では対応が難しい事業を把握した場合は、多機関協働事業者等と連携して対応する。

【期待される効果】

- ・ 多機関協働事業者においては、例えば、判断能力が十分でなく、孤立や身寄りがないなどにより財産管理に課題があるなどの支援が困難な事例においても、成年後見制度を適切に利用することで、年金管理などによって財産状況を安定させた上で、介護・福祉等のサービス導入によって生活状況を改善させることができる。
- ・ 中核機関においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーター役として、他の支援関係機関との役割調整を円滑に行うことができるようになる。

(2) 重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等

重層的支援会議（※）・支援会議については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関と調整の上で構成員を決定していくことになる。市町村においては、本人やその世帯に対して権利擁護支援が必要な場合には、当該支援の地域連携ネットワークのコーディネーター役である中核機関に参加を依頼するとともに、中核機関においては、構成員の依頼があった場合には、積極的に参加いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなることから、市町村において、基本計画における協議会等の既存の協議体などと組み合わせることで開催することが可能な場合には、既存の協議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努められたい。

（※）重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議。複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うほか、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン最終時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行う。

【対応例】

- ・重層的支援会議・支援会議を基本計画における協議会と併せて開催する。

【期待される効果】

- ・重層的支援会議・支援会議においては、中核機関の参加によって、支援関係機関の視点に加え、本人の意思尊重や権利擁護の視点が確保され、本人のエンパワメント等を重視した支援プランの作成・評価等が可能になる。また、社会資源の開発に向けた検討等を行う際に、中核機関と関係の深い司法等の専門職団体や金融機関等からの協力を得やすくなる。
- ・中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかつた対応が可能となる場合がある。

(3) 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

包括的相談支援事業は、介護や障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものである。こうした相談の中には、権利擁護支援のニーズを含んでいる可能性がある。包括的相談支援事業者において、権利擁護支援に関する課題を抱えた相談を受けた際には、包括的相談支援事業者と中核機関が連携して対応いただきたい。

また、中核機関においても、介護や障害、子ども、生活困窮等その他制度による支援が必要な場合は、当該制度と連携の上支援を実施されたい。

【対応例】

- ・地域包括支援センター等包括的相談支援事業の職員と中核機関の職員とが、定期的な情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。

【期待される効果】

- ・包括的相談支援事業者においては、早期段階で本人の意思を尊重して権利を擁護する状況を作ることが期待できる。この結果として、重大な権利侵害の状態になつてから事後に対応するという状況を回避することができる。
- ・中核機関においては、後見等ニーズを精査するために必要な情報の収集や集約、整理が効率的・効果的に実施できるようになる。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を実施するものである。一方、基本計画においても、権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割として、権利擁護支援の必要な人の発見・支援や、早期の段階からの相談・対応体制の整備等が挙げられている。

アウトリーチ支援事業者(※)において、権利擁護支援に関して、支援の手が届いていない者への支援を行う際は、中核機関が連携しながら対応いただきたい。また、中核機関においても、複雑化・複合化した課題を抱える者であつて支援の手が届いていない者に対して支援を行う場合は、アウトリーチ支援事業者と連携して支援を実施されたい。

(※) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者(市町村が自ら実施している場合は当該市町村)

【対応例】

- ・権利擁護支援に係る課題があると思われながらもかかわらず支援体制が構築できていない場合、まずは本人との信頼関係の構築が必要である。しかしながら、支援体制の構築にあつては専門性を要するなど信頼関係の構築までに時間を要する場合は、必要に応じて、早めにアウトリーチ支援事業者に相談するなどの連携を行う。

【期待される効果】

- ・アウトリーチ支援事業者においては、権利擁護の視点が加わることで、判断能力の低下により必要な支援を求めることができない方を早期の支援につなげることが可能となる場合がある。
- ・中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかつた対応が可能となる場合がある。

(5) 参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

地域共生社会の実現において、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たつて強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

重層的支援体制整備事業においては、参加支援事業として、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

成年被後見人に対する支援においても、既存の事業や既存のチームでは対応できない個別ニーズ等を抱えており、社会参加に向けた支援を行う必要性がある場合には、参加支援事業者(※)、成年後見人等、中核機関などが連携しながら対応いただきたい。

(※) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者(市町村が

これらの事業を自ら実施している場合は当該市町村)

【対応例】

- ・長期入院から地域移行したが、地域生活に馴染めておらず、すぐには就労すること等が難しい成年被後見人等に対して、コミュニティカフェや中間的就労を行っている事業者等の参加支援の機能を有する地域の社会資源とのマッチングを行い、成年被後見人等と社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- ・市民後見人養成講座を修了した方が、成年後見人等として受任するまでの活動として、参加支援の取組に協力する。

【期待される効果】

- ・成年被後見人等において、社会とのつながりが希薄化しやすいといった課題を抱えている場合は、対応できる多様な資源の開発を進めるとともに、個別に本人やその世帯のニーズや状態、有する能力にあった社会資源とのマッチングを図ることにより、人や社会とのつながりを回復し、生きがいや役割を持ち地域に参加することができると期待される。
- ・参加支援事業としては、市民後見人養成講座の修了者の参加により、権利擁護支援の知見や活動を地域活動の実践の中で広げることができると期待される。
- ・成年後見制度利用促進の取組としては、市民後見人養成講座の修了者の活躍の場が増えることで、市民後見人の養成等（養成された者が支援員として活動する法人後見や日常生活自立支援事業の取組を含む）が、促進法の目的である共生社会の実現に向けた取組であることとして明確になる。加えて、後に市民後見人養成講座の修了者が成年後見人等に選任された場合においても、参加支援事業に携わった経験が成年被後見人等の支援内容の充実につながる可能性がある。

参 考

地方交付税制度の概要

1 地方交付税のしくみ

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

事 務 連 絡
平成 30 年 8 月 23 日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定及び
中核機関整備の推進について（情報提供）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

本年 4 月 13 日付け事務連絡により、市町村計画の策定及び地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核機関の設置運営に要する費用について、平成 30 年度より地方交付税措置を行うことが決定された旨お伝えしていたところですが、今般、以下のとおり、市町村（標準団体 10 万人規模）における普通交付税措置の内容について、情報提供いたします。
各都道府県におかれましては、下記について管内市町村に周知いただくとともに、広域的な見地からの市町村計画の策定や中核機関整備に係る助言・支援等、管内市町村の体制整備の推進について、よろしく願います。

記

社会福祉費（市町村分）の単位費用上、（細目）社会福祉事業費（細節）社会福祉共通費の需用費等に「成年後見等実施機関運営等事務費」として 3,069 千円（標準団体ベース）を計上

※上記額は「市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用」に係る額。
※本件は今後発行される「平成 30 年度地方交付税制度解説（一般財団法人地方財務協会）」に掲載予定。

（担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 栗原、福野
電話：03-5253-1111（内線 2228）
E-mail: seinkenkouken@nhlw.go.jp

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考）平成 17 年 2 月 15 日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の 94%、特別交付税＝交付税総額の 6%

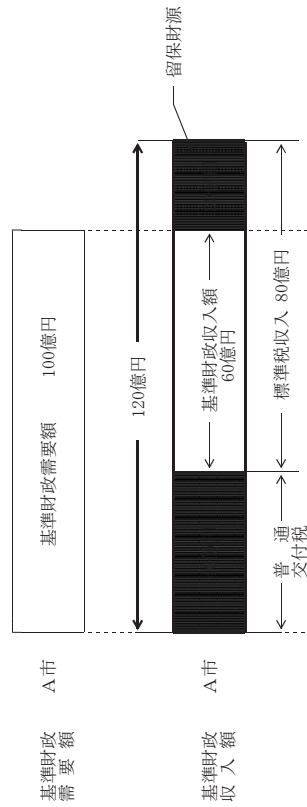
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位数 × 測定単位 (国調人口等) × 補正係数 (寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率 (7.5%)

普通交付税の仕組み



事務連絡
平成31年3月18日

各都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

厚生労働省老健局総務課

認知症施策推進室

各都道府県におかれましては、管内市区町村の成年後見制度利用促進担当及び本人情報シートの作成に関わるものが想定される関係者に対して、幅広く周知いただくとともに、基本計画の趣旨を踏まえ、関係者における同シートの作成等、円滑な運用の実現に御配慮いただきますようお願いいたします。

診断書及び本人情報シートの裁判所における運用に関する御質問については、各家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、別途、医政局総務課より都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局宛に医療機関への周知依頼についての事務連絡が発出されていることを申し添えます。

記

[送付資料]

(別添) 別添書式・手引き (最高裁判所事務総局家庭局)

成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について (周知依頼)

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

標記については、成年後見制度利用促進基本計画 (平成29年3月閣議決定。以下「基本計画」という。)において、「成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が行われてきたところです。

今般、最高裁判所より、本年4月から、別添資料のとおり

- ・ 診断書の書式を改定するとともに、
- ・ 医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載する「本人情報シート (作成は任意)」を新たに導入することとする旨、情報提供がありました。

※ 本人情報シートについては、ソーシャルワーカー (社会福祉士、精神保健福祉士等) として本人の支援に関わっている方 (介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等) によって作成されることが想定されています。

社 援 地 発 0603 第 1 号
社 援 保 発 0603 第 2 号
障 障 発 0603 第 1 号
老 振 発 0603 第 1 号
令 和 元 年 6 月 3 日

都 道 府 県
指 定 都 市
各
中 核 市
関 係 主 管 部 (局) 長 殿

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 地 域 福 祉 課 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 保 護 課 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 老 健 局 振 興 課 長
(公 印 省 略)

療が必要なときは安心して医療を受けていることができるようにしていくことが重要とされ、これらの人に対する医療機関の具体的な対応方法が示されています。認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがいない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援についても必要となる場合が多いことから、自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局等の福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等との関係機関と、医療機関の連携を図ることが重要です。各自治体におかれては、ガイドラインの趣旨・内容等について御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に対して広く周知いただきますようお願いいたします。

別添：「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の発出について（通知）（令和元年6月3日付け医政総発0603第1号。厚生労働省医政局総務課長通知）

「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）

内閣府の消費者委員会が平成29年1月31日に取りまとめた「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」及び平成29年3月24日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象に「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられ、本日、厚生労働省医政局総務課長から、別添の通り各都道府県、各保健所設置市、各特別区衛生主管部（局）宛て通知されました。

ガイドラインでは、少子高齢化の進展によって、認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがいない人の増加といった状況がみられる中で、判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医

（照会先）

- 本通知について
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
電話：03-5253-1111（内線2229）
- ガイドラインについて
厚生労働省医政局総務課
電話：03-5253-1111（内線4158）

各 都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部(局)長 御中

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する
ガイドラインの発出について (通知)

近年、少子高齢化が進展し、単身の高齢者が増加している中、主にこうした方等を対象として、身元保証・身元引受等や日常生活支援、死後事務等を担う民間サービス(以下「身元保証等高齢者サービス」という。)が生まれている。

今後、こうしたサービスの需要が一層高まっていくことが見込まれる中、消費者被害を防止する観点から、内閣府の消費者委員会において、平成29年1月に、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」(以下「建議」という。)が取りまとめられた。建議においては、高齢者が安心して病院に入院することができよう、病院が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること等が求められている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)において、「成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等」について、医療・介護等の現場において、関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討することが求められている。

厚生労働省は、建議及び基本計画を踏まえ、平成29年度厚生労働科学特別研究事業「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握を行った。

また、平成29年度の研究の成果を踏まえ、平成30年度厚生労働行政

推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象とする「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が取りまとめられたところである。

ついては、別添のガイドラインについて、貴管下医療機関へ周知し、活用を促していただくなど、関係部局・関係機関と十分連携の上、身寄りがない人や判断能力不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境の整備に努めていただくようお願いする。

また、ガイドラインについては、社会・援護局地域福祉課、同局保護課、同局障害保健福祉部障害福祉課及び老健局振興課より、各都道府県等の福祉部局にも周知しているところであり、貴部局におかれれば、特にこれらの部局とも連携して対応いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

【別添】

○ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

【参考】

- 「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について(周知依頼)」(令和元年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長通知)
- 「身元保証人等がないことを理由に医療機関において入院を拒否することについて」(平成30年4月27日付け厚生労働省医政局医事課長通知)

(照会先)
厚生労働省医政局総務課
電話：03-5253-1111(内線)4158

医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

身元保証人等がいなかったことを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がいなかったことを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれましては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がいなかったことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにある「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がいなかったことを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

各都道府県知事 殿

内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長
(公印省略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」
の成立について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
この度、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されました。

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、187の法律（他の法律の欠格条項を準用等している法律を含む。）における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものです。今回の改正により、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、それぞれの資格・職種・業務等にふさわしい能力の有無を個別別的・実質的に審査し、判断することとなります。各制度の改正に係る施行期日については、概ね、公布日施行、公布日から起算して3月又は6月を経過した日に施行するものとされており、いずれも公布日からの期間が短いことや多分野における多数の法律を改正するものであることから（下記Ⅲ参照）、法改正の趣旨を踏まえつつ貴職におかれましてはそのリーダージュの下で早急に施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後は、関係法律の所管府省において、その円滑な施行に努めることとされており、施行に向けた詳細については関係法律の所管府省からそれぞれ通知等がなされるものと考えていますが、当室からも一括整備法の施行に向けた留意事項について下記のとおり通知いたしますので、御参照下さい。

管下の市区町村に対しては、市区町村長を始め、関係する担当課にもれなく今回の法改正の趣旨やそれを踏まえた施行準備、対応等が適切に行われるよう、貴職から確実に御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

I. 一括整備法の概要及び法律の趣旨を踏まえた対応のお願いについて（資料1～3参照）

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、地方公務員法等も含め、各法律において定められている資格・職種・業務等における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置を一括して見直すものです。これにより、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として一律に排除するのではなく、各資格・職種・業務等にふさわしい能力の有無を個別別的・実質的に審査し、判断することとなります。

一括整備法の対象である資格・職種・業務等の中には、都道府県知事等の権限に係るものが含まれており、関係法律の所管府省からは、場合によっては条例・規則等の整備が必要になるものも想定されるところの連絡を受けています。詳細については、所管府省からおおむね通知等がなされるものと考えています。かかる条例・規則等の整備及びその運用に当たっては、実質的に成年被後見人等を資格等から排除するようなものとほしくないこと、心身の故障があることをもって直ちに資格等から排除することなく、資格等にふさわしい能力の有無を的確に審査・判断することなど、上記の一括整備法の趣旨や、障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

なお、一括整備法の内容については、内閣府ホームページに掲載している法律案（URLを末尾に記載）、「法律の概要」（資料1）、「見直し法律リスト」（資料2）及び「衆議院修正案」（資料3）を御参照下さい。

II. 条例等で定めている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しについて

上記Iのとおり、一括整備法の成立により、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置が一括して見直されました。また、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日成年後見制度利用促進委員会。以下「議論の整理」という。）においては、各府省において、一括整備法の成立以降、新たに成年被後見人等の権利に係る制限を設けたいよう留意することとされています。さらに、議論の整理では、各府省において、政省令や通知などに基づいて成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきとされています。こうした方針に基づき、今後、各府省においては、政省令や通知（各地方公共団体に対して条例、規則等の例を示しているものも含む。）の見直しに取り組んでいくこととなりますが、各地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をお願いいたします。

III. 一括整備法の施行期日

一括整備法による各法律の改正については、原則として、以下の区分に従って順次施行されます。

- ① 成年被後見人等の欠格条項を単純削除するのみで省令等の整備が必要ないもの 公布日（令和元年6月14日）
- ② 省令等の整備が必要なもの 公布の日から3月を経過した日（令和元年9月14日）
- ③ 地方公共団体の条例等の整備、外部団体との調整が必要なもの 公布の日から6月を経過した日（令和元年12月14日）
- ④ その他 個別に定める日（建築士法等 令和元年12月1日）

参考 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」(平成30年3月13日閣議決定)の要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文については、内閣府ホームページにて全文を掲載しています。

URL : <https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

※法案は衆議院において修正されています(土地改良法の改正規定(法案第111条)を削除し、建築士法等の改正規定の施行日(法案附則第1条第3号)を平成30年12月1日から令和元年12月1日に修正)。修正案は資料3を御参照下さい。

資料1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

資料2 見直し法律リスト

資料3 衆議院修正案(要綱、案文、新旧対照条文)

担当：内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室
西村、藤野、川上、金柄

TEL：03-3581-1875(直通)

メール：shintaro.nishimura.a8s@cao.go.jp

nishimura-shintarou@mhlw.go.jp

masahiro.fujino.f9v@cao.go.jp

fujino-masahiro@mhlw.go.jp

keiko.kawakami.y2r@cao.go.jp

takuva.kanetsuka.b9k@cao.go.jp

※内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室は

令和元年7月中旬を目途に廃止されます。

障障発第07290001号
障精発第07290001号
老計発第07290001号
平成17年7月29日

都道府県
指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市



厚生労働省社会・援護局障害福祉部障者福祉課



社会・援護局障害福祉部精神保健福祉課



老 健 局 計 画 課

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第27条の3に基づき市町村長による後見等の開始の審判請求(以下「市町村申立て」という。)に関しては、これまで、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け障第11号、障精第

21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障者福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)において、市町村長は高齢者等の4親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、との手続を例示として示してきたところである。

しかしながら、4親等以内の親族の有無確認作業が極めて複雑であることも要因となっており、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続の例示を下記のとおり見直すこととし、併せて、別添1及び別添2を別紙のとおり改めたので、御了知の上、管内市町村に周知を図らねばならない。

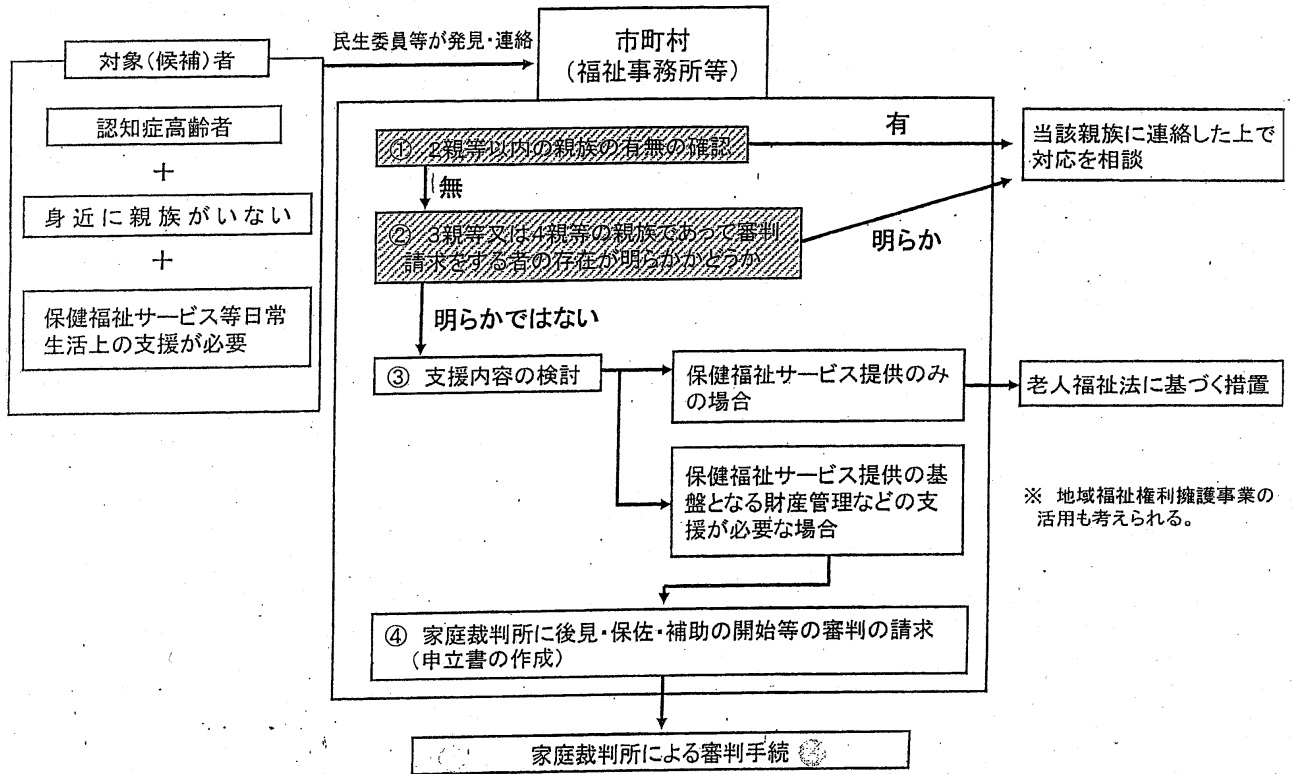
また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言として発出するものである。

記

- 1 市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。
- 2 1の結果、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

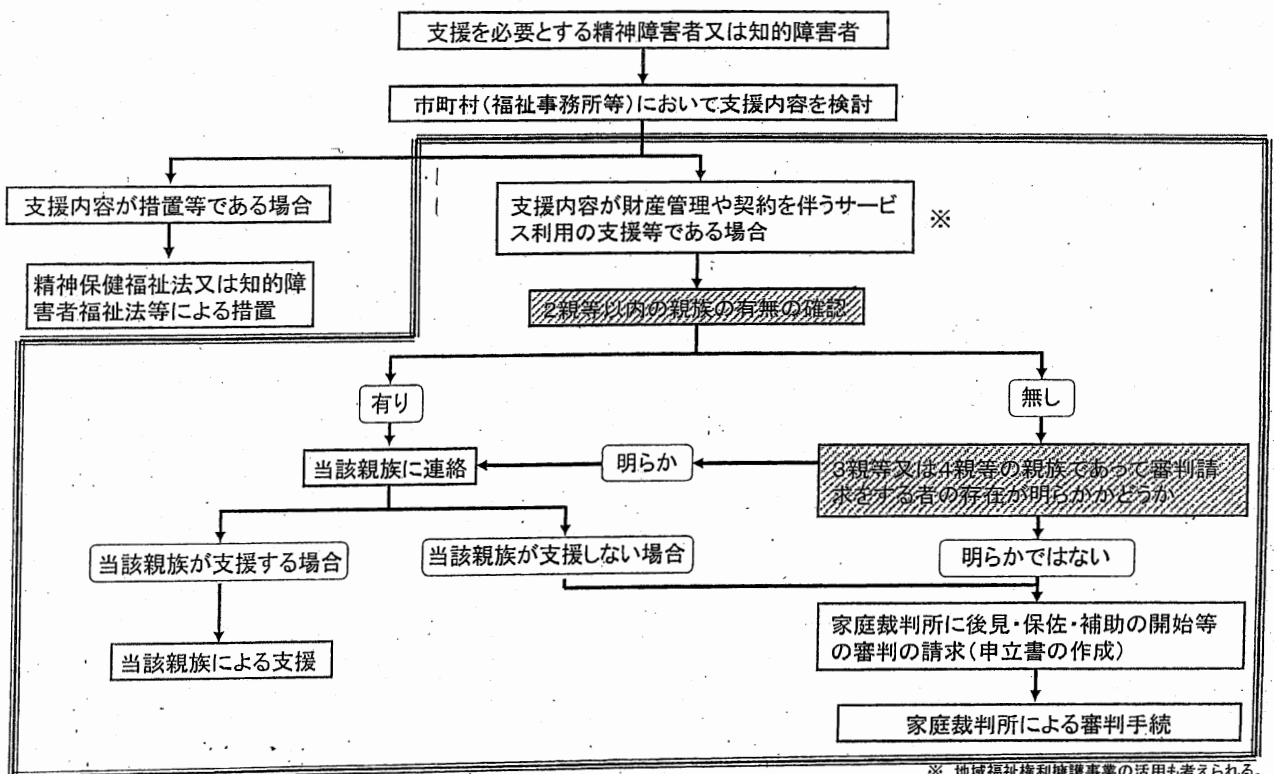
(別添1)

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者)



(別添2)

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(精神障害者・知的障害者)



(別紙)

事務連絡
平成17年7月29日

都道府県
指定都市
各
中核市
老人福祉担当課(室)長 殿

厚生労働省老健局計画課長

「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の
審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&A
について」の一部改正について

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法
律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的
障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け障害第11
号、障精第21号、老計第31号厚生省大臣官房障害者保健福祉部障害福祉
課長、厚生省大臣官房障害者保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健
福祉局老人福祉計画課長連名通知)において、市町村申立てを行う際の手
続の例示を示してきたところですが、今般、この手続の例示を見直すこと
に伴い、標記Q&AのQ2及びQ4を別紙のとおり改めましたので、ご参
考までに送付いたします。

Q2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求
を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認め
るとき」とは、本人に2親等内の親族がない又はこれらの親族があっても
音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする3親等又
は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見
の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を
図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうし
た状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービ
スの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断
される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるもの
と考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法
律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保
健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正に
ついて」(平成12年3月30日付け障害第11号、障精第21号、老計第
31号)を参考にしたい。

Q4 本人に2親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請
求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限さ
れるのか

Q2のとおり、2親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの
事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況
にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを
期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者につ
いて、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付
随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市
町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求
を行うことも考えられることから、2親等内の親族があることのみをもっ
て一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族
との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があ
ることに留意されたい。

老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて

平成12年7月3日 事務連絡

都道府県
各指定都市老人福祉担当課(室)長あて
中核市

厚生労働省老健局計画課長

(注) 平成17年7月29日 事務連絡改正

老人福祉法第32条に基づく市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等(以下「法定後見の開始の審判等」という。)の請求及び介護予防・生活支援事業のメニューとして新たに追加された「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aを別紙のとおり作成いたしましたので、ご参考までに送付いたします。

なお、本件については、法務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

(別紙)

Q1 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、対象となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において、市町村長に法定後見の開始の審判等の請求権を認めた趣旨は、身寄りのない認知症高齢者など、親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支援を目的としたものである。

高齢者福祉サービスについては、介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが、高齢者の喪失等、「老人の福祉に関し必要な実情の把握」については、引き続き住民に最も身近な自治体である市町村が行うこととされており(老人福祉法第5条の4第2項第1号)、高齢者の実態を最もよく把握している市町村が、通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定しているものである。

(参考) 法定後見の開始の審判等の請求に当たって、本人が任意後見契約を締結しているか否か等について調査することは、市町村長の職務上必要な場合に当たるので、後見登記等に関する法律第10条第5項に基づき、同条第1項の登記事項証明書の交付を無料請求することができる。

Q2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があるとき」とは、本人に2親等内の親族がない又はこれら親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理

など日常生活上の支那が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け閣議第11号、閣議第21号、老計第31号)を参考にしてください。

Q3 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、後見、保佐又は補助の3類型のいずれについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいのか。

市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行う場合に、本人のためにいずれの類型の請求(申立て)を行うべきかについては、民生委員や福祉関係者等本人の生活状況を把握しうる者からの情報に基づいて市町村長が判断することになる。

なお、申立てにより開始された家庭裁判所の審理の過程において、本人の精神の状況の鑑定結果等に基づき、当初申立ての趣旨を他の類型に変更する必要がある場合がある。

Q4 本人に2親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか。

Q2のとおり、2親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、2親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

Q5 法定後見の開始の審判等の請求を市町村長が行った場合の費用については、市町村長が負担しなければならぬのか。

市町村長が請求を行った場合における家事審判の手続費用に関しては、原則として申立人の負担とされているが「特別の事情」(非訟事件手続法第28条)がある場合には、家庭裁判所は、申立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるとされている。この「特別の事情」とは、一般的には、費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には、申立人自身の利益のためではなく、地域住民の福祉の観点から、地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立事務を行うのであるから、家庭裁判所は、「特別の事情」がある場合に該当するとして、「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命ずることができると考えられる。(具体的にどのどのような事案で費用の負担を命ずるかは、当該事件の家事審判官の裁量に委ねられる。)

したがって、市町村長は、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権の発動を促す申立てを行い、家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合には、彼

費用負担命令を発することになると考えられる。

また、申立段階における手続費用の予納については、申立人である市町村長の事務であるが、上記の費用負担命令がされた場合には、その効果として、市町村長は、予納した手続費用について負担を命ぜられた本人等に対する求償権を取得し、当該費用を求償することになる。(なお、別添「成年後見見度利用支援事業に係る助成の考え方について」の1を参照されたい。)

(参考) 家事審判法第7条、非訟事件手続法第26条、第28条

Q6 「成年後見見度利用支援事業」のうち、成年後見見度の利用に係る経費に対する助成の対象経費は、成年後見見度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とされており、国庫補助の対象として具体的にどのようなものを想定しているのか。

本事業の対象経費の具体的な範囲については、各市町村ごとに地域の実情に応じて判断し、参考単価を基に単価を設定すべきものであるが、一般的には以下のような範囲及び単価設定が想定される。

なお、助成の考え方については、別添を参照されたい。

(単価設定例)

- 申立てに要する経費としては、
 - ・ 申立手数料 1件につき600円
 - ・ 登記手数料 4,000円
 - ・ 鑑定費用 5～10万円程度
 - ・ その他 郵便切手、添付書類に要する経費の実費などが想定される。

○ 成年後見人等の報酬については、本事業は、あくまで介護サービスの利用を支援するものであることから、こうした趣旨を踏まえ、参考単価（住宅で28,000円、施設で18,000円）を上限と考え、介護サービスの利用にかかる身上監護や金銭管理等に要する経費部分について、適切な単価設定を図られたい。

(別添)

成年後見見度利用支援事業に係る助成の考え方について

1. 申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用等）について

(1) 市町村は、家庭裁判所への法定後見の開始の審判等（以下「審判」という。）の申立てに先立ち、申立ての対象となる者の所得状況等を調査し、当該対象者が申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見見度の利用が困難であると認められること等の要件を満たすと判断した場合には、当該経費について市町村として立て替え払いを行うこと及びその額について決定する。

(2) 市町村長は、審判の申立てに際し、申立ての対象者に関し成年後見見度利用支援事業に係る助成がされる見込みについて、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。また、市町村長は、申立てに要する経費の全部又は一部について申立ての対象者に負担させることが相当と考ええる場合には、審判の申立てと同時に、手続費用の負担を命ずる審判（以下「費用負担命令」という。）についても併せて申し立てることとなる。その際、市町村長として把握している対象者の所得状況等について、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。

(3) 家庭裁判所の審判及び費用負担命令を受けて、市町村は、その費用負担額について決定

する。費用負担命令がされた場合には経費の全部が、経費の一部について費用負担命令がされた場合にはその残額が、審判の申立人である市町村の負担額となり、市町村の負担とされた額を国庫補助の対象経費とする。

* 上記の手続きにおいては、市町村長が審判の申立てを行う際に手続費用を予納する旨いとされたいため、実際の金銭の流れとしては、家庭裁判所の費用負担命令が審判とともに確定した時点において、関係人（申立ての対象者等）が負担すべきものとされた額について市町村長が当該関係人に対して求償するという形をとることとなる。

2. 成年後見人等の報酬に係る経費について

(1) 成年後見人等の報酬については、成年後見見度利用支援事業による助成がされる見込みがある場合には、市町村は、家庭裁判所にあらかじめその旨の情報提供をすることにも、成年後見人等と連絡をとり、報酬付与の申立て又はその審判がされた場合には連絡を受けるよう取り決めておくものとする。

(2) 家庭裁判所は、成年後見人等の申立てにより、成年後見人等の事務の状況を随認した上で、申立ての対象者の財産の中から成年後見人等に与える報酬額について審判をする。

(3) 市町村は、成年後見人等から上記(1)の連絡を受けた上で、その時点での対象者の所得状況等を調査し、家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には、助成額を決定し、成年後見人等とも連絡を取った上で、対象者の銀行口座等に振り込む等の措置をとることとなる。その場合、助成を行った額を国庫補助の対象経費とする。

3. 成年後見見度利用促進のための広報・普及活動経費について

(1) 「成年後見見度利用支援事業」は、介護保険制度の利用等の観点から、「成年後見見度」が今後さらに重要となっていくことを踏まえ、その利用促進を図ることを目的とするものである。

(2) そのような目的にかんがみ、上記1及び2に係る助成のほか、広報・普及活動費用についても国庫補助の対象経費とされているところであり、この国庫補助を活用した上で、成年後見見度のわかりやすいパンフレットの作成・配布、高齢者やその家族に対する説明会、相談会の開催等に積極的に取り組むことが重要である。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することができるとは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

記

- 1 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大
成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成20年4月より下記のとおり対象者を拡大する。

改	次のいずれにも該当する者 (2) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者
正	(4) 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認めらる者
前	(2) 後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
改	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

2 市町村長による後見等の開始の審判請求

- (1) 身寄りが不在の場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず積極的な活用をお願いしたい。

- (2) 市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正についてにより、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることも要因となつて、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところであるので、身寄りが不在等々の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようお願いしたい。

3 障害者の権利擁護のための体制整備

障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。

また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
相談支援係 大城、佐々木
TEL:03-5253-1111（内線3149）
FAX:03-3591-8914
E-mail:sasaki-takayuki@hlw.go.jp

事務連絡
平成20年10月24日

都道府県
指定都市 民生主管部(局)長 殿
各 中核市

(別紙)

問 成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

(回答)

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【事業例】

- ① 申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
 - ・登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
- ② 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
 - (1) パンフレットの作成・配布
 - ・印刷製本費、役務費、委託料等
 - (2) 説明会・相談会の開催
 - ・諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費(「地域支援事業交付金の交付について」(交付要綱)に定める対象経費に該当するもの)が補助の対象となる。

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について(平成18年6月9日老発0609001号)」により実施されているところですが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

厚生労働省老健局計画課

予算係長 前田 (3924)

予算係 田本 (3925)

代表：03-5253-1111

障障発0330第11号
障精発0330第21号
老計発0330第13号
平成12年3月30日
障障発第0729001号
障精発第0729001号
老計発第0729001号
平成17年7月29日
障障発1126第1号
障精発1126第1号
老認発1126第2号
令和3年11月26日

(一部改正)

(最終改正)

各 市 町 村
都道府県 民生主管部(局)長宛

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の
基本的考え方及び手続の例示について

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求(以下「市町村長申立て」という。)に関しては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け障障発0330第11号、障精発0330第21号、老計発0330第13号)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知)及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について(平成17年7月29日付け障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知)において、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の手続を示

してきたところである。

しかし、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど複数の市町村が関わる場合にいずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの申立基準が示されていないことや、虐待事案等迅速な対応が必要な場合の親族調査のあり方などについて課題が指摘されていることから、令和2年度に「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催の上、検討を行い、令和3年3月31日付けで「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめ」(以下「取りまとめ」という。)を公表したところである。

今後、取りまとめを踏まえ、上記通知を全部改正することとし、市町村長申立て基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立ての手続の例示を別添1及び2のとおり見直したので、御了知の上、関係機関等に周知を図らたい。

なお、本通知は法務省民事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言として発出するものである。

記

1 市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りが不在の場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補充し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りが不在の場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについての権利擁護のための支援策としては、市町村長申立てに基づく成年後見制度の活用のほか、日常生活自立支援事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない認知症高齢者等は、老人福祉法第10条の4又は第11条に基づき市町村の措置等の対象となりうることを申し添える。(任意後見契約が登記されている場合には、原則として当該契約が優先することとなる。(任意後見契約)に関する法律第10条))

なお、成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係については、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成12年3月30日社援地第14号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

2 市町村長の審判の請求における留意事項等について

(1) 申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添3)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

(2) 審判の請求に要する費用について

審判の請求にあたっては、印紙代(後見又は保佐開始の審判の申立ては800円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与又は同意権付与の審判の申立てもするときは1,600円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与及び同意権付与の審判の申立てもするときは2,400円)、登記手数料(後見・保佐・補助の開始の審判の申立てについては2,600円)、送達・送付費用(納めるべき郵便切手の額)については、管轄の家庭裁判所に確認されたい)、鑑定費用等の費用負担が必要となる。また、後見等の開始後には、後見等の事務を行うために必要な経費や成年後見人等の報酬等の費用負担が必要となるが、これらについては、本人が負担することになること。

(3) 成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

- ・ 成年後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ・ 成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無

- ・ 成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無

- ・ 成年被後見人等の意見

- ・ その他一切の事情

を考慮しなければならぬこととされている。(改正後の民法第843条第4項

、第876条の2第2項及び第876条の7第2項)

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合は、市町村長、認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を運営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

(4) 医師の診断書について

補助開始の審判の際に必要となる医師の診断書についても、最高裁判所事務総局家庭局作成の書式例(別添4)を参考までに添付する。

(5) 成年後見制度利用支援事業の積極的な活用について

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものについて、知的障害者及び精神障害者については、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害福祉部部長通知)において、高齢者については、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)において、それぞれ成年後見制度利用支援事業(以下「利用支援事業」という。)として成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬について補助の対象としているところである。

各自治体においては、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者に対する権利擁護の観点から、事業の積極的な活用を図られたい。

3 市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則

(1) 申立てを行う市町村について

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、住所(住民登録のある場所をいう。以下同じ。)と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・ 生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
- ・ 入所措置の措置権者
- ・ 介護保険の保険者
- ・ 自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シート作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申し立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

(2) 利用支援事業における市町村間の取扱いの差異について

全国どこに住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができるよう、利用支援事業について市町村間の取扱いの差異（格差）を解消することが重要である。利用支援事業が未実施であることや対象者の範囲が異なることを理由として申立てを行わないなど、利用支援事業の実施の有無等が市町村長申立ての実態に影響することがないよう、利用支援事業の未実施市町村等におかれては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組をお願いしたい。

4 市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要がある」と認めるとき「かどうかが確認するために行う」ものであり、次の3つに分けられる。

ア 戸籍調査

親族の有無を確認する目的で行う調査

イ 意向調査

親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査

ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

(1) 戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であったら審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

(2) 意向調査の基本的な考え方について

意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族から申立てが期待できない場合は、省略することができる。

(3) 利用意見調査の基本的な考え方について

利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

(4) 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

- ・ 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。

ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。

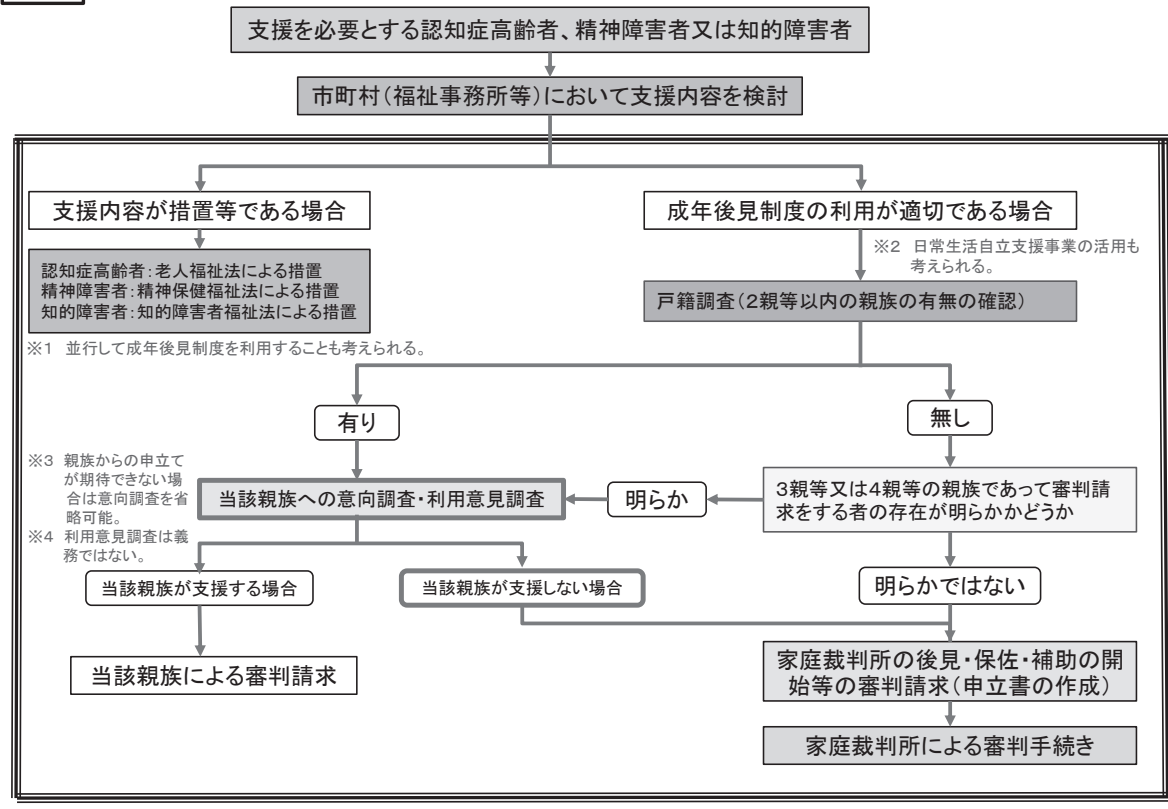
- ・ 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができること。

一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができ。

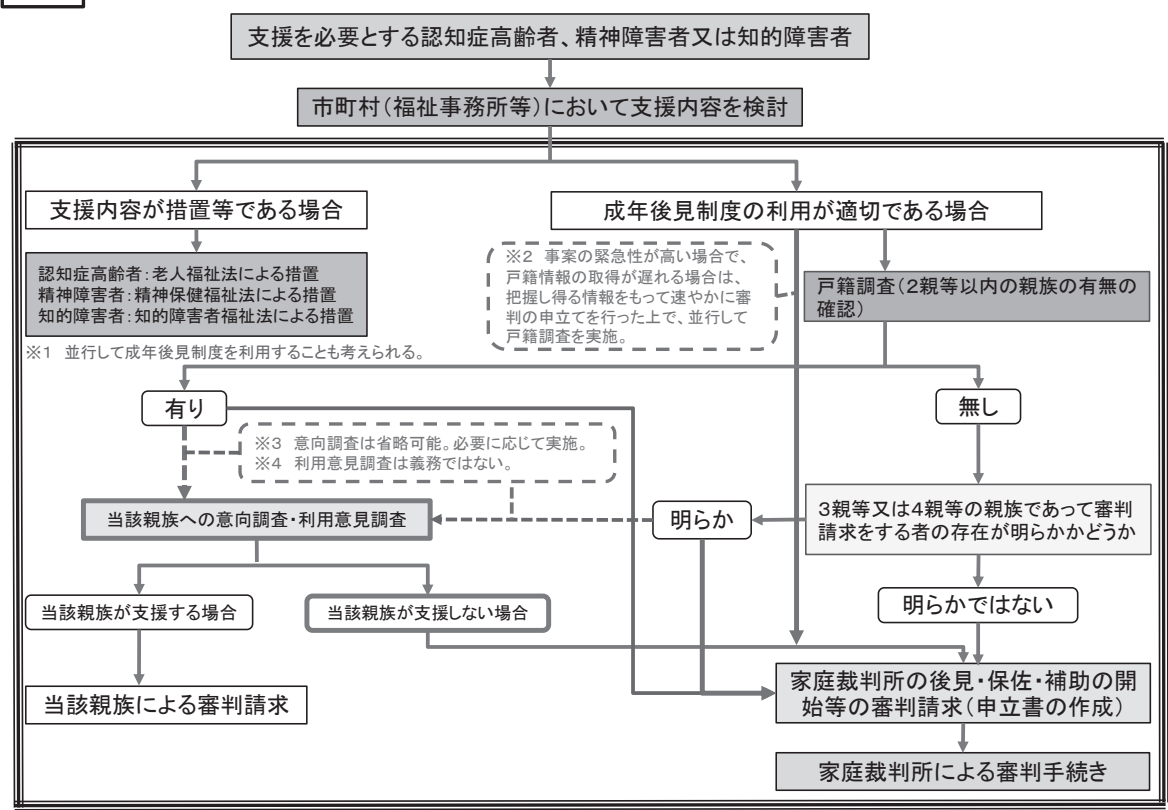
ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

- ・ 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査すること、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することとも想定されることから、慎重に実施すること。

別添 1 市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
 ※虐待等の緊急事案ではない場合



別添 2 市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
 ※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照



申立て後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。
 ※ 本人の申立てが記載されている部分にレ点（チェック）を付けてください。
 ※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付けてください。

（口後見 □保佐 □補助）開始等申立て書 <small>※ 該当するいづれかの部分の□にレ点（チェック）を付けてください。</small>		収入印紙（申立費用） □ 収入印紙（登記費用） □ 手数料印紙		年（家）第	号
		収入印紙（申立費用） □ 収入印紙（登記費用） □ 手数料印紙		年（家）第	号
家庭裁判所 支部・出張所 御中		申立人又は同手続 代理人の記名押印		印	
令和	年	月	日		
申 立 人	住 所 ふりがな	電 話 () () () () ()	携 帯 電 話 () () () () ()	□ 大正 □ 昭和 □ 平成	年 月 日 生 日 生 年 月 日 生 年 月 日 生 (歳) (歳) (歳)
	氏 名	□ 本人 □ 配偶者 □ 親 □ 子 □ 孫 □ 兄弟姉妹 □ 甥姪 □ その他(関係) □ 市区町村長 □ その他()	□ 本人 □ 配偶者 □ 親 □ 子 □ 孫 □ 兄弟姉妹 □ 甥姪 □ その他(関係) □ 市区町村長 □ その他()	□ 大正 □ 昭和 □ 平成	年 月 日 生 日 生 年 月 日 生 年 月 日 生 (歳) (歳) (歳)
手 続 代 理 人	住 所 (事務所等)	電 話 () () () () ()	□ 大正 □ 昭和 □ 平成	年 月 日 生 日 生 年 月 日 生 年 月 日 生 (歳) (歳) (歳)	
本 人	本 籍 (国籍)	都 道 府 県	□ 大正 □ 昭和 □ 平成	年 月 日 生 日 生 年 月 日 生 年 月 日 生 (歳) (歳) (歳)	
本 人	住 民 票 上 の 住 所	□ 申立人と同じ □ 住民票上の住所と同じ	□ 大正 □ 昭和 □ 平成	年 月 日 生 日 生 年 月 日 生 年 月 日 生 (歳) (歳) (歳)	
実 際 に 住 ん で い る 場 所	□ 住民票上の住所と同じ ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。	□ 大正 □ 昭和 □ 平成	年 月 日 生 日 生 年 月 日 生 年 月 日 生 (歳) (歳) (歳)		
ふりがな	病 院 ・ 施 設 名 () 電 話 () () () ()	□ 大正 □ 昭和 □ 平成	年 月 日 生 日 生 年 月 日 生 年 月 日 生 (歳) (歳) (歳)		
氏 名	□ 大正 □ 昭和 □ 平成	年 月 日 生 日 生 年 月 日 生 年 月 日 生 (歳) (歳) (歳)			

申 立 て の 趣 旨 ※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付けてください。
□ 本人について 後見 を開始するとの審判を求める。 □ 本人について 保佐 を開始するとの審判を求める。 ※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付けてください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。 □ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。 □ 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、保佐人の 同意 を得なければならないとの審判を求める。
記
□ 本人について 補助 を開始するとの審判を求める。 ※ 以下は、 <u>少なくとも1つは</u> 、該当する部分の□にレ点（チェック）を付けてください。 □ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について 補助 人に代理権を付与するとの審判を求める。 □ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、 補助 人の 同意 を得なければならないとの審判を求める。
申 立 て の 理 由
本人は、(※)により 判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が(著しく)不十分である。 ※ 診断書に記載された診断名(本人の判断能力に影響を与えるもの)を記載してください。
申 立 て の 動 機 ※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付けてください。
本人は、 □ 預貯金等の管理・解約 □ 保険金受取 □ 不動産の管理・処分 □ 相続手続 □ 訴訟手続等 □ 介護保険契約 □ 身上保護(福祉施設入所契約等) □ その他() の必要がある。 ※ 上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。

1 氏名	男・女
住所	年 月 日 生 (歳)
2 医学的診断	
診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)	
所見 (現病歴、現症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	
各種検査	
長谷川式認知スケール	点 (年 月 日 実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
MMS E	点 (年 月 日 実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
脳画像検査	検査名: (年 月 日 実施) <input type="checkbox"/> 未実施 脳の萎縮または損傷等の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 所見 (部位・程度等):
知能検査	検査名: (年 月 日 実施) <input type="checkbox"/> なし 検査結果:
その他	検査名: (年 月 日 実施) <input type="checkbox"/> なし 検査結果:
短期間に回復する可能性	<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い <input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い <input type="checkbox"/> 分からない (特記事項)
3 判断能力についての意見	
<input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。 <input type="checkbox"/> 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。 <input type="checkbox"/> 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 <input type="checkbox"/> 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 (意見) ※ 慎重な検討を要する事柄等があれば、記載してください。	

<p>成年後見人候補者</p> <p>□ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 □ 申立人が候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 □ 申立人以外の [□ 以下に記載の者 □ 別紙*に記載の者] *A4 サイズの用紙を各自で準備してください。</p> <p>住所 〒 () () 携帯電話 () () ふりがな 氏名 (昭和 年 月 日 生 歳) □ 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 本人との関係 <input type="checkbox"/> 親族: □ 配偶者 □ 親 □ 子 □ 孫 □ 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 別荘 □ その他 (関係:) <input type="checkbox"/> 親族外: (関係:)</p>	<p>手続費用の上申</p> <p><input type="checkbox"/> 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。 ※ 申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。</p>	<p>添付書類</p> <p>※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りります。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。</p> <p>※ 個人番号 (マイナンバー) が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本 (全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 本人の住民票又は戸籍附票 <input type="checkbox"/> 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 (成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本 (登記事項証明書)) <input type="checkbox"/> 本人の診断書 <input type="checkbox"/> 本人情報シート写し <input type="checkbox"/> 本人の健康状態に関する資料 <input type="checkbox"/> 本人の成年後見人等の登記がされていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 本人の財産に関する資料 <input type="checkbox"/> 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料 <input type="checkbox"/> 本人の収支に関する資料 <input type="checkbox"/> (原告又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合) 同意権、代理権を要する行為に関する資料 (契約書写しなど) <input type="checkbox"/> 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類 (後見人等候補者事情説明書4項に関する資料)</p>
--	---	--

(家庭裁判所提出用)

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無
 障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

(2) 他人との意思疎通の障害の有無
 問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

(3) 理解力・判断力の障害の有無
 ・一人での買い物
 問題なくできる だいたいできる あまりできない できない
 ・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が
 問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

(4) 記憶力の障害の有無
 ・最近の記憶（財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など）について
 障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる
 ・過去の記憶（親族の名前や、自分の生年月日など）について
 障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

(5) その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等）

※ 「本人情報シート」の提供を 受けた 受けなかった
 （受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。）

以上のとおり診断します。 年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

事務連絡
令和3年11月26日

各 市 町 村
都道府県 民生主管部(局)長宛

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ&Aについて

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け障障発1126第1号、障障発1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）において、市町村長申立基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立の手続の例示を見直したところですが、今般、個別事案等の考え方について、別紙の通りQ&Aを作成したので、ご参考までに送付いたします。

Q1 本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

それぞれ下表右欄の市町村が原則として市町村長申立てを行うこととする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※1）	生活保護の実施機関 （都道府県が実施機関である場合を除く。）
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関 （措置から契約に切り替わった場合を除く。）
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にあってより中心的であるサービスを提供する市町村（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※2） ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

（※1） 例示として以下のような場合が考えられる。

- ・ 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- ・ 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※2） 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼することも差し支えない。

Q2 Q1の原則に依りたがたい特別な事情がある場合においては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で決定すること。

（考慮事項）

- ア 本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。
- イ 本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人等が参加し、どのような支援を行っているかを継続して検討していく必要があること。（市町村としては受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。）
- ウ 審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。

なお、1ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の権利擁護に支障を来すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断すること。

都道府県をまたぐ場合においては、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。

Q3 都道府県間の協議が難航した場合はどのように取り扱うべきか。

都道府県間で協議が難航した場合は、それぞれの同意の下、具体的な論点を明らかなとして、下記の照会先までメールにて送信すること。

（知的障害者に関する相談の場合）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

E-mail:soudan-shien@mhlw.go.jp

（精神障害者に関する相談の場合）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

E-mail:seishin-hourei@mhlw.go.jp

（高齢者に関する相談の場合）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

E-mail:ninchisyo@mhlw.go.jp

各 都道府県 成年後見制度利用支援事業担当課 御中
市町村

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室
老健局認知症施策・地域介護推進課

成年後見制度利用支援事業の適切な実施について

日頃から成年後見制度の利用促進にご尽力いただきありがとうございます。

低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。）において、

- ・ 市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。
- ・ 全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

とされたところであり、また、同計画のKPIにおいて令和6年度末までに市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討とされたところです。「市町村による適切な実施」とは、少なくとも、同事業の対象として、①市町村長申立以外の本人申立や親族申立の申立費用及び報酬、②生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、③後見等監督人が選任される場合の報酬を含みます。【別添P1～2】

令和3年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の結果においては、助成制度を設けている市町村は増加傾向にあり、また、市町村長申立以外に本人申立や親族申立の場合や、生活保護以外の低所得者を対象とする市町村が拡大傾向にあることが認められた一方、未だ成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村が存在するとともに、対象を限定している市町村があることが認められたところです。【別添P3～4】

市町村におかれては、第二期計画を踏まえ、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の適切な実施についてご検討いただくとともに、これらの実施に必要な予算の確保に努めていただきますようよろしくお願ひします。あわせて、本事業の実施内容等について各自治体ホームページ等における周知や窓口における相談等の適切な支援についてお願ひします。

都道府県におかれては、管内市町村における成年後見制度利用支援事業の取組状況の把握・分析に努め、必要に応じて、その結果を公表し、具体的な対応を助言するなど適切な実施に向けた広域的な見地からの支援をお願ひします。

なお、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業を実施しており、今後、適切な実施に向けた留意事項を整理の上、お示しする予定であることを申し添えます。【別添P5～6】

(P16)

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

イ 成年後見制度利用支援事業の推進等

・低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。

・そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

・国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。

KPI（第二期成年後見制度利用促進基本計画）

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公证役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公证役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続		
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しを検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		市町村による実施		
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ		
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家協議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

助成制度の実施状況（高齢者関係）

①成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

※1,741自治体から回答

時点	助成制度あり	助成制度の実施状況 (自治体数)			なし
		申立費用及び報酬 両助成あり	申立費用 助成のみ	報酬助成 のみ	
令和3年4月1日	1,690	1,575	16	99	51
令和2年4月1日	1,660	1,508	25	127	81
平成31年4月1日	1,658	1,509	32	117	83

②申立費用や報酬の助成対象の状況（自治体数）

※助成制度がある自治体から回答

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
令和3年4月1日	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667
令和2年4月1日	1,640	871	832	662	1,655	1,624	1,620	71	1,588
平成31年4月1日	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575

③申立費用や報酬の助成実績（件数）

時点	申立費用の助成	報酬助成
令和2年度	4,619	11,128
令和元年度	4,009	10,038
平成30年度	3,777	8,325

3

助成制度の実施状況（障害者関係）

①成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

※1,741自治体から回答

時点	助成制度あり	助成制度の実施状況 (自治体数)			なし
		申立費用及び報酬 両助成あり	申立費用 助成のみ	報酬助成 のみ	
令和3年4月1日	1,682	1,565	20	97	59
令和2年4月1日	1,650	1,504	30	116	91
平成31年4月1日	1,642	1,496	34	112	99

②申立費用や報酬の助成対象の状況（自治体数）

※助成制度がある自治体から回答

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
令和3年4月1日	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651
令和2年4月1日	1,624	855	812	653	1,634	1,598	1,594	77	1,573
平成31年4月1日	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545

③申立費用や報酬の助成実績（件数）

時点	申立費用の助成	報酬助成
令和2年度	1,035	4,401
令和元年度	834	3,864
平成30年度	920	3,107

4

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

1. 事業名

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

2. 事業実施団体

一般財団法人日本総合研究所

3. 事業概要

全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、「市町村長申立て」の適切な実施や「成年後見制度利用支援事業」の積極的な実施が重要である。しかし、市町村長申立ての実施状況や、成年後見制度利用支援事業の運用状況については、市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、本事業では、以下について取り組む。

①「市町村長申立て」について

- ・ 全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例等の把握
- ・ 好事例のとりまとめ・紹介や、各自治体が参考となるような取組の提案

②「成年後見制度利用支援事業」

- ・ 全国の成年後見制度利用支援事業の実施状況や未実施理由等の把握
- ・ 事業の推進につながる留意事項の整理

4. 検討体制

学識者	山城一真教授（早稲田大学） ※座長
専門職	弁護士、司法書士、社会福祉士
自治体	都道府県、指定都市、中核市、町村
オブザーバー	厚生労働省老健局、社会・援護局、最高裁判所事務総局家庭局

5

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

5. 事業内容

アンケート調査 (市町村及び都道府県)	<p>①市町村アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目的：市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の実施状況や支障事例、課題等の把握 ● 対象：市町村（1,741市町村の高齢福祉担当部署、障害福祉担当部署） ● 内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組実施状況 ・ 市町村長申立ての要綱・マニュアル等の整備状況、内容、検討体制、支障事例、課題等 ・ 成年後見制度利用支援事業の要綱・マニュアル等の整備状況、内容、未実施理由、課題等 <p>②都道府県アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目的：都道府県による市町村支援の取組状況の把握 ● 対象：都道府県（47都道府県の成年後見制度利用促進担当部署） ● 内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に対する支援内容（相談・助言対応、研修の実施等） ・ 市町村間の調整事例
ヒアリング調査 (市町村及び都道府県)	<p>①市町村ヒアリング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目的：市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて、モデルとなり得る市町村の取組等をアンケート調査結果から抽出し、工夫や課題解決に向けたヒントを得る。 ● 対象：7市町村程度 <p>②都道府県ヒアリング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目的：市町村支援の取組や調整を行った内容等について、工夫や課題解決に向けたヒントを得る。 ● 対象：5都道府県程度

6. スケジュール

6月：実施団体決定、8月：第1回委員会開催、9～10月：アンケート調査、10～12月：ヒアリング調査、1月：第2回委員会開催、3月：第3回委員会開催、報告書完成

6

- 1 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等の整備について
市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等については、R4調査研究事業の調査結果では、多くの市町村で整備されているものの、未整備の市町村も確認されました。市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切かつ迅速な実施及び組織的な対応を図るため、未整備市町村においては、要綱等の整備に向けた検討をお願いいたします。R4調査研究事業報告書において、ヒアリング調査を行った自治体の要綱等を掲載しているので、参考としてください。
(参考) R4調査研究事業報告書P86～101、P104～108、P117～120、P126～134、P137～146、P152～165

また、同報告書において、自治体で作成した市町村長申立マニュアルを掲載しているので、これらを参考としつつ、マニュアル等の作成・周知等、適切な実施に向けた検討を行っていただくようお願いいたします。
(参考) R4調査研究事業報告書P171～177「成年後見制度 市町村長申立マニュアル (新潟県・新潟県社会福祉協議会)」

- 2 市町村長申立てに係る申立基準の原則を踏まえた適切な運用について
市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え及び手続の例示について」(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健認知症施策・地域介護推進課長通知)においてお示ししたところであり、R4調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる案件を本通知により円滑に調整できた事例が確認された一方で、本通知でお示しした原則が当該市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例についても確認されました。
つきましては、各市町村においては、本通知の原則を踏まえた適切な運用を行うようお願いいたします。また、本通知の原則について各市町村が定める要綱等へ反映がされているか確認するとともに、反映がされていない場合には要綱等の見直しを検討するようお願いいたします。

なお、住所と居所が異なる市町村である場合のほか、例えば、グループホーム等に入居している者であって、住所と居所は同一市町村であるものの、保険者や支給決定市町村が当該グループホーム等への入居前の市町村である場合についても、上記通知の申立基準の原則の考え方を踏まえて対応いただくようお願いいたします。

- 3 成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直しについて
第二期基本計画のKPIでは、市町村は成年後見制度利用支援事業について、令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直し等を検討することとされています。これまで同事業の適切な実施について繰り返し周知を図ってきたところですが、R4調査研

日頃から成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求(以下「市町村長申立て」という。)については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期基本計画」という。)」において、一部の市町村で適切に実施されておらず、実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がなされることにも、国は、市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていくこととされたところです。

また、低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業についても、第二期基本計画において、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされました。

上記を踏まえ、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業により、「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業(以下「R4調査研究事業」という。))が実施されるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第13条第2項に基づき設置されている「成年後見制度利用促進専門家会議」のワーキング・グループにおいて、R4調査研究事業の中間報告を行った上で御議論いただき、今般、市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項の整理を行いました。

つきましては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるように、下記留意事項を踏まえ、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進していただきますようお願いいたします。

究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる事案において、一方が報酬助成の要件を限定しているために調整が難航した事例が確認されました。

各市町村においては、第二期基本計画のKPIや上記調査結果を踏まえ、

- ・未実施市町村においては、当該事業を実施すること
- ・市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ・後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

について検討を行うようお願いいたします。

4 成年後見制度利用支援事業の周知・広報について

R4調査研究事業において実施されたヒアリング調査において、成年後見制度利用支援事業の内容や申請書についてホームページに掲載し、周知・広報を行った結果、専門職等の理解が進み、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認された事例がありました。

各市町村においては、上記事例を参考とし、成年後見制度利用支援事業の内容等についてホームページ掲載により広く周知・広報を行うことや、関係者間で共有する仕組みの構築について検討をお願いいたします。

5 都道府県による広域的な見地からの市町村に対する支援について

成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条においては、都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする旨が規定されています。

R4調査研究事業において実施されたヒアリング調査においては、都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化し、助言等を行うことにより、助成対象となる申立類型の統一が図られた事例がありました。

各都道府県においては、上記事例や次項の好事例等を参考とし、広域的な見地からの市町村支援をお願いいたします。

6 好事例自治体の取組について

R4調査研究事業では、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の全国の実施状況や好事例等の把握を行うとともに、有識者や専門職、自治体関係者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、別添のとおり参考事例集をとりまとめました。

参考事例集では、市町村の取組として、

- ・市町村長申立てを含めた適切な支援につなげる仕組の整備
- ・支援策の検討を効率的に行うためのチェックシートの作成・活用
- ・専門職へ相談・助言を受ける体制の整備

都道府県の取組として、

- ・管内市町村の状況を把握した上での個別市町村毎の伴走支援
- ・市町村長申立マニュアルやモデル要綱の作成・周知
- ・市町村職員や相談窓口を担う職員を対象とした研修の実施

等について盛り込んでいます。

各市町村及び各都道府県においては、地域の実情に応じた取組や体制整備等を検討する際の参考として御活用いただくようお願いいたします。

【別添】

全国的な市町村長申立の適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて

<参考事例集>

【R4調査研究事業査報告書の掲載先】

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」報告書

一般財団法人 日本総合研究所ホームページ

https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04roukeni28_01.pdf

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
電話：03-5253-1111（内線：3149）
E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
電話：03-5253-1111（内線：2297）
E-mail：seishin-hourei@mhlw.go.jp
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
電話：03-5253-1111（内線：3868, 3973）
E-mail：ninchisyo@mhlw.go.jp

各 都道府県 市民後見担当（部）局 御中
指定都市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

市民後見人の育成及び活用に向けた取組について

日頃より、成年後見制度をはじめとした高齢者の権利擁護の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記については、昨年6月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備を行うことが規定（老人福祉法第32条の2第1項）されるとともに、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが規定（同法同条第2項）され、本年4月1日に施行されます。

つきましては、都道府県においては同法の趣旨を踏まえ、市民後見人の育成及び活用に向けて、下記の内容を参考に取り組むよう管内市町村に周知いたいただくとともに、市町村の取組に対する支援等をお願いいたします。

なお、本文書については最高裁判所家庭局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 市町村の取組体制について

市民後見人の育成及び活用については、市町村が主体となり、地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（以下「専門職」という。）の団体等と連携を図り、協議を行うなど、その地域に合った取組を行うことが重要です。

また、都道府県が市町村の取組について、助言や必要な援助を行うなどの支援も必要です。市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるためには、その活動を支援することが重要です。市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があることから、市町村は、社会福祉協議会、NPO法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関（成年後見センター）（以下「成年後見センター」という。）の設置を検討することも必要です。

こうした場合においても、実施主体は市町村であることから、その業務が適正かつ効果的に行われるよう指導・監督等を実施することが重要です。

2. 養成研修の実施について

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市町村が策定し、実施する必要があるとあります。また、養成研修修了後のフォローアップのための研修も必要です。

別添の「市民後見人養成のための基本カリキュラム」は、平成23年度老人保健健康増進等事業により厚生労働省、法務省、最高裁判所がオプザーバーとして参加した「介護と連動する市民後見研究会」（事務局：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク）において策定されたものである。市町村が研修カリキュラムを作成する際に活用してください。

なお、前記の研修カリキュラム等が記載された「市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告」が地域ケア政策ネットワークのホームページに4月中旬を目途に掲載されますので参考にしてください。

3. 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者は、選考委員会等（市町村職員及び専門職等で構成）を設置するなどして、被後見人の状況なども十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦することが重要です。

また、推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を受けることを必須とすることが重要です。

4. その他必要な措置

(1) 養成研修修了者の名簿等への登録

養成研修修了者に対して、面接等を行い、後見等の業務を適正に行う意思を有することなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿等に登録する必要があるとあります。

なお、登録の適否を検討するため、選考委員会等を活用することも必要です。

(2) 市民後見人の活動支援

市民後見人が困難事例等に適切に対応するためには専門職等による支援は不可欠ですが、こうした専門的な分野のみでなく、日常的な後見事務等についても相談できる体制を作ることも必要です。

なお、相談・支援を行う際には、被後見人のプライバシーにも十分留意する必要があります。

5. 「市民後見推進事業」について

「市民後見推進事業」については、平成24年度予算案において実施所数を40か所に倍増している。管内市町村に対し事業の積極的な活用について、周知をお願いします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
電話：03-5253-1111（内線 3871、3966）
直通：03-3595-2168（夜間）

事務連絡
平成28年4月26日

各都道府県認知症施策担当課（室）御中

厚生労働省老健局総務課
認知症施策推進室

成年後見制度の利用促進に向けた市民後見人の活用の推進について

平素より、認知症施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。
認知症の人の権利擁護については、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を支えるための実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援等を通じて、市民後見人の活動を推進するための体制整備等を行うこととされており、

これまで各都道府県・市町村におかれは、地域医療介護総合確保基金の権利擁護人材育成事業等を活用の上、市民後見人の育成等を進めていただいていたところではありますが、さらに平成28年度においては、家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置するなど、市民後見人の育成及び活用の促進を図ることを目的として、新たに「市民後見人育成・活用推進事業」を実施することとしております。

各都道府県におかれは、本事業の趣旨を理解いただき、地域において市民後見人の育成等認知症の人の権利擁護に関する取組が一層促進されるよう、積極的な実施の検討をお願いいたします。

なお、本事業の実施に当たっては、別添のとおり、4月26日付で最高裁判所事務総局家庭局第二課長事務連絡「市民後見人の育成等に関する厚生労働省の取組状況について」が発出されており、高等裁判所や家庭裁判所に対し、協議会等の出席依頼があった場合は、業務に支障のない限り積極的に対応いただくようお願いいただいております。

協議会を通じて、司法側がどのような視点で後見人等を選任していくかを行政や関係機関が共有することで、効果的な市民後見人の育成に資することになると考えられるので、積極的な連携をお願いいたします。

平成28年4月26日

高等裁判所事務局長 殿
家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 石井芳明

市民後見人の育成等に関する厚生労働省の取組状況について
(事務連絡)

この度、厚生労働省から、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進するため、平成28年度において、家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図ることを目的とした「市民後見人育成・活用推進事業」を実施することとした旨の連絡がありましてお知らせいたします。

既に市民後見人の育成等に取り組んでいる地方自治体等もあるものと承知しておりますが、上記事業の実施により、単独で市民後見人の育成等に取り組むことが困難であった地方自治体等においても、今後、近隣の市町村及び関係機関と連携することにより、市民後見人の育成等の取組が進められるものと考えられます。

従前から、成年後見制度に関して家庭裁判所が関係機関と適切に連携することの重要性に鑑み、各家庭裁判所に対し、地方自治体や社会福祉協議会等から講師派遣や協議会への出席依頼等があった場合には、地方自治体等との相互理解を深めるためにも、庁の実情に応じて対応していただくようお願いしているところですが、今後、上記事業の開始を受け、各家庭裁判所が広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会への出席依頼等を受けることも予想されます。このような依頼があった場合についても、市民後見人の育成及び活用の促進が、家庭裁判所における後見人等候補者の確保や専門職候補者の的確な選任に密接に関係する取組であることを踏ま

え、支障のない限り積極的に対応していただきますよう改めてお願いいたします。

なお、先般開催された「市民後見推進自治体研修会」において、当局から、研修会に参加した地方自治体等の担当者に対し、市民後見人の育成及び活用を促進するに当たっては、地方自治体等と家庭裁判所が意見交換等を通じて相互理解を深めることが重要である一方で、裁判所の中立公平性の観点から、意見交換等を行うための協議会の性格や意見交換事項については御配慮いただく必要がある旨を説明しました。各家庭裁判所においては、地方自治体等と意見交換等を行う際には、これらの点を踏まえ適切に対応していただきますようお願いいたします。

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

都道府県による法人後見養成研修の推進について

平素より障害福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。
成年後見制度の担い手となる法人後見については、制度の利用者増に対応するための成年後見人等の担い手の確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事例への対応などの観点から、全国各地で取組を推進する必要があります。

また、担い手の確保・育成については、広域的な地域課題として、成年後見制度利用促進法第 15 条に基づき都道府県による取組が重要です。

令和 4 年 3 月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、

- ・国による法人後見実施のための研修カリキュラムの周知や、
 - ・都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援
- について盛り込まれたところです。(別添 1)

あわせて、同計画の工程表において、都道府県による法人後見実施団体の育成方針の策定及び養成研修について、令和 6 年度末の数値目標 (KPI) として全 47 都道府県での実施が設定されました。(別添 2)

このような状況を踏まえて、国の令和 5 年度予算 (案) においては、地域生活支援事業費等補助金のメニュー事業として、新たに都道府県が実施主体となる法人後見養成研修事業について盛り込んだところです。(別添 3)

都道府県におかれましては、同計画の KPI を踏まえ、令和 6 年度末までに法人後見の育成方針を策定するとともに、下記の点に留意の上、本補助金の活用等により法人後見養成研修の実施に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

(研修の対象、内容等)

- 1 研修の対象については、法人後見の立ち上げを推進するとともに、法人後見を適切に実施できる団体を養成する観点を踏まえ、
 - ・法人後見の実施を検討中の法人や関心のある法人など幅広く対象とした研修
 - ・法人後見を実際に担う (予定を含む) 法人を対象とした専門的な研修について、地域における法人後見のニーズや担い手の状況等を踏まえて実施することが考えられる。

また、法人後見の実施団体としては社会福祉協議会による活動の更なる推進が期待されるが、一方で社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多いことから、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をすることに留意することから、市民後見人に専門的な立場から支援を行う職員を対象とした研修の実施についても検討する必要があることに留意すること。

なお、先行して実施する自治体における「法人後見養成に係る研修カリキュラム例」及び「家庭裁判所における後見人等として法人を選任する際の考慮要素 (監裁判所作成資料)」について、別添のとおり送付するので、法人後見養成研修のカリキュラムの検討に当たって参考としていただくとお願いする。(別添 4・5)

(研修実施に当たった関係機関との連携・協力)

- 2 研修の実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体と連携するとともに、家庭裁判所が後見人等を選任していることを踏まえ、研修内容を家庭裁判所と情報共有することや、家庭裁判所に研修の講師として協力を依頼する等、家庭裁判所と連携・協力して実施することが望ましいこと。

(法人後見推進の取組)

- 3 都道府県においては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体、家庭裁判所と連携し、以下に掲げる取組を行う等により法人後見の取組を推進すること。
 - ・法人後見養成研修を修了した法人の情報を成年後見制度の利用促進に係る協議会において共有
 - ・法人後見実施団体が参加する連絡会を設け、法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組を実施
 - ・連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対しても家庭裁判所と連携して周知

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室
虐待防止対策専門官 松崎
虐待防止対策係長 松本
TEL : 03-5253-1111 (内線 3149)
E-mail : soudan-shien@mhlw.go.jp

参照条文等

別添1

○成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

○第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)

4 優先して取り組む事項

(2)担い手の確保・育成

③法人後見の担い手の育成

ア 基本的考え方

- ・ 法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。
- ・ 一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成を必要とする。第二期計画では、都道府県による育成も進めるものとする。

イ 法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等

- ・ 国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようにするため、「法人後見実施のための研修カリキュラム」を周知する。また、法人後見の活動・運営状況を調査し、法人後見の活動状況等の周知を行うほか、法人後見実施団体の活動を支援するために必要な方策を検討する。なお、「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知に当たっては、後見人等の選任が裁判事項であるため、一律の基準にあたるものではないことに留意しつつ、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等も併せて周知することが重要である。(中略)
- ・ 国は、社会福祉法人による法人後見について、社会福祉連携推進法人の活用等、複数の社会福祉法人が連携して後見を担うしくみを含め、推進を検討する必要がある。その際、福祉サービスの利用者に対して法人後見を行う場合に、それが当該法人が日常的に行う見守りなどの福祉サービスに含まれないものであるかや、利益相反等の観点に十分に留意する必要がある。(以下略)

ウ 都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。また、市町村による候補者推薦や家庭裁判所の選任に資するよう、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が、法人後見実施団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組が考えられる。
- ・ 都道府県は、多様な団体が参加できるよう、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。



KPI (第二期成年後見制度利用促進基本計画)

別添2

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 ー	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	・適切な運用の確保に関する取組		利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直し等の検討			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	・都道府県による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修の実施		都道府県による担い手(市民後見人・法人後見)の育成方針の策定			都道府県における担い手(市民後見人・法人後見)の養成研修の実施	
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進		市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善			市町村による実施	
権利擁護支援の行政計画等の策定推進	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全の項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。



成年後見制度法人後見支援事業・法人後見養成研修事業

別添3

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 実施主体 (1) 都道府県(新規)・市町村、(2)～(4) 市町村

4. 令和5年度当初予算案

地域生活支援事業費等補助金 507億円の内数(令和4年度予算:506億円)

法人後見養成に係る研修カリキュラム例

別添4

神奈川県 研修名称: 法人後見担当者基礎研修・日常生活自立支援事業現任研修(令和4年度)

実施主体: 神奈川県社会福祉協議会 成年後見推進センター

受講対象: 市区町村・市区町村社協職員(市民後見人含む)、NPO法人等 法人後見受任団体職員

日程: オンライン配信

■法人後見担当者基礎研修～成年後見制度の概要と法人後見について～

目的: 地域における成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度にかかる人材育成を目的とする

カリキュラム	内容等	講師
第1講: 成年後見制度概論(60分)	成年後見制度の概要(法定後見制度、任意後見制度)	県弁護士会
第2講: 法人後見の意義について(60分)	・法人後見の役割 ・法人後見事業や市民後見人が地域と関わる意義	社会福祉士
第3講: 市町村長申立てについて(45分)	・市町村長申立ての実務 ・取組状況についての事例報告	市介護福祉課
第4講: 市町村社協の法人後見について(45分)	・当該市社会福祉協議会の法人後見の仕組み ・市民後見人の養成・育成について ・取組状況についての事例報告	市社会福祉協議会

■法人後見担当者基礎研修～対人援助の基本と本人理解～

目的: 対人援助の基本と障害について学び、日々の支援を振り返るとともに、本人のための財産管理・身上保護の取組を進める

カリキュラム	内容等	講師
第1講: 障害の理解(認知症)(約90分)	・認知症について ・支援のポイント等	NPO法人
第2講: 障害の理解(知的障害)(約90分)	・知的障害について ・意思決定を踏まえた支援のポイント等	社会福祉法人
第3講: 障害の理解(精神障害)(約90分)	・精神障害について ・障害の捉え方について等	精神保健福祉士事務所
第4講: 対人援助の基礎(意思決定支援)(90分)	・対人援助者の心構え ・意思決定支援の考え方について等	学識経験者

■法人後見担当者現任研修: 本人死亡後の対応

目的: 死後の事務に関連する知識を深め、成年後見制度にかかる人材育成を目的とする

カリキュラム	内容等	講師
第1講: 成年後見制度における死後事務について(90分)	・相続に関する基礎知識 ・後見人における死後事務の対応範囲について ・相続人調査の実施方法について	県弁護士会
第2講: 事例から学ぶ相続人調査(30分)	・当該市社会福祉協議会における法人後見の仕組み(事業体制・受任件数など) ・事例紹介	市社会福祉協議会

担当部署: 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

1

新潟県

研修名称：**法人後見・権利擁護センター職員研修会**（令和4年度）

目的：法人後見や権利擁護支援に携わる関係者が学びを深め、県内における権利擁護支援体制の整備及び支援の質の一層の充実に資すること

実施主体：新潟県、新潟県社会福祉協議会

受講対象：法人後見実施団体、市町村、中核機関、地域包括支援センター、相談支援事業所、法人後見を検討中又は関心のある法人等

日程：1日 10:00～16:30

カリキュラム	内容等	講師
行政説明 法人後見の必要性や法人後見事業の取組状況等について（20分）	・成年後見制度の利用状況 ・法人後見の必要性 ・第二期成年後見制度利用促進基本計画における法人後見 ・県内における法人後見事業の取組状況 ・県の支援策（マニュアル・研修会等）	県保健福祉部障害福祉課
講義 法人後見実務において知っておくべき“身上保護”と“財産管理”（130分）	・初めて成年後見人に選任された人（法人後見業務に従事した人）を想定し、時間の流れに沿って財産管理に係る手続き等の必要な業務や判断基準、身上保護について、県及び県社協作成の法人後見業務マニュアルを用いながら講師の実例を交えて説明。	弁護士
講義・演習 ①意思決定支援の実践 ②事例から考える意思決定支援～本人の心からの希望と価値観を踏まえたチーム支援のあり方とは～（180分）	① ・なぜ意思決定支援が必要なのか ・人生における意思決定支援とは ・ケースを基にした意思決定支援の考察 ・トーキングマットの紹介 ② ・意思決定支援への関心の高まっている背景 ・国連・障害者権利条約（対日審査に係る障害者権利委員会の総括所見の紹介と今後の検討課題） ・成年後見制度に係る国の動向 ・意思決定支援の難しさ、注意点、ゴール（意思決定支援と代行決定の違い） ・国内の様々な意思決定支援ガイドラインを基に事例を通じた演習	・弁護士 ・社会福祉士

担当部署：新潟県福祉保健部障害福祉課

2

大阪府

研修名称：**法人後見専門職員養成研修**（令和4年度）

目的：社会福祉法人が「地域における公益的な取組」として法人後見を行う事を支援

実施主体：大阪府

受講対象：大阪府法人後見人バンクへの登録を希望する社会福祉法人が適任者として推薦した者

日程：3日間（16時間）

カリキュラム	内容	講師
成年後見制度の概要（180分）	成年後見制度の必要性、趣旨、理念 成年後見人等の役割、権限と義務 法人後見の位置づけ	弁護士
権利擁護活動の現状（30分）	権利擁護と支援の基本的な考え方や内容（日常生活自立支援事業・市民後見人）	大阪府社協
意思決定支援を踏まえた後見活動の実践（90分）	権利擁護支援としての意思決定支援の考え方と基本的な内容	社会福祉士
就任時からの流れ（60分）	就任から修了までの事務の概要	司法書士
後見計画と財産目録の作成（120分）	後見計画、財産目録、収支予定表等の作成	司法書士
財産管理の実務（60分）	財産管理の考え方と基本的な実務に関するポイント	司法書士
身上保護の実務（120分）	身上保護の知識及び実務（演習あり）	社会福祉士
報告書の書き方（60分）	家庭裁判所への提出書類の作成（演習あり）	大阪家庭裁判所
後見実務の諸問題及び関連法律知識（120分）	成年後見人等が直面しうる法的課題、虐待防止法など、死後事務、終了事務など	弁護士
グループワーク（120分）	事例を通して後見人の役割を考える	三士会より1名ずつ

担当部署：大阪府福祉部地域福祉課

3

宮崎県 研修名称：法人後見専門員育成研修会（令和3年度）

目的：法人後見受任に関する行政や市町村社協の役割、法人後見の実務及び法人後見専門員として法人後見支援員への指導・助言に必要な基本的知識を学ぶ。

実施主体：宮崎県、宮崎県社会福祉協議会

受講対象：市町村行政職員、市町村社協職員、中核機関職員、法人後見実施団体職員等

日程：2回に分けて開催

プログラム①

カリキュラム	内容	講師等
基調説明（50分）	宮崎県における法人後見の取組等	県長寿介護課医療・介護連携推進室
講義・演習（170分）	法人後見事業に必要な基礎知識	リーガルサポート県支部
講義（60分）	法人後見事業における死後事務	リーガルサポート県支部

プログラム②

カリキュラム	内容	講師等
実践報告（80分）	地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備	甲府市社会福祉協議会
講義・演習（210分）	後見活動における権利擁護と身上保護の実務	社会福祉士

研修名称：令和3年度 法人後見支援員（市民後見人）フォローアップ研修会

目的：法人後見支援員（市民後見人）への支援のための専門知識等の習得、地域連携ネットワークの構築を見据えた関係機関との連携のあり方や調整力の向上を図る。

実施主体：宮崎県及び宮崎県社協

受講対象：法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者

日程：2回に分けて開催

プログラム①

カリキュラム	内容	講師等
講義（50分）	宮崎県における成年後見制度の現状	県長寿介護課医療・介護連携推進室
講義（50分）	後見人としての手続き上の留意点	宮崎家庭裁判所
報告（60分）	市民後見人活動状況	市民後見人（2名）
講義（120分）	成年後見人の倫理と支援	社会福祉士

プログラム②（※新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止）

カリキュラム	内容	講師等
事例検討（420分）	事例を通じて成年後見人の業務内容を学ぶ	県内大学教授

担当部署：宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室

4

● 法人を選任する際の考慮要素

令和3年9月9日 成年後見制度利用促進専門家会議
第2回福祉・行政と司法の連携強化WG 最高裁判所提出資料
(本資料に係る説明は上記会議の議事録を参照)

別添5

民法843条4項

※保佐人・補助人について準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

法人の事業の種類及び内容



検討の視点（例）

- ✓ 法人として適正に成立、構成されているか
 - ✓ 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか
- ⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意



確認資料（例）

- 法人登記の履歴事項全部証明書
- 定款
- 設立趣意書
- 事業計画書

法人の財務基盤



検討の視点（例）

- ✓ 財政状況（資産や収支）が安定しているか
 - ✓ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか
 - ✓ 法人の財務が適正に管理されているか
- ⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認



確認資料（例）

- 決算報告書、貸借対照表、収支予算書
- 賠償責任保険の証書
- 組織規程、組織図、役員等名簿

1

● 法人を選任する際の考慮要素

後見等事務を遂行する能力



検討の視点（例）

- ✓ 事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか
⇒ 経歴、研修歴、専門職団体への加入の有無、後見事務に関する活動実績等を確認
- ✓ 事務担当者に対する指導監督態勢は適切か
⇒ 担当者から法人への定期報告の有無、理事会や専門委員会による監督や監査の有無、法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認
- ✓ 担当者に対する研修制度は整備されているか
- ✓ 財産管理の方法は適切か
- ✓ 不正発覚時の態勢が適切であるか
- ✓ 個人情報保護の対策がとられているか



確認資料（例）

- 役員等名簿
- 組織規程、組織図
- 後見業務の実施に関する規定や要領
- 法人内部の指導監督態勢の規定や要領
- 養成及び研修制度の内容が分かる書類
- 不正発覚時の対応規定
- 個人情報の取扱に関する規定や要領

本人との利害関係



検討の視点（例）

- ✓ 本人との間に具体的な利害関係を有するか
⇒ 本人に有償のサービスを提供しているなど
- ✓ 将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか
- ✓ 実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか



確認資料（例）

- 候補者事情説明書（裁判所の書式）
- 本人との利害関係の有無を示す資料

2

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

調査の内容

法人後見の選任の実情について把握するため、法人後見の選任実績の比較的多い家裁を対象に、実際に選任されている法人の実情や考慮要素に関する考え方等についてヒアリングを行った。

（※必ずしも全国的な傾向を示すものではないことに留意）

法人の財務基盤について

問題意識

- 財務基盤が脆弱であると法人の存続自体を危ぶませることになりかねず、長期間にわたり後見事務を行うという法人後見の大きなメリットを損なうおそれが生じる。また、多数の案件を受任している法人が財政破綻したときの影響は非常に大きい。
- 一方、後見事業は利益を追求する性質のものではない上、設立当初から安定性の客観的裏付けを求めることが困難な場合もあり得ることから、この段階で財政基盤の安定性を厳格に求めると、新規法人が成年後見人等を受任することは難しくなる。

選任の実情

- 財政状況の安定性について一定の基準を設けているわけではなく、最低限、明らかに財政状況が悪化しているなど経営破綻の兆候がないか、本人に損害を与えた際の賠償能力が確保されているかどうか、収支予測について合理的な説明があるかどうかを確認した上で、後見監督において定期的に疎明資料を提出させて財政状況を確認している例が複数あった。
- 法人の設立後間もなく、裁判所に財務状況に関する資料が提出できない場合でも、保険への加入や専門職への相談体制等を踏まえて、選任を認めている例があった。

3

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

後見等事務を遂行する能力について

問題意識

- 適正な後見業務を行うためには、人的態勢が整っていることが重要である。
- 個人受任の場合は、当該個人の資質について確認すれば足りるが、**法人受任の場合は法人の代表者が実際の後見事務担当者とは限らないため、組織的に後見事務を適正に遂行する能力が備わっているか、実質的に審査する必要がある。**

選任の実情

- **法人の人的構成、後見事務担当者の質、事務担当者に対する指導監督体制を確認する例が多かった。**
- 選任されている法人の多くは、**既に後見事務の経験のある社会福祉士、弁護士、司法書士が役員となっており、構成員の後見事務についての経験や専門職の関与に着目している例が多かった。**
- 後見事務担当者又は補助者が専門職でない場合でも、**専門職による内部的な指導・監督体制があるかどうか、外部のアドバイザーとして専門職が関わっているか、第三者機関による監督・チェックの仕組みがあるか**などの事情を勘案し、選任を認めた例もあった。

4

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

本人との利害関係について

問題意識

- 一般的に、本人に有償のサービスを提供している法人が本人の後見人等となり、利益相反関係に立ち、代理権を有することになると、対価としてふさわしくない出捐を本人にさせて利益を得たり、サービスの終了や変更ができなくなったりするなどの不正行為のリスクが否定できない。
- 特に本人が入所する施設を経営する法人が後見人等となると、被後見人等の居所の選択に係る自由も制限されることになりかねないなどの指摘もある。

選任の実情

- 法人又は法人の代表、理事長及び担当者等と本人との間に利害関係がないかどうかを確認している。
- 具体的な利害関係がある場合、**問題を解消するための方策（監督人の関与の在り方等）や、利害関係がどの程度であれば選任に支障がないといえるか等の整理が難しいとして、慎重に考える家裁が多かった。**
- 特に本人が入所する施設を経営する法人については、**基本的には選任を避けるとの考えを示す家裁が多かった**（ただし、ここ数年、本人が入所する施設を経営する法人を候補者として申立てがあった事案は見当たらないとする家裁もあった。）。
- 本人が入所する施設の関連法人が候補者となった事案について、法人の役員や職員が重複していないか、財政基盤が分かれているかなど、実質的な利益相反の可能性を検討した上で、選任した例があった。
- 本人が入所する施設を経営する法人、本人に福祉サービスを提供する法人を巡っては、その選任の適否をどのように考えるべきか、どのような監督体制があれば利益相反を防止するために十分といえるのか等について、検討を深める必要がある。

5

各都道府県 市民後見担当課（室）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

市民後見人養成のための基本カリキュラムについて

日頃から成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

市民後見人は、成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点から養成を進めていく必要があります。しかし、市民後見人養成のための基本カリキュラムは平成23年度に策定されて以降、改定が行われておらず、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）において、意思決定支援の内容を含める等、より充実したカリキュラムへの見直しを検討するとされていたところです。

これを踏まえ、特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構は、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業により、「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業」を実施しました。本事業では、自治体で実際に使用されているカリキュラムの収集・比較や追加すべき科目の洗い出し等を行うとともに、有識者や専門職、自治体関係者等で構成される研究会での議論を踏まえ、科目の検討や時間配分の見直し等を行い、別添のとおり基本カリキュラムの改定版が取りまとめられました。

つきましては、各自治体において地域の実情に応じた市民後見人養成研修カリキュラムを検討する際の参考として御活用ください。

各都道府県においては、管内市町村への周知をお願いいたします。

【別添】 市民後見人養成のための基本カリキュラム（令和4年度改定版）

【調査研究事業報告書の掲載先】

「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業」
特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構ホームページ

<https://jichitai-unit.ne.jp/network/group-overview.html>

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
電話：03-5253-1111（内線：3868, 3973）
E-mail：ninchisyo@mhlw.go.jp

改定 市民後見人 ※ 養成のための基本カリキュラム

※ここにおいて「市民後見人」には、「市民」の立場で地域の権利擁護に関わるさまざまな人たちが（法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護サポーター、意思決定サポーター）が含まれます。必ずしも家庭裁判所からの選任を要件とはしていません。

合計 50 単位 = 39 単位 (講義・実務・演習) + 11 単位 (体験学習+レポート作成)

補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

基礎研修 25 単位 / 1500 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論 <small>※市町村責任、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業を含む</small>	1.5 単位	90 分
◆意思決定支援 3 単位 / 180 分				
2	意思決定支援	意思決定支援	3 単位	180 分
◆対象者理解 5 単位 / 300 分				
3	対象者理解	高齢者の理解	1 単位	60 分
4		認知症の理解	1.5 単位	90 分
5		障害者の理解	2.5 単位	150 分
◆成年後見制度の基礎 3.5 単位 / 210 分				
6	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
7		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1 単位	60 分
8		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5 単位	30 分
9		権利擁護支援と市町村責任	0.5 単位	30 分

◆民法の基礎 2 単位 / 120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
10	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
11		財産法	1 単位	60 分

◆関係制度・法律・当該市町村・地域の取組現状 (Ⅰ) 5 単位 / 300 分 (Ⅱ) 3 単位 / 180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
12	関係制度・法律(Ⅰ)	介護保険制度	1.5 単位	90 分
13	(当該市町村・地域の取組現状)	高齢者施策／高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
14		障害者施策／虐待防止法	1.5 単位	90 分
15		障害者権利条約・障害者差別解消法	1 単位	60 分
16	関係制度・法律(Ⅱ)	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	1 単位	60 分
17		公的医療保険制度	0.5 単位	30 分
18		年金保険制度	0.5 単位	30 分
19		税務申告制度	0.5 単位	30 分
20		消費者保護	0.5 単位	30 分

※市町村責任など広域で研修実施の場合、市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること

◆市民後見活動の基礎 2 単位 / 120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
21	市民後見活動の実際	中核機関等の実務と市民後見活動に対するサポーター体制	1 単位	60 分
22		現役市民後見人による実践報告	1 単位	60 分

実践研修 14 単位 / 840 分 + 11 単位 (体験実習・レポート作成)

◆対人援助の基礎 2.5 単位 / 150 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
23	対人援助の基礎	対人援助の基礎 <small>※権利擁護の理念を含む</small>	2.5 単位	150 分

◆体験実習(フィールドワーク) 8 単位 / 1日半+30分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5 単位	30 分
25	体験実習②	市民後見人の活動体験	2.5 単位	約半日
26	体験実習③	施設実習	5 単位	約1日

◆家庭裁判所の役割 1.5 単位 / 90 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
27	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際	1.5 単位	90 分

◆成年後見の実務 5 単位 / 300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
28	成年後見の実務	成年後見の実務	5 単位	300 分

◆課題演習(グループワーク) 5 単位 / 300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
29	課題演習	事例報告と検討	5 単位	300 分

◆レポート作成 3 単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	レポート作成①	志望動機書(エッセイ)	—	—
31	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2 単位	—
32	レポート作成③	市民後見人像(どんな市民後見になりたいか)	1 単位	—

補講 ※ 2 単位 / 120 分

※市町村責任など広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」の補講を適宜行うイメージ

◆当該市町村・地域の現状 2 単位 / 120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
33	当該市町村・地域の現状	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
34	(2 単位 / 120 分)	障害者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
35		地域福祉への取組状況	0.5 単位	30 分
36		社会資源	0.5 単位	30 分

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

2 接種を受ける際の同意の確認について

成年被後見人等が接種を受けるに当たっては、まず、成年被後見人等に必要な情報をしっかりと伝え、その上で、本人の意思を可能な限り確認していただく必要があること。

本人の接種の意思を確認することができた場合は、本人の自筆又は本人の同意を確認した者の代筆により予診票の接種の希望欄に署名いただくこと。

本人の接種の意思を確認することが難しい場合は、予防接種法令上、接種の対象者が法定後見制度の成年被後見人であれば成年後見人による同意の署名が可能だが、その場合は家族や医療・ケアチーム等、本人の周りの方と相談しながら判断いただく必要があること。

なお、被保佐人や被補助人、任意後見制度の被後見人の場合には、保佐人や補助人、任意後見人による署名はできないため、原則どおり接種の意思を本人に確認した上で、本人の自署又は本人の接種の意思を確認した者の代筆により接種の同意欄に署名すること。この場合、本人の接種の意思を確認した上での代筆であれば保佐人や補助人、任意後見人が行うことも可能であること。

成年被後見人等に対する新型コロナ予防接種を実施するに当たっての留意事項について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知）の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししているところです。

今般、成年被後見人や被保佐人、被補助人（以下「成年被後見人等」という。）への接種に当たってご留意いただきたい事項について、以下のとおりお示しますので、適切な配慮が提供されるよう御協力をお願いするとともに、本事務連絡の内容を管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。

記

1 接種券の郵送について

接種の対象者が成年被後見人等で、本人による接種券の受け取りが困難な場合は、接種券の送付先を成年被後見人や保佐人、補助人、任意後見人（以下「成年被後見人等」という。）に設定することが可能であること。

送付先変更の依頼が成年被後見人等からあった際は、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）等により、成年被後見人等と接種の対象者との関係、成年被後見人等の送付先住所の確認を行うことが望ましいこと。

また、現状、各市区町村において、成年被後見人等に対する各種通知文書を、成年被後見人等に送付する取扱いを行っている場合は、関係部局で連携の上、接種券についても、同様に成年被後見人等に送付することをご検討いただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 10 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

(新旧対照表 (案))

改正後	現 行
<p>第1編 保護の実施要領</p> <p>第1～8 略</p> <p>第9 保護の開始申請等</p> <p>問9-1 略</p> <p>問9-2 [代理人による保護の申請] 代理人による保護の申請は認められるか。</p> <p>(答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をすることを決める。意思表示を行うものとしてされている。これに対して生活保護の申請(以下「保護申請」という。)は、本人の意思に基づきものであることを大原則としている。このことは、仮に保護状態にあったとしても保護申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということの意味しており、代理人が判断すべきものではない。</p> <p>また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合であって、急迫した状況にあると認められる場合には法第25条の規定により、実施機関は職権をもって保護を開始しなく程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。</p> <p>以上のことから、原則として、代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。</p> <p>ただし、成年被後見人(被保佐人、被補助人は含まない。以下同じ。)については、「事理を弁識する能力を欠く常況にある」ことから、保護申請に係る判断能力が</p>	<p>第1編 保護の実施要領</p> <p>第1～8 略</p> <p>第9 保護の開始申請等</p> <p>問9-1 略</p> <p>問9-2 [代理人による保護の申請] 代理人による保護の申請は認められるか。</p> <p>(答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をすることを決める。意思表示を行うものとしてされている。これに対して生活保護の申請は、本人の意思に基づきものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということの意味しており、代理人が判断すべきものではない。</p> <p>また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合であって、急迫した状況にあると認められる場合には法第25条の規定により、実施機関は職権をもって保護を開始しなく程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。</p> <p>以上のことから代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。</p> <p>なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が特参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。</p>

<p>ないこと、成年後見人に代理権が付与されている。「財産に関するすべての法律行為」には保護申請も含まれると解することができること等から、成年後見人による保護申請については、法第7条に基づき有効なものとして取り扱うこととする。この際、生活保護受給中においては、法第27条に基づく指遣・指示の可能性があるなど、一定の行為制限を伴うことから、民法第859条第2項において準用する同法第824条ただし書の規定の趣旨に鑑み、要保護者本人の同意があることが望ましい。</p> <p>なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が特参した場合には、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。</p>	<p>第10～13 略</p> <p>第2編 略</p>
<p>第10～13 略</p> <p>第2編 略</p>	<p>第10～13 略</p> <p>第2編 略</p>

「地域包括支援センターの設置運営について」 抜粋

老計発第 1018001 号

老振発第 1018001 号

老老発第 1018001 号

一部改正 平成 30 年 5 月 10 日

「 3 市町村の責務 ③ センター間における役割分担と連携の強化」

管内に複数のセンターがある市町村においては、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。例えば、

- ・ 権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター（以下「機能強化型センター」という。）を設置

するなど、センター間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考える。

「 4 事業内容 ③ 権利擁護業務について」

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

【別添2】

基幹相談支援センター

- 1 目的
基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設である。
- 2 設置主体
 - (1) 市町村
 - (2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者※ (2)の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。
- 3 設置方法
基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。
- 4 業務内容
基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。
具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。
 - (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
 - ・ 障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施
 - (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
 - ・ 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言
 - ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
 - ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等）に関する各種の相談機関等との連携強化の取組（連携会議の開催等）
 - (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
 - ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
 - ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

- (4) 権利擁護・虐待の防止
 - ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
 - ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

5 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

6 秘密保持

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。
- (3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所が一体であることが望ましい。

老推発 0710 第 2 号
平成 27 年 7 月 10 日

各都道府県高齢者保健福祉主管部長 殿



厚生労働省高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・
ネグレクト」及び消費者被害への対応について

公益社団法人あい権利擁護支援ネットワークにおいて、平成 26 年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）を活用し、「セルフ・ネグレクト」や消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業（報告書（以下、単に「報告書」という。）がとりまとめられ、公表されたところです。

(※<http://www.i-advocacy.net/H26houkokoku.html>)

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や、高齢者の消費者被害への対応について、下記のとおりお示ししますので、貴管内市町村に対して周知いただくとともに、適切な助言及び支援をお願いします。

なお、本通知は消費者庁消費者教育、地方協力課とも協議済みであり、その内容は同課から各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であるとを申し添えます。

記

1 セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応について

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）にいう高齢者虐待の定義には含まれていませんが、報告書では、高齢者虐待対応とは別に、市町村の高齢福祉、生活保護、障害福祉、環境衛生等の関係部署が、介護支援専門員や介護サービス事業所、社会福祉協議会や民生委員、医療機関、警察等と連携して対応しているだけでなく、高齢者虐待に準じて対応している市町村や地域包括支援センターもあるなど、地域の実情に応じた工夫が紹介されています。また、保健所・保健センター、都道府県の高齢福祉センター等との連携やパックスアップも必要となります。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有する者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるため、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。報告書に示された各地域の取組事例も参考にしながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワ

ーク等の既存のネットワークや介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いたします。

2 高齢者の消費者被害への対応について

消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等の理由から、「被害に遭っていない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター、消費生活センター等の関与を拒否することもあるため、支援には困難が伴いますが、このような高齢者が悪質商法の事業者間で共有される被害者の名簿に登載され、繰り返し被害に遭う可能性も高いことが指摘されています。各市町村においては、報告書に示された各地域の取組事例も参考にしながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、判断能力の低下が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、昨年、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）が改正され、地方公共団体が、消費者安全確保地域協議会を設置できることが規定されました。本改正は、国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等は協議会を構成することができ、消費生活上等に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うというもので、見守りの対象者に関する個人情報等を、必ずしも本人の同意がなくても、協議会に提供できる等の特性があります（消費者安全法第 11 条の 2、第 11 条の 4 など）。本年 3 月 27 日に公表した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」では、地域における見守り活動を一層促進するための指針を示しており、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携も十分考えられるところであり、適切な対応をお願いいたします。（本年 3 月 2 日・3 日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において連絡済み。）

3 老人福祉法に基づく対応について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）においては、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第 10 条の 4 又は第 11 条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、第 32 条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。

特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態や消費者被害に遭った高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置（やむを得ない事由による措置）を行う必要があります。

また、医療と介護の総合確保の観点からも、市町村が地域の医療機関や保健所等と緊密に連携し、適切に対応することが重要です。さらに、高齢者の判断能力の程度に応じて、老人福祉法に基づき、市町村長による成年後見申立が的確に行われ、認知症高齢者等の権利擁護のために必要な選択・契約、財産管理をする成年後見人等が選任されることも重要です。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や判断能力の低下が疑われる高齢者の消費者被害への対応に当たり、老人福祉法に基づく市町村の権限の適切な行使をよろしくお願いたします。

事 務 連 絡
平成30年8月16日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当部（局）長 殿

あわせて、貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内の市町村への周知をお願いいたします。

- (参考1) 消費者基本計画及び消費者基本計画工程表（抜粋）
- (参考2) 成年後見制度に係る法務省資料
- (参考3) 成年後見制度に係る厚生労働省資料

消費者庁消費者政策課長

【本件連絡先】

消費者庁消費者政策課
堀内 natsuki.horiuchi@caa.go.jp
竹村 tomo.takemura@caa.go.jp
電話：03-3507-8800（内線2183）

消費生活センター等における成年後見制度の周知について

平素より消費者行政の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

近年、高齢者の消費者被害に関する相談件数が増加し、深刻な社会問題となっております。平成27年3月に策定された消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）では、「判断能力が不十分な者を保護・支援する成年後見制度の活用による高齢者や障害者の権利擁護を推進する」こととされました。これを受け、消費者基本計画工程表（平成30年7月22日消費者政策会議決定）において、高齢者や障害者の権利擁護を推進する観点から、地方公共団体が実施する成年後見制度（後見、保佐、補助、任意後見制度）の利用促進に向けた取組について、消費生活センター等を通じて周知を図ることとされております（「消費生活センター等における成年後見制度の周知について」（平成27年6月30日事務連絡）によっても周知をお願いしているところです。）。

成年後見制度の利用促進については、市区町村において、成年後見制度の市区町村長申立て及び申立費用や報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業等の取組が行われているほか、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づき、全国どの地域に住んでも成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指し、市町村計画の策定や地域連携ネットワークの中核機関の整備などの施策に取り組みこととされているところで

す。
各消費生活センター等において、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々に関する消費生活相談があまりましたら、相談者の状況に応じ、成年後見制度の活用も視野に、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、市区町村の福祉担当部局等と連携して対応いただくようお願い申し上げます。

2017年（平成29年）6月9日

都道府県（成年後見制度）担当課 御中

日本弁護士連合会

会長 中 本 和 洋

日本司法書士会連合会

会長 三河尻 和 夫

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

理事長 多 田 宏 治

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 鎌 倉 克 英

（公印省略）

成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について

（要請）

日頃より高齢者や障がい者の権利擁護のために御尽力いただきありがとうございます。

さて、この度、国において、成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が策定され（本年3月24日）、本年度より都道府県や市町村における具体化が要請されていることは御承知のところかと存じます。

我々三専門職団体は、2000年以降、成年後見制度の普及促進や実務運用、相談・助言、専門職後見人の養成等に、家庭裁判所と連携を図りつつ携わってまいりました。特に、市民後見人の育成や市町村長申立支援については、各地方自治体と協働した取組を各地で進めてまいりました。

この度、国の基本計画において、各市町村における基本計画の策定や審議会の設置が求められるとともに、都道府県には、広域的見地から各市町村の支援や家庭裁判所や専門職団体との連携・調整が求められているところです。同計画には、併せて、準備段階より三専門職団体が参画することが要請されております。これを受け、三専門職団体としては、合同して積極的にこれに参画していくことを確認し、各都道府県の会において、都道府県や市町村との協議等に積極的に対応する旨を要請いたしました。

三専門職団体といたしましては、これまでの後見実務の蓄積と市町村等との協働

の実績を生かし、また、家庭裁判所と都道府県や各市町村との架け橋の役割も担いつつ、誰もが利用しやすい制度の仕組み作りに尽力させていただき所存ですので、是非とも準備段階の当初より、各地の三専門職団体に御連絡をいただき、成年後見制度利用促進に向けた都道府県全体の現状と課題、各市町村の中核機関の設立や機能整備など今後の計画策定について広域的な支援に求められる事項などについて協議の場を設けていただきますよう要請いたします。

本件に対応する三専門職団体の各地の問い合わせ先は、別紙のとおりとなっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

2017年(平成29年)6月9日

市町村(成年後見制度)担当課 御中

が利用しやすい制度の仕組み作りに尽力させていただきたく所存ですので、是非とも準備段階の当初より、各地の三専門職団体に御連絡をいただき、成年後見制度利用促進に向けた各地域の現状と課題、中核機関の設立や機能整備など、今後の基本計画に盛り込むべき事項などについて協議の場を設けていただきませう要請いたします。

本件に対応する三専門職団体の各地の問い合わせ先は、別紙のとおりとなっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

日本弁護士連合会
会長 中本和洋
日本司法書士会連合会
会長 三河尻和夫
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 多田宏治
公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌倉克英
(公印省略)

成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について
(要請)

日頃より高齢者や障がい者の権利擁護のために御尽力いただきありがとうございます。また、

さて、この度、国において、成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が策定され(本年3月24日)、本年度より都道府県や市町村における具体化が要請されていることは御承知のところかと存じます。

我々三専門職団体は、2000年以降、成年後見制度の普及促進や実務運用、相談・助言、専門職後見人の養成等に、家庭裁判所と連携を図りつつ携わってまいりました。特に、市民後見人の育成や市町村長申立支援については、各地方自治体と協働した取組を各地で進めてまいりました。

この度、国の基本計画において、各市町村における基本計画の策定や審議会の設置が求められておりますところ、その準備段階より三専門職団体が参画することが併せて要請されております。これを受け、三専門職団体としては、合同して積極的に関与していただくことを確認し、各都道府県の会において、都道府県や市町村との協議等に積極的に対応する旨を要請いたしました。

三専門職団体といたしましては、これまでの後見実務の蓄積と市町村等との協働の実績を生かし、また、家庭裁判所と各市町村との架け橋の役割も担いつつ、誰も

全国の弁護士会（2023年6月時点）

日本弁護士連合会
 東京都千代田区霞が関1-1-3 15階
 TEL：03-3580-9841（代表）

	名称	所在地	TEL	FAX	
北海道	札幌弁護士会	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階	011-281-2428	011-281-4823	
	函館弁護士会	〒040-0031 函館市上新川町1-3	0138-41-0232	0138-41-3611	
	旭川弁護士会	〒070-0901 旭川市花咲町4	0166-51-9527	0166-46-8708	
	釧路弁護士会	〒085-0824 釧路市柏木町4-3	0154-41-0214	0154-41-0225	
東北	仙台弁護士会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18	022-223-1001	022-261-5945	
	福島県弁護士会	〒960-8115 福島市山下町4-24	024-534-2334	024-536-7613	
	山形県弁護士会	〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS8階	023-622-2234	023-635-3685	
	岩手県弁護士会	〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2階	019-651-5095	019-623-5035	
	秋田県弁護士会	〒010-0951 秋田市山王6-2-7	018-862-3770	018-823-6804	
	青森県弁護士会	〒030-0861 青森市長島1-3-1 日赤ビル5階	017-777-7285	017-722-3181	
関東	東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 6階	03-3581-2201	03-3581-0865	
	第一東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 11階	03-3595-8585	03-3595-8577	
	第二東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 9階	03-3581-2255	03-3581-3337	
	神奈川県弁護士会	〒231-0021 横浜市中区日本大通9	045-211-7707	045-212-2888	
	埼玉弁護士会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-7-20	048-863-5255	048-866-6544	
	千葉県弁護士会	〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-9	043-227-8431	043-225-4860	
	茨城県弁護士会	〒310-0062 水戸市大町2-2-75	029-221-3501	029-227-7747	
	栃木県弁護士会	〒320-0845 宇都宮市明保野町1番6	028-689-9000	028-689-9018	
	群馬県弁護士会	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6	027-233-4804	027-234-7425	
	静岡県弁護士会	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内	054-252-0008	054-252-7522	
	山梨県弁護士会	〒400-0032 甲府市中央1-8-7	055-235-7202	055-235-7204	
	長野県弁護士会	〒380-0872 長野市妻科432	026-232-2104	026-232-3653	
	新潟県弁護士会	〒951-8126 新潟市中央区学校町通1-1 新潟地方裁判所構内	025-222-5533	025-223-2269	
	中部・北陸	愛知県弁護士会	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1651	052-204-1690
		三重県弁護士会	〒514-0036 津市丸之内養正町1-1	059-228-2232	059-227-4675
岐阜県弁護士会		〒500-8811 岐阜市端詰町22	058-265-0020	058-265-4100	
福井県弁護士会		〒910-0004 福井市宝永4丁目3番1号 サクラNビル7階	0776-23-5255	0776-23-9330	
金沢県弁護士会		〒920-0937 金沢市丸ノ内7-36	076-221-0242	076-222-0242	
富山県弁護士会		〒930-0076 富山市長柄町3-4-1	076-421-4811	076-421-4896	
近畿	大阪弁護士会	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5	0570-783-748	06-6364-0252	
	京都弁護士会	〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2378	075-223-1894	
	兵庫県弁護士会	〒650-0016 神戸市中央区橘通1-4-3	078-341-7061	078-351-6651	
	奈良県弁護士会	〒630-8237 奈良市中筋町22番地の1	0742-22-2035	0742-23-8319	
	滋賀県弁護士会	〒520-0051 大津市梅林1-3-3	077-522-2013	077-522-2908	
	和歌山県弁護士会	〒640-8144 和歌山市四番丁5	073-422-4580	073-436-5322	
	中国	広島県弁護士会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-73	082-228-0230	082-228-0418
山口県弁護士会		〒753-0045 山口市黄金町2-15	083-922-0087	083-928-2220	
岡山県弁護士会		〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29	086-223-4401	086-223-6566	
鳥取県弁護士会		〒680-0011 鳥取市東町2丁目221番地	0857-22-3912	0857-22-3920	
島根県弁護士会		〒690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7階	0852-21-3225	0852-21-3398	
四国	香川県弁護士会	〒760-0033 高松市丸の内2-22	087-822-3693	087-823-3878	
	徳島県弁護士会	〒770-0855 徳島市新蔵町1-31	088-652-5768	088-652-3730	
	高知県弁護士会	〒780-0928 高知市越前町1-5-7	088-872-0324	088-872-0838	
	愛媛県弁護士会	〒790-0003 松山市三番町4-8-8	089-941-6279	089-941-4110	
九州・沖縄	福岡県弁護士会	〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番5号	092-741-6416	092-715-3207	
	佐賀県弁護士会	〒840-0833 佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館	0952-24-3411	0952-25-7608	
	長崎県弁護士会	〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-824-3903	095-824-3967	
	大分県弁護士会	〒870-0047 大分市中島西1-3-14	097-536-1458	097-538-0462	
	熊本県弁護士会	〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11	096-325-0913	096-325-0914	
	鹿児島県弁護士会	〒892-0815 鹿児島市易居町2-3	099-226-3765	099-223-7315	
	宮崎県弁護士会	〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1-8-45	0985-22-2466	0985-22-2449	
	沖縄県弁護士会	〒900-0014 那覇市松尾2-2-26-6	098-865-3737	098-865-3636	

※全国の弁護士会の一覧は、日本弁護士連合会ウェブサイトに掲載しています。

https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/bar_association/whole_country.html

支部	所在地	TEL	PAX
北海道	札幌支部	札幌市中央区大通西 13丁目4番地	011-280-7078 (011-261-0115)
	函館支部	北海道亀田郡七飯町大川6丁目8-8	0138-87-4525
	旭川支部	旭川市花咲町4丁目	0166-54-3312
	釧路支部	北海道釧路市宮本1丁目2番4号	0154-41-8332
	宮城支部	仙台市青葉区泰白町8番1号	022-263-6786
	ふくしま支部	福島市新浜町6番28号	024-533-7234
	山形支部	山形市小白川町一丁目16番26号	023-623-3322
	岩手支部	盛岡市本町通二丁目12番18号	019-653-6101
	秋田支部	秋田市山王 六丁目5番4号	018-824-0055
	青森支部	青森市長島三丁目5番16号	017-774-1566
関東	東京支部	新宿区四谷本塩町4番37号	03-3353-8191 03-3353-8234
	神奈川県支部	横浜市中区吉浜町1番地	045-640-4345
	埼玉支部	さいたま市浦和区高砂3丁目16番55号	048-845-8551
	千葉県支部	千葉市美浜区幸町2丁目2番1号	043-301-7831
	茨城支部	水戸市五幸町一丁目3番16号	029-302-3166
	とちぎ支部	宇都宮市幸町1番4号	028-632-9420
	群馬支部	前橋市本町一丁目5番4号	027-224-7771
	静岡支部	静岡市駿河区福川1丁目1番1号	054-289-3999
	山梨支部	甲府市北口1丁目6番7号	055-253-6900
	ながの支部	長野市妻科399番地	026-232-7492
中部	新潟県支部	新潟市中央区花口1丁目11番地15	025-244-5141
	愛知支部	名古屋市中区新栄一丁目12番5号	052-683-6696
	三重支部	津市丸之内義正町17番17号	059-213-4666
	岐阜県支部	岐阜市金蔵町5丁目10番地1	058-259-7118
	福井県支部	福井市下馬2丁目314番地	076-36-0016
	石川県支部	金沢市新神田1丁目10番18号	076-291-7070
	富山県支部	富山市神通本町一丁目3番16号	076-431-9332
	大阪支部	大阪市中央区和泉町1丁目1番6号	06-6941-7767
	京都支部	京都市中京区福馬場通成川上4丁目23番2地の1	075-241-2666
	兵庫支部	神戸市中央区福崎町2丁目2番3号	078-341-8686
近畿	奈良支部	奈良市西本区法町320-5	0742-22-6678
	滋賀支部	大津市末広町1番5号	077-525-1083
	和歌山支部	和歌山市岡山丁24番地	073-422-0568
	広島県支部	広島市中区上八丁堀6番69号	082-511-0230
	山口支部	山口市神田町5番11号	083-924-5220
	岡山県支部	岡山市北区鞆町2丁目2番12号	086-226-0470
	鳥取支部	鳥取市西町1丁目314-1	0857-24-7013
	しまね支部	松江市腰町383番地	0854-22-1026
	香川県支部	高松市西内町10番17号	087-821-5701
	徳島支部	徳島市南前川町4丁目41番地	088-622-1865
中国	高知支部	高知市越前町2丁目6番25号	088-825-3141
	愛媛支部	松山市南江戸一丁目4番14号	089-941-8065
	福岡支部	福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号	092-738-1666
	佐賀支部	佐賀市川原町2番36号	095-29-0626
	長崎支部	長崎市魚の町3番33号	095-823-4710
	大分支部	大分市城崎町2丁目2番10号	097-532-7579
	熊本支部	熊本市中央区大江4丁目4番34号	096-364-2889
	鹿児島支部	鹿児島市住吉町13番1号 ハーバーフロントビル4階	099-248-8860
	宮崎県支部	宮崎市旭1丁目8番39-1号	0985-28-8538
	沖縄支部	那覇市おもろまち4丁目16番33号	098-867-3526
九州	山口県支部	山口県山口市神田3階	083-921-0475
	岡山県支部	岡山県岡山市北区山崎1-1-1	086-225-9004
	山陰中央ビル3階	山陰中央ビル3階	0854-22-1357
	香川県支部	香川県高松市東町1丁目1番1号	087-821-5879
	徳島県支部	徳島県徳島市本町1丁目1番1号	088-622-1865
	愛媛県支部	愛媛県松山市本町1丁目1番1号	088-824-6919
	福岡県支部	福岡県福岡市東区東区本町6階	092-738-1666
	長崎県支部	長崎県長崎市本町1丁目1番1号	095-29-0626
	大分県支部	大分県大分市本町1丁目1番1号	097-532-7579
	熊本県支部	熊本県熊本市東区東区本町1丁目1番1号	096-364-2889

※版移転

都道府県社会福祉士会 連絡先

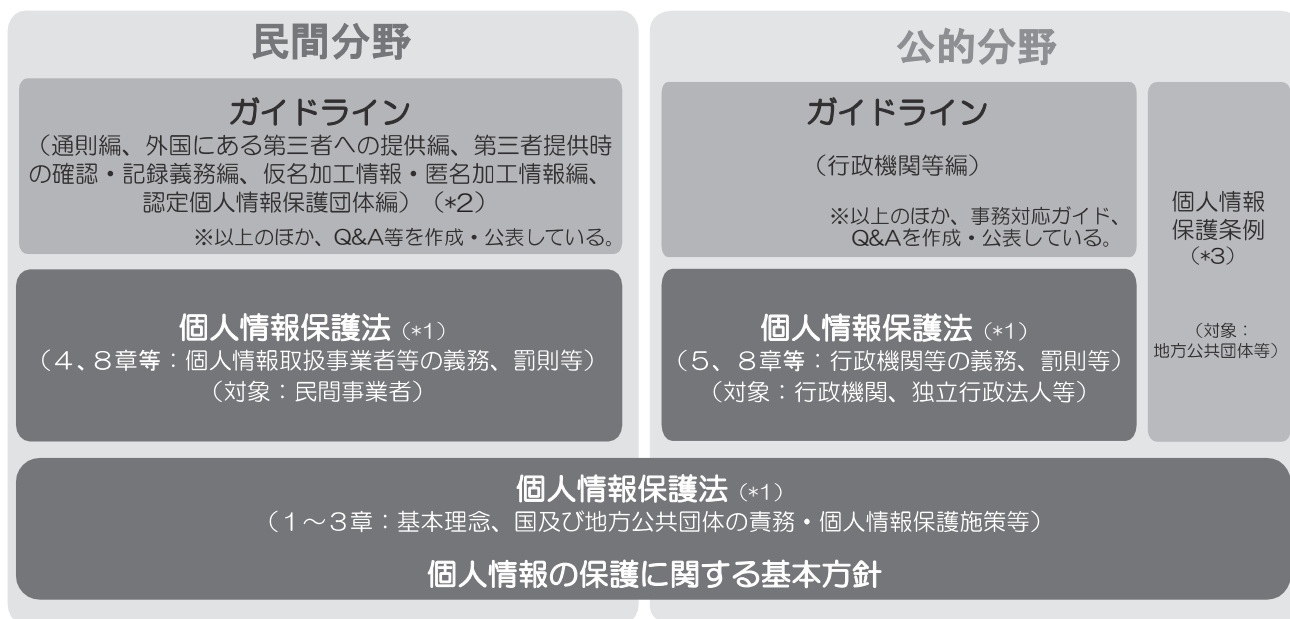
2023年4月1日

	郵便番号	所在地	TEL
(公社)北海道社会福祉士会	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西7丁目かでる2. 7-4階	011-213-1313
(公社)青森県社会福祉士会	030-0822	青森県青森市中央3-20-30県民福祉プラザ5階	017-723-2560
(一社)岩手県社会福祉士会	020-0816	岩手県盛岡市中野2丁目16-1 SETビル3階A号室	019-613-5505
(一社)宮城県社会福祉士会	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10-19PROP三条館内	022-233-0296
(一社)秋田県社会福祉士会	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
(一社)山形県社会福祉士会	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
(一社)福島県社会福祉士会	963-8045	福島県郡山市新屋敷1丁目166番SビルB号室	024-924-7201
(一社)茨城県社会福祉士会	310-0851	茨城県水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館5F	029-244-9030
(一社)栃木県社会福祉士会	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内 とちぎソーシャルケアサービス共同事務所	028-600-1725
(一社)群馬県社会福祉士会	371-0843	群馬県前橋市新前橋町13-12群馬県社会福祉総合センター7階	027-212-8388
(公社)埼玉県社会福祉士会	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5ベルメゾン小島103	048-857-1717
(一社)千葉県社会福祉士会	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター5階	043-238-2866
(公社)東京社会福祉士会	170-0005	東京都豊島区南大塚3-43-11福祉財団ビル5階	03-5944-8466
(公社)神奈川県社会福祉士会	221-0825	神奈川県横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター4F	045-317-2045
(公社)新潟県社会福祉士会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5502
(一社)山梨県社会福祉士会	400-0073	山梨県甲府市湯村3丁目11-30	055-269-6280
(公社)長野県社会福祉士会	380-0836	長野県長野市南県町685-2長野県食糧会館6F	026-266-0294
(一社)富山県社会福祉士会	939-0341	富山県射水市三ヶ579富山福祉短期大学内	0766-55-5572
(一社)石川県社会福祉士会	920-8557	石川県金沢市本多町3丁目1-10石川県社会福祉会館2階	076-207-7770
(一社)福井県社会福祉士会	918-8011	福井県福井市月見3-2-37 NTT西日本福井南交換所ビル1階	0776-63-6277
(一社)岐阜県社会福祉士会	500-8385	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2-1岐阜県福祉・農業会館6階	058-277-7216
(一社)静岡県社会福祉士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70静岡県総合社会福祉会館4階	054-252-9877
(一社)愛知県社会福祉士会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸1丁目7番2号 桜華会館 南館1階	052-202-3005
(一社)三重県社会福祉士会	514-0003	三重県津市桜橋2-131三重県社会福祉会館4階	059-253-6009
(公社)滋賀県社会福祉士会	525-0072	滋賀県草津市笠山7-8-138滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-561-3811
(一社)京都社会福祉士会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)7F	075-585-5430
(公社)大阪社会福祉士会	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15大阪府社会福祉会館内(1階)	06-4304-2772
(一社)兵庫県社会福祉士会	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター3階	078-265-1330
(一社)奈良県社会福祉士会	634-0061	奈良県橿原市大久保町320-11奈良県社会福祉総合センター 5F	0744-48-0722
(一社)和歌山県社会福祉士会	640-8319	和歌山県和歌山市手平2-1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階	073-499-4529
(一社)鳥取県社会福祉士会	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内 1階	0857-30-6308
(一社)島根県社会福祉士会	690-0011	島根県松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根1階	0852-28-8181
(公社)岡山県社会福祉士会	700-0807	岡山県岡山市北区南方2丁目13-1岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館7階	086-201-5253
(公社)広島県社会福祉士会	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2広島県社会福祉会館内	082-254-3019
(一社)山口県社会福祉士会	753-0072	山口県山口市大手町9-6社会福祉会館内	083-928-6644
(一社)徳島県社会福祉士会	770-0943	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地徳島県立総合福祉センター3階	088-678-8041
(公社)香川県社会福祉士会	762-0083	香川県丸亀市飯山町下法軍寺581-1丸亀市飯山総合保健福祉センター1F	0877-98-0854
(一社)愛媛県社会福祉士会	790-0966	愛媛県松山市立花1丁目9-12アジア店装ビル301-A	089-948-8031
(一社)高知県社会福祉士会	780-0870	高知県高知市本町4丁目1番37号丸の内ビル3F12号室	088-855-5921
(公社)福岡県社会福祉士会	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12アイビーコートⅢビル5階	092-483-2944
(公社)佐賀県社会福祉士会	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
(一社)長崎県社会福祉士会	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-6012
(一社)熊本県社会福祉士会	862-0910	熊本県熊本市東区健軍本町1-22東部ハイイツ105	096-285-7761
(公社)大分県社会福祉士会	870-0907	大分県大分市大津町2-1-41大分県総合社会福祉会館内	097-576-7071
(一社)宮崎県社会福祉士会	880-0007	宮崎県宮崎市原町2-22宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-86-6111
(公社)鹿児島県社会福祉士会	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
(一社)沖縄県社会福祉士会	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4-135-1くしばるビル207号室	098-943-4249

全国団体：公益社団法人 日本社会福祉士会 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階 TEL:03-3355-6541

- ・「権利擁護センターばあとなあ」は、公益社団法人日本社会福祉士会ならびに、各都道府県社会福祉士会が運営しています。
- ・社会福祉士は、福祉領域の相談援助専門職です。
- ・各都道府県社会福祉士会の「ばあとなあ」では、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録しています。
- ・全国の都道府県社会福祉士会の「ばあとなあ」でもご相談をお受けしています。最寄りの社会福祉士会事務局へご連絡ください。

個人情報保護に関する法律・ガイドライン等の体系イメージ



(*1) 個人情報の保護に関する法律

(*2) 金融関連分野・医療関連分野・情報通信関連分野等においては、別途のガイドライン等がある。

(*3) 令和3年の個人情報保護法の改正により、現在、各条例で規定されている地方公共団体の個人情報保護制度についても個人情報保護法第5章等において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなる（令和5年春施行予定）。

はじめでの 個人情報保護法

～シンプルレッスン～

CONTENTS

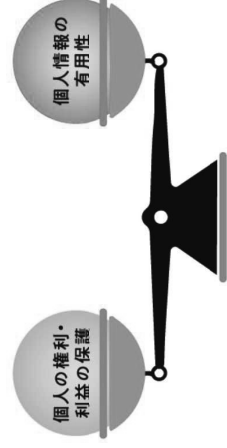
01	「個人情報保護法」とは	1
02	「個人情報」とは	2
03	事業者が守るべき4つのルール	3
	① 取得・利用に関するルール	3
	② 保管・管理に関するルール	4
	③ 第三者提供に関するルール	7
	④ 本人からの開示請求等に関するルール	9
参考1	罰則・匿名加工情報・仮名加工情報・個人関連情報 認定個人情報保護団体	
参考2	個人情報保護法相談ダイヤル等	
参考3	中小企業向け基本の10のチェックリスト	
巻末資料		

本資料は令和4年4月時点での個人情報保護法等の概要をまとめたものです。

01 「個人情報保護法」とは

個人情報保護法

- 個人情報保護法は、利用者や消費者が安心できるように、企業や団体、国の行政機関等に個人情報をきちんと大切に扱ってもらった上で、有効に活用できるような共通のルールを定めた法律です。
- 従来は、取り扱う個人情報の数が5,000人分以下の事業者には適用されていませんでしたが、平成29年5月30日からは、すべての事業者に適用されています。
- また、個人の権利利益の保護、技術革新の成果による保護と活用の強化等の点から、令和4年4月1日より新たなルールが適用されています。



02 「個人情報」とは

個人情報

- 生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。
※「個人識別符号」は、その情報単体でも個人情報に該当します。

顧客情報だけでなく、従業員情報や取引先の名刺といったものも個人情報です。



個人識別符号

- 以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定されています。
 - ① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号等
⇒ DNA、顔認証データ、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋、掌紋 等
 - ② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号(公的な番号)
⇒ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー 等

要配慮個人情報

- 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法律・政令に定められた情報です。
(例: 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害等の障害があること等)

個人情報データベース等/個人データ

- 特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合物を「個人情報データベース等」といいます。
- 個人情報データベース等を構成する個人情報が「個人データ」です。

個人情報取扱事業者

- 個人情報データベース等を事業のために使っている者(営利・非営利を問いません)が「個人情報取扱事業者」であり、個人情報保護法の対象となります。

保有個人データ

- 個人情報取扱事業者が、本人からの請求により開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データを「保有個人データ」といいます。

03 事業者が守るべき4つのルール

03-1 取得・利用に関するルール

! 個人情報の「取得・利用」に当たって守るべきこと

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を取得する際に速やかに本人に通知又は公表する。

※ 利用目的の通知・公表方法は、特に定めはありません。通知であれば、本人に口頭・書面・メール等で通知することが考えられ、公表であれば、HPの分かりやすい場所や店舗等の事業所への掲示、申込書等への記載等が考えられます。なお、同意までの義務はありません。ただし、P2「要配慮個人情報」を取得する場合は、あらかじめ本人の同意が必要です。

? 利用目的はどのように特定すればよいですか?

- 例えば、以下のように特定することが考えられます。
 - 「当社の新商品のご案内の送付のため」
 - 「当社の商品の配送及びアフターサービスのご案内のため」
- なお、取得の状況から、利用目的が明らかであれば、利用目的の通知又は公表は不要です。(例: 配達伝票の記入内容を配達のために利用することは明らか)
- また、利用目的を変更(追加)する場合は、原則あらかじめ本人の同意が必要です。(関連性のある範囲内での変更なら通知又は公表のみで可)

「利用目的の特定」とは、何のために個人情報を利用するのか具体的に決めることです。



不適正な方法による利用の禁止

- 個人情報は偽りその他不正の手段による取得をしてはならず、適正に取得しなければなりません。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない、として不適正な方法による個人情報の利用が禁止されています。

? 不適正な利用とはどんなケースが該当しますか?

- 違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、違法な行為を営むことが疑われる事業者に対して、個人情報を提供すること。
- 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、違法な差別が誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること。

! 個人情報の「保管」に当たって守るべきこと

- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業員・委託先にも安全管理を徹底する。

? 「安全に管理」するための手法とは?

- 取り扱う個人情報の性質及び量等によりますが、例えば、以下のような手法が考えられます。
 - 取扱いの基本的なルールを決める。
 - 従業員を教育する。
 - 紙で管理している場合は、鍵のかかる引き出しで保管する。
 - パソコン等で管理している場合は、ファイルにパスワードを設定する。

また、セキュリティ対策ソフトウェアを導入する。

- 個人情報の委託をする場合は適切な委託先を選択し、安全管理措置に関する契約を締結する等、委託先にも適切な管理を求めましょう。
- なお、ガイドラインでは、中小規模事業者向け*の手法例を掲載していますので、併せてご参照ください。

*従業員数が100人以下の事業者(ただし、5,000人分を超える個人情報を取り扱う事業者や、委託を受けて個人情報を取り扱う事業者を除きます。)

漏えい等報告・本人通知の義務化

- 以下の漏えい等の事態が発生した場合、又は、発生したおそれがある事態が生じた場合は、個人の権利利益を害するおそれ大きいとして、個人情報保護委員会への報告・本人通知が義務化されています。
 - 要配慮個人情報の漏えい等
 - 不正の目的によるおそれがある漏えい等
 - 財産的被害のおそれがある漏えい等
 - 1,000件を超える漏えい等

? 漏えい等報告はいつまでにしないといけないのですか?

- 漏えい等が発生し、報告の必要がある場合は、事業者が事態を知った時点から概ね3~5日以内に「速報」として、また30日以内(不正の目的によるおそれがある場合は60日以内)を「確報」として個人情報保護委員会への報告が必要です。
- また、当該事態が生じた旨を本人に通知しなければなりません。

安全管理措置

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針や個人データの取扱規定を策定することが重要です。また、その他、具体的な講ずべき措置等は、以下のものがあります。

中小規模事業者向けの安全管理措置の手法例とヒント

講じなければならぬ措置	手法例	ヒント
1 基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 「事業者の名称」、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」等の項目を設定 	策定しておくことで従業員教育等に役立ちます。
2 個人データの取扱いに係る規律の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人データの取得・利用・保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。 	既存の業務マニュアル・チェックリスト・フローチャート等に個人情報の取扱いの項目を入れるのも一案。
3 組織的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 組織体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 個人データを取り扱う従業員が複数いる場合、責任ある立場とその他の者を区分する。 (2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用 (3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備 (4) 漏えい等の事実に対応する体制の整備 (5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し 	個人データの取扱いを担当者任せにせず、責任者がチェックすることで不適切な取扱いを防ぐことができます。 業務日誌やチェックリスト等を活用し、確認を。
4 人的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員の教育 	「ほう・れん・そう」の中に、個人情報への漏えい等事案を、(1)~(4)のプロセスで気づいたリスクがあれば、改善を。 集合研修に限らず、朝礼等に定期的に注意喚起を、個人データに関する留意事項について、従業員に定期的な研修等を行う。個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。

03 第三者提供に関するルール

！ 個人情報の「提供」に当たって守るべきこと

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合、第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

補足 個人関連情報の第三者提供の制限

提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報については、本人同意が得られていること等の確認が必要となりました(P12「個人関連情報」をCHECK)。

本人の同意を得る方法は、特に定めはありません。口頭・書面
で同意を得る方法のほか、
ホームページで同意欄にチェック
してもらう方法も考えられます。



? 本人同意や記録が不要となる例外はありますか？

- 法令に基づく場合(例：警察、裁判所、税務署等からの照会)
- 人の生命・身体・財産の保護に必要でかつ本人の同意取得が困難(例：災害時の被災者情報の家族・自治体等への提供)
- 公衆衛生・児童の健全育成に必要でかつ本人の同意取得が困難(例：児童生徒の不登校や、児童虐待のおそれのある情報を関係機関で共有)
- 国の機関等が法令の定める事務を遂行することに対して、協力が必要でかつ本人の同意取得により、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 委託、事業承継、共同利用
- 学術研究目的での提供、利用

確認記録義務

！ 記録事項・保存期間について

- 基本的な記録事項は、以下のとおりです(保存期間は原則3年)。
提供した場合 「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたか?
提供を受けた場合 「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたか?+「相手方の取得経緯」

? 何でも記録義務がかかるのですか？例外はありますか？

- 本人との契約等に基づいて提供した場合は、記録は契約書で代替OKです。
- 反復継続して提供する場合は、包括的な記録でOKです。
- 例外規定として、以下の場合は記録義務はかかりません。
 - 本人による提供と整理できる場合(例：SNSでの個人の投稿)
 - 本人に代わって提供している整理できる場合(例：銀行振込)
 - 本人側への提供と整理できる場合(例：出席している家族への提供)
 - 「個人データ」に該当しない整理できる場合(例：名刺1枚のコピー) 等

例外規定の詳細はガイド
ライン(第三者提供時の確認・
記録義務欄)をご参照ください。



講じなければならない措置	手法例	ヒント
5 物理的安全管理措置		
(1) 個人データを取り扱う区域の管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人データを取り扱うことのできる従業員及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。 ● 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施設できるキャビネット・書庫等に保管する。 ● 個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティファイヤー等により固定する。 ● 個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し入れさせて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。 ● 個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。 	<p>誰でも見られる場所に放置しない。</p> <p>書類や電子媒体をきちんと管理。</p> <p>電子媒体にはパスワードを、置き忘れ等にも注意を。</p> <p>書類であれば、封印、シユレクター処理を、機器、電子媒体等であれば、データ削除ソフトウェアの利用や物理的な破壊等を。</p>
(2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止		
(3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止		
(4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄		
6 技術的安全管理措置		
(1) アクセス制御	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業員を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止する。 ● 機器に標準装備されているユーザー制御機能(ユーザーアカウント制御)により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業員を識別・認証する。 	<p>必要のない者の個人情報へのアクセスを制限するため、個人情報を含むファイルにパスワードを。</p>
(2) アクセス者の識別と認証		
(3) 外部からの不正アクセス等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人データを取り扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態で保持する。 ● 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。 	<p>セキュリティ対策ソフトウェアを最新の状態で。</p>
(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合には、当該ファイルへのパスワードを設定する。 	<p>それほど難しい操作ではないので、メール送信時にはパスワードを。</p>
7 外的環境の把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国において、個人データを取り扱う場合、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で、安全管理措置を実施。 	<p>個人情報保護委員会にて公表した「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」等も参照。</p>

公表事項の追加

- 安全管理のために講じた措置等を公表等することが必要です。
- 安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、ホームページ等で本人が知り得る状態に置く(本人の求めに応じ遅滞なく回答する場合を含む)ことが必要です。

外国への提供

！ 外国にある第三者に提供する場合に守るべきこと

外国にある第三者に個人データを提供する場合は、次の①～③のいずれかを満たす必要があります。

- ① 外国にある第三者に提供することについて、あらかじめ本人の同意を得る。
 - 委託や共同利用を行うおとする場合にも同意が必要です。
 - 本人から同意を得る際には以下の情報提供が必要です。
 - 当該外国の名称
 - 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

② 外国にある第三者が適切な体制を整備している。

- 具体的には、以下が該当します。
 - 外国にある第三者において、個人情報保護法の趣旨に沿った措置を実施することが、委託契約・共通の内規・個人データを提供する者によるAPEC越境プライバシールール(CBPR)システムの認証取得等によって担保されていること
 - 外国にある第三者が個人情報の取扱いに関する国際的な枠組み(例:APEC越境プライバシールール(CBPR)システム)に基づく認証を受けていること
 - ※ APEC越境プライバシールール(CBPR)システムについて、ご興味のある方は、当委員会のウェブサイトに説明資料を掲載していますので、是非ご覧ください。
URL: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/CBPR_ppc.pdf

適切な体制を整備している外国にある第三者に提供する場合、以下の措置を取ることが必要です。

- 提供先の取扱い実施状況等の定期的な確認
- 移転先での適正な取扱いに問題が生じた場合の対応実施等
- 本人の求めに応じてこれらの対応に関する情報等を提供することが必要です。

③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国又は地域(EU及び英国/令和4年4月時点)に所在している。

なお、外国のクラウドを利用する場合、当該クラウド事業者がサーバ内に保存された個人データを取り扱わない場合は、外国への第三者提供には当たりません。



03 4

本人からの開示請求等に関するルール

！ 個人情報の「開示請求等への対応」に当たって守るべきこと

- 本人からの開示請求等があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。



「開示請求等」とは、自分の個人情報について「見せてほしい」、「誤りを訂正してほしい」等の請求のことをいいます。

? 開示請求等への対応に当たっての留意点は？

- 保有個人データにあたらなないもの(他の事業者からデータ編集作業のみを委託されて取り扱っているだけの個人情報等)は、対応は不要です。
- 以下の①～⑤について、「本人が知り得る状態」に置く(本人の求めに応じ遅滞なく回答を含む)必要があります。
 - (例:HP公表、事業所での掲示等。また、それらを行わず、以下の①～⑤に関する事項に対して遅滞なく答えられるようにしておくこともOK)
 - ① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所 ※法人にあってはその代表者の氏名
 - ② 全ての保有個人データの利用目的
 - ③ 請求手続(手数料を定める場合は手数料の額)
 - ④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置
 - ⑤ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- (※⑤は、認定個人情報保護団体に加盟している場合は、その団体の名称及び苦情申出先を含む)
- 第三者提供記録は開示請求の対象となります。
- 保有個人データの開示方法については、以下のうち本人が請求した方法で対応する必要があります。
 - 電磁的記録*の提供による方法
 - 書面の交付による方法
 - その他当該個人情報取扱事業者の定める方法

* 電磁的記録の提供例としては、CD-ROMに保存して郵送、電子メールに添付して送信、ウェブサイトダウンロードしてもらう方法等があり、事業者が具体的方法を定めることができます。 ※ できるだけ本人の要望にそった形での対応が望ましいですが、電磁的記録による開示が困難である場合や多額の費用を要する場合には書面の交付による方法で開示する必要があります。

保有個人データの利用の停止、消去、第三者提供の停止の請求

？ 保有個人データの利用の停止等の請求が認められる場合は？

以下の場合に本人から事業者に対して、保有個人データの利用の停止、消去又は第三者提供の停止の請求をする権利が認められています。

- 個人情報保護法に反した個人情報の取扱い（目的外利用、不正取得、第三者提供義務違反）をしていた場合
- 利用する必要がなくなった場合
 - ダイレクトメールを送付するために保有していた情報について、本人からの求めを受けてダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合等
- 個人情報保護委員会への報告義務がある、重大な漏えい等が発生した場合
 - クレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合
 - 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
- 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
 - ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求め意思表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合
 - 個人情報取扱事業者が、退職した社員の情報を現在も自社の社員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、本人が利用停止等を請求する場合

まとめ 事業者が守るべき4つのルール

- 1 取得・利用**

利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報取得の際に速やかに本人に通知又は公表する。
- 2 保管・管理**

漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
従業員・委託先にも安全管理を徹底する。（持ち運ぶ場合も要注意）
- 3 第三者提供**

第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。
- 4 開示請求等への対応**

本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
苦情等に適切・迅速に対応する。

参考1 罰則・匿名加工情報・仮名加工情報・個人関連情報

■ 罰則について

- 事業者の法遵守の状況は、個人情報保護委員会が監視・監督します。
- 必要に応じて、報告を求めたり立入検査を行い、実態に応じて指導・助言、勧告、命令を行います。
- 罰則

命令に違反	1年以下の懲役又は100万円（法人は1億円）以下の罰金
虚偽の報告等	50万円以下の罰金
従業員が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・濫用	1年以下の懲役又は50万円（法人は1億円）以下の罰金

■ 「匿名加工情報」について

- 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したもので、当該個人情報を復元できないようにした情報です。
- 個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進することを目的に創設されたもので、匿名加工情報を第三者に提供する場合、本人の同意は不要とされています。

■ 「仮名加工情報」について

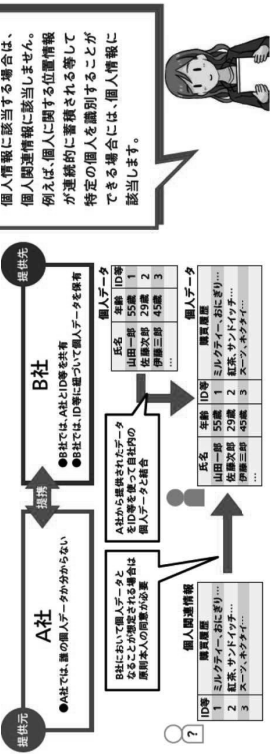
- 仮名加工情報とは、他の情報と照合しないうり特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報です。
- 事業者内部における分析に限定すること等を条件に、利用目的の変更の制限や漏えい等の報告、開示・利用の停止等の請求への対応義務を緩和し、様々な分析に活用できるようにするものです。

※「匿名加工情報」と「仮名加工情報」は加工方法や取扱いルールが異なります。詳しくは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報・匿名加工情報編）をご参照ください。

「個人関連情報」について

- 個人関連情報とは、生存する個人に関する情報で、個人情報、仮加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものです。

(例:Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴、ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴、ある個人の位置情報)



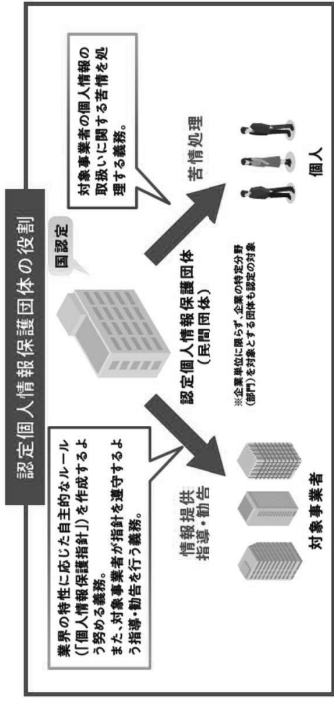
- 個人関連情報を第三者に提供する場合、提供先において個人データとして取得することが想定されるときは、提供元は第三者提供に関して本人同意が得られていることの確認をすることが義務付けられています。

※本人同意を得るのは、基本的に提供先です。

参考2 認定個人情報保護団体

「認定個人情報保護団体」について

- 事業者の個人情報の適切な取扱いの確保を目的として、国の認定を受けた民間団体です。
- 対象事業者への情報提供、個人情報に関する苦情の処理等を行います。



※認定個人情報保護団体の一覧は、個人情報保護委員会HPをご参照ください。
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/nintel/list/>

参考3 個人情報保護法相談ダイヤル等

個人情報取扱いに関する疑問・質問は、個人情報保護委員会へご相談を！

PPC質問チャット
 個人情報保護法に関する質問に回答する
 24時間チャットボットサービス
<https://2020chat.ppc.go.jp/>

個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問や、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあせせんを行う、相談ダイヤル

03-6457-9849
 受付時間 9:30~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

PPCビジネスサポートデスク（要予約）

事業者における個人情報保護のため、適正・効果的な活用・啓発の一環として新技術を用いた新たなビジネスモデルなど、個人情報保護法の留意事項等に関する相談受付

03-6457-9771
 受付時間 9:30~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

個人情報保護委員会

検索

巻末資料 中小企業向け基本の10のチェックリスト

分類	No.	チェック項目	ポイント	関連ページ
取得・利用	<input type="checkbox"/> 1	取り扱っている個人情報について、利用目的を決めていますか？	目的は具体的に。 ○ 新商品の二葉内の送付のため」 × 「当社の事業のため」	P3
	<input type="checkbox"/> 2	その利用目的は、本人に通知するか公表していますか？	取得の状況から利用目的が明らかなら通知・公表は不要。	P3
	<input type="checkbox"/> 3	(組織的安全管理措置) 個人情報の取扱いのルールや責任者を決めていませんか？	個人情報の保管場所や選えい等発生時の社内の報告先は決まっていますか？	P4-6
	<input type="checkbox"/> 4	(人的安全管理措置・従業員監督) 個人情報の取扱いについて従業員に教育を行っていますか？	個人情報の保管場所等のルールは周知できていますか？	P4-6
	<input type="checkbox"/> 5	(物理的安全管理措置) 個人情報が含まれる書類や電子媒体について、誰でも見られる場所・盗まれやすい場所に放置していませんか？	不要になった情報は適切に廃棄・削除することも大切。	P4-6
保管・管理	<input type="checkbox"/> 6	(技術的安全管理措置) パソコン等で個人情報を取り扱う場合、セキュリティ対策ソフトウェア等インストールして最新の状態にしていますか？	ログイン時にパスワードを要求したり、ファイルにパスワードをかけることも大切。	P4-6
	<input type="checkbox"/> 7	個人情報の取扱いを委託する場合、契約を締結する等、委託先に適切な管理を求めていますか？	委託先にも安全管理を徹底してもらうということ。	P4-6
	<input type="checkbox"/> 8	本人以外に個人情報を提供する場合、本人に同意をとっていますか？	法令に基づく場合(警察や裁判所からの照会等)や、委託に伴う提供には同意不要。	P7-8
第三者提供	<input type="checkbox"/> 9	本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る際、相手方へ提供年月日等について記録を残していますか？	法令に基づく場合(警察や裁判所からの照会等)や、委託に伴う提供には記録不要。	P7-8
開示 請求等	<input type="checkbox"/> 10	本人から自分の個人情報を見せてほしいと書かれたり、訂正してほしいと書かれた際には、対応していますか？	開示等の請求に対応する人は決まっていますか？	P9-10

※このチェックリストは、主に中小企業を対象に、個人情報保護法を遵守できているかどうかを確認する際の参考に作成したもので、これ以外にも留意すべき事項があります。個人情報保護法の詳細は、本シンポジウムレジュメの関連ページや、個人情報保護委員会のHP等をご参照ください。

はじめの個人情報保護法 14



● 本資料は、令和4年4月時点での個人情報保護法等の概要をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。

● より詳細な内容については、個人情報保護委員会のHP等をご参照ください。

- 個人情報保護委員会ホームページ <https://www.ppc.go.jp/>
- 中小企業サポートページ(個人情報保護法) <https://www.ppc.go.jp/purpose/SMEs/>
- 法令・ガイドライン等 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

2022年4月発行

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

令和2年10月

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>(※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く)</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
1. 策定期	平成29年3月	平成30年6月	平成19年 (平成30年3月改訂)	令和元年5月	令和2年10月	
2. 誰の(意思決定)支援か	障害者	認知症の人 <small>(※認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。)</small>	人生の最終段階を迎えた人	医療に係る意思決定が困難な人	成年被後見人等	
3. ガイドラインの趣旨(意思決定支援等の担い手を含む)	意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資すること	認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方(理念)や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの	人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すもの	本人の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう、Cガイドラインの考え方も踏まえ、医療機関としての対応を示すとともに、医療に係る意思決定の場面で、成年後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの	成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができよう、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、成年後見人等に求められている役割の具体的なイメージ(通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと)を示すもの	各ガイドラインの趣旨は様々であるが、いずれのガイドラインにおいても、本人への支援は、本人の意思(自己決定)の尊重に基づいて行う旨が基本的な考え方として掲げられている

<p>4. ガイドラインが対象とする主な場面</p>	<p>A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン</p>	<p>B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン</p>	<p>C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン</p>	<p>D 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (※身寄りがいない場合の医療機関等に対応等に係る部分を除く)</p>	<p>E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン</p>	<p>主な共通点・相違点等</p>
	<p>①日常生活における場面 ・食事・衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等の基本的な生活習慣に関する場面 ②社会生活における場面 ・自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいる場を移す等の場面</p>	<p>①日常生活における場面 ・例えば、食事・入浴・被服の好み、外出、排せつ、整容などの基本的な生活習慣や、日常提供されたプログラムへの参加を決める場合等 ②社会生活における場面 ・自宅からグループホームや施設等に住まいる場を移動する場合や、1人暮らしを選ぶか、どのようなケアサービスを選ぶか、自己の財産を処分する等</p>	<p>人生の最終段階における医療・ケアの場面 ・「人生の最終段階」には、がん末期のように予後が長くても2～3か月と予測できる場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返して予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月～数年で死を迎える場合がある ・どのような状態が「人生の最終段階」かは、本人の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断による</p>	<p>医療に係る意思決定の場面 (※主に、本人の意思決定が困難な場について記述)</p>	<p>本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面 ・例：①施設入所契約など本人の居所に関する重要な決定、②自宅や高額の資産の売却等、法的に重要な決定、③特定の親族に対する贈与・経済的援助など、直接的には本人のためとはいえない難しい支出をする場合等</p>	<p>A・Bのガイドラインは主に日常的な場面を、C・Dのガイドラインは、より非日常的な場面を対象とするイメージ</p>
<p>5. 意思決定支援のプロセス等</p>	<p>可能な限り本人が自ら意思決定できるように、以下の枠組みで支援する。 ①意思決定支援責任者の配置 ②意思決定支援会議の開催 ③意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成 ④サービスの提供 ⑤モニタリングと評価・見直し</p>	<p>本人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すために以下のプロセスで支援する。 ①人的・物的環境の整備(本人と支援者との関係性や意思決定支援の場所・時間等への配慮等) ②意思形成支援(適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援)、意思表示支援(意思を適切に表明・表出することへの支援)、意思実現支援(本人の意思を生活に反映することへの支援)。各プロセスで困難・疑問が生じた場合、チーム会議も併用・活用</p>	<p>本人意思が確認できる場合、次の手順によるものとする。 ①医療従事者からの適切な情報提供と説明 ②本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い ③時間の経過や心身の状態の変化等に応じて本人の意思は変化しうるため、家族等も含めて繰り返し話し合うことが必要</p>	<p>本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定ができるように以下の活動を行う。 ①支援チームの編成、本人への趣旨説明とミーティングの準備等 ②本人を交えたミーティングの開催 ③本人の意思決定に沿った支援を展開</p>	<p>本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定ができるように以下の活動を行う。 ①支援チームの編成、本人への趣旨説明とミーティングの準備等 ②本人を交えたミーティングの開催 ③本人の意思決定に沿った支援を展開</p>	<p>各ガイドラインにおける意思決定支援の要素・プロセスは様々であるが、本人が意思決定の主体であり、支援を行う前提としての環境整備、チーム支援、適切な情報提供等の要素は共通</p>

<p>6. (代理) 代行決定 (※)について</p> <p>※本人による意思決定が困難な場合に、第三者が本人に代わって意思決定を行うこと</p>	<p>A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン</p>	<p>B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン</p>	<p>C 人生の最終段階における医療・ケアの決定に関するガイドライン</p>	<p>D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く)</p>	<p>E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン</p>	<p>主な共通点・相違点等</p>
<p>①本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合、本人をよく知る関係者が集まって、権限を明確にしながら本人の意思・選好を推定</p> <p>②本人の意思確認がどうしても困難な場合、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断</p>	<p>(※本人の意思決定能力に欠ける場合の代理代行決定はガイドラインの対象外)</p> <p>(※なお、本人の意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される(「重大」か否かは、明確な不利益性・回復困難な重大性・発生の蓋然性の観点から判断))</p>	<p>本人の意思が確認できない場合、次の手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断(いずれの場合も、本人にとって最善の方針をとることを基本とする)</p> <p>①家族等が本人の意思を推定できる場合、その推定意思を尊重</p> <p>②家族等が本人の意思を推定できない場合、本人にとって何が最善であるか家族等と十分話し合う</p> <p>③家族等がいらない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合も、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする</p>	<p>本人の意思が確認できない場合、次の手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断(いずれの場合も、本人にとって最善の方針をとることを基本とする)</p> <p>①家族等が本人の意思を推定できる場合、その推定意思を尊重</p> <p>②家族等が本人の意思を推定できない場合、本人にとって何が最善であるか家族等と十分話し合う</p> <p>③家族等がいらない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合も、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする</p>	<p>①意思決定支援を尽くしても意思決定・意思確認がどうしても困難な場合、意思推定に基づく代行決定を行う</p> <p>②意思推定すら困難な場合や、本人の表明意思・推定意思を実現することができない重大な影響が生ずる場合等には、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う</p>	<p>・Bのガイドラインでは、「いわゆる代理代行決定のルールを示すものではない」旨明記</p> <p>・その他のガイドラインでは、本人意思が確認できない場合等における、本人意思を推定するプロセスや、最終手段として、本人にとっての最善の利益の観点からなされる代行決定等のプロセスについても記述</p>	<p>・後見人等について、A・Bのガイドラインでは主にして他の関係者とともに意思決定支援のプロセスに参与することが求められているのに対し、Dのガイドラインでは医療等の場面で後見人等に期待される役割・行為が個別具体的に記載</p> <p>・Eのガイドラインは、主として後見人等向けに策定されるものであり、意思決定支援場面、代行決定場面それぞれの関わり方を詳細に記載</p>
<p>7. (意思決定支援等における) 成年後見人等の役割・関与の在り方</p>	<p>①サービス提供者とは別の第三者として意見を述べ、多様な視点からの意思決定支援を進める</p> <p>②意思決定支援の結果と成年後見人等が担う身上配慮義務に基づく方針が齟齬しないよう、意思決定支援のプロセスに参加</p>	<p>意思決定支援に当たり、本人の意思を踏まえて、家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者とともにチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う</p>	<p>①契約の締結等(受診機会の確保・医療費の支払)</p> <p>②身上保護(適切な医療サービス確保)</p> <p>③本人意思の尊重(本人が意思決定しやすい場の設定、チームの一員として意思決定の場に参加するなど)</p> <p>(※成年後見人等の権限には、いわゆる医療同意権が含まれないことを明記)</p>	<p>①ミーティング主催者とともに、チームのメンバー選定・開催方法等も含めて、主体性を持って関与</p> <p>②本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるように、本人のペースに合わせた進捗を主催者・参加者に促す</p>	<p>①ミーティング主催者とともに、チームのメンバー選定・開催方法等も含めて、主体性を持って関与</p> <p>②本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるように、本人のペースに合わせた進捗を主催者・参加者に促す</p>	<p>・後見人等について、A・Bのガイドラインでは主にして他の関係者とともに意思決定支援のプロセスに参与することが求められているのに対し、Dのガイドラインでは医療等の場面で後見人等に期待される役割・行為が個別具体的に記載</p> <p>・Eのガイドラインは、主として後見人等向けに策定されるものであり、意思決定支援場面、代行決定場面それぞれの関わり方を詳細に記載</p>



意思決定支援の基本的考え方

～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

この研修資料の使い方

- この研修資料は、「意思決定支援」に共通する基本的な考え方や実践方法について知り、本人と本人の人生「LIFE(生活、人生、生命)」とのかかわりに活かしていくことを目的として作成しました。
-
- この研修の対象者は、このような本人と本人の人生「LIFE(生活、人生、生命)」にかかわるすべての人を対象としています。
-
- 「私の人生を私として生きる。」
だれもが「私の人生の主人公は、私」です。
-
- それはかかわる人の理解があってこそ実現できるものと考えられます。



もくじ

はじめに

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

2 意思決定支援のポイント

3 実践と原則

さいごに



はじめに

私の体験をふりかえろうー誰もが当事者ー

1

あなたの人生を振り返ってみましょう。
特に印象に残った「決定・選択」にはどんなものがありましたか？

2

そのとき、あなたはどんな風に「決定・選択」しましたか？
誰かに相談しましたか？何かに背中を押されましたか？決めることに悩んだとしたら、それはどうしてですか？

3

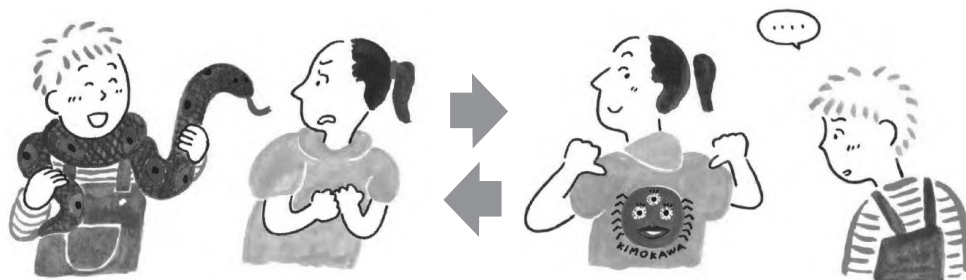
もしもそのとき、あなたの周りのすべての人が、あなたの「決定・選択」を無視して、反対の方向に強引に進めたとしたら、どのようなことが起き、あなたはどのような気持ちになるでしょうか。



1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

“私(本人)”の視点から考える

時に、あなたにとって重要なことが、私にとって重要ではないことがあります。また、その逆もあります。



意思決定支援では、支援する側の視点ではなく、“私(本人)”の視点に立ちます。

05

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

チームで支える、一緒に支える

だれもが意思決定をする当事者であり、同時に本人にかかわる人です。一人で生きている人はいません。支えられながら、誰かを支えています。その全ての人がお互いに支え合いながら「私の人生の主人公は私」という人生を生きています。チームで支える、一緒に支えるという意識で取り組みましょう。



06

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

知っておきたい4つのこと

①

「意思決定支援」では、すべての人には意思があるという前提に立って、本人が自分で自分のことを決めるにあたり、一人ひとりに合わせた支援をおこなうことを大切にします。

②

障害者権利条約には、“私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us) というメッセージがあります。その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか。

③

「私の人生を私として生きる」希望どおりといかずとも、いろいろな間違いや不自由もあるけれど、自ら選択し、自分の生活・暮らしを生きていると感じられるでしょうか。

④

それぞれの環境や状況に応じて、必要な配慮や支援を受ける機会が保障され、本人の意思が尊重される社会、本人の尊厳が確保される社会の実現が望まれます。

07

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

いつでもどこでも

日常生活でも



着る物を選ぶ



買い物をする

重要な場面や人生の岐路でも



住む場所を変える



医療サービスを選ぶ

- 食べ物、洋服を選ぶ
- 買い物をする ●学び、働く
- 行きたい場所を決める、移動の方法を選ぶ
- どういふスタイルで過ごすか
(だったら、てきばき、スケジュールを決めて?そのときの気分で?)

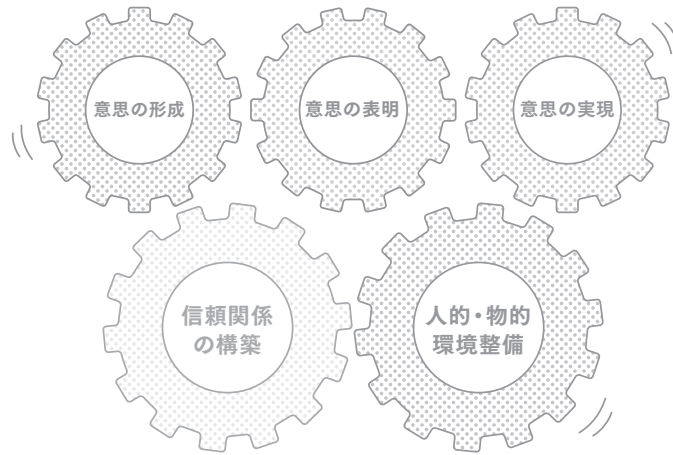
- 暮らし方(誰と?一人で?ずっと同じ場所?場所を変えながら?)
- お金のこと(管理の方法、誰かにサポートしてもらう?)
- 介護サービス、障害福祉サービスを選ぶ
- 医療サービスを選ぶ

生活、人生は意思決定の連続です。だれもが、何かを選んだり、選ばなかったり、迷って決められなかったり、選ぶのに失敗したり、上手くいったりをくり返しながら、生活しています。

08

2 意思決定支援のポイント

プロセス：たくさんの歯車をかみあわせる



本人には「意思」があり、決める力があるという前提に立ち、かかわりのなかで、その意思を尊重して支えていく。

09

2 意思決定支援のポイント

信頼関係の構築

本人のこと、特性、適切な
コミュニケーションの取り方を
よく知ることが大切です。

- 1 本人を知ること（好き、嫌い、大切に思うこと、得意、苦手なこと等）

- 2 本人を知るための関係づくりやコミュニケーションの取り方を知ること



10

2 意思決定支援のポイント

人的・物的環境整備

- ① 周囲の人の態度や関係によって、本人の意思決定は影響を受けます。

本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度、本人との間の信頼関係、関係性への心配りが必要となります。否定しないで聞く、という姿勢が大切です。「ただ、そばにいる」という支援もあります。



- ② 物理的環境や時間帯によっても、本人の意思決定は影響を受けます。

なるべく本人が慣れた場所で、本人が一番力を発揮できる時間帯で意思決定支援を行うことが望まれます。



11

2 意思決定支援のポイント

意思形成支援：ケバブは知らなきゃ食べられない

適切な情報、環境、認識の下で、意思が形成されることを支援します。

「なんて書いてあるの？」
メニューから注文しようとしても、メニューが読めなければ選べない。

「ケバブってなに？」
メニューが読めたとしても食べたことがない料理を選ぶことは難しい。

考えを邪魔するような働きかけがあると決めることは難しい。



意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となります。

12

2 意思決定支援のポイント

意思表示支援

形成された意思を適切に表明・表出することを支援します。

「早く決めて!」「前に決めたことと違う!」など、支援者が決断を迫る態度で接したり、本人の以前の発言の責任を問う態度で接すると心からの希望を表現・表明しにくい。

本人の表明した意思に疑問や迷いがあるときは、意思形成プロセスを振り返り、再度確認する。

「選んだ理由を聞いてもいい?」言葉で表現されていることは別の「本当の思い」があることもある。

時間の経過で意思は変わることもある。また重要な決定は、再度確認することも必要である。



心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となります。

2 意思決定支援のポイント

意思実現支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

「あなたには無理じゃない?」本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、意思形成、意思表明の意欲は弱まる。

「食べたい」「自分でつくりたい」意思実現のプロセスにおいても本人がその能力を最大限に活用して参加することが本人の力となる。

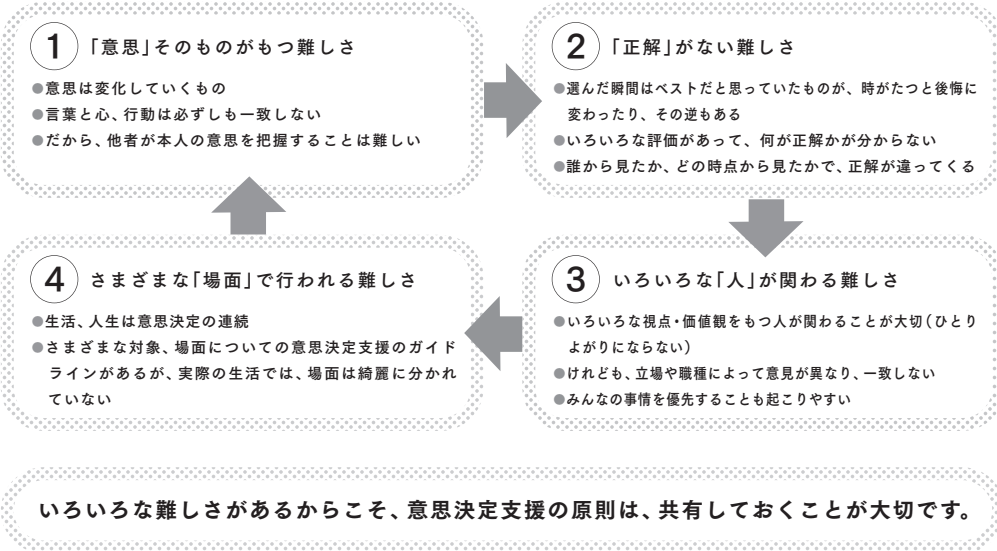
本人の意思と本人以外の人の意思が相反してしまい、本人の意思だけを尊重できない場合でも、だれかが我慢するのではなく、みんなの意思が尊重される選択肢はないか諦めずに考えることが大切。



本人とともに意思の実現を目指して取り組むことが、(本人やチームの)経験の豊かさにもつながります。

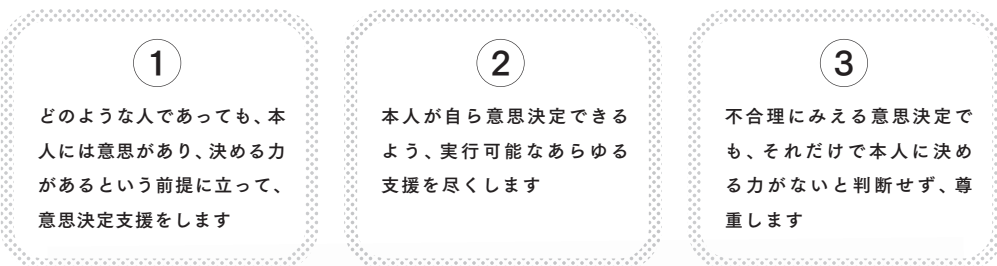
3 実践と原則

大切なのに、難しい。それはなぜ？



3 実践と原則

意思決定支援の原則

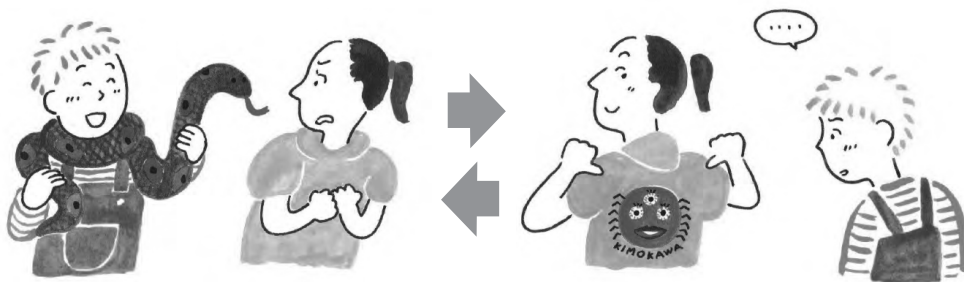


まとめ

- ① 意思決定支援は、本人とかかわる人たちの共通となる姿勢と行動、プロセス
 - だれもが当事者本人であり、同時に本人にかかわる人でもあります。
 - 「私の人生を私として生きる」だれでも私の人生の主人公は私です。
 - 意思決定の結果にとらわれず、本人にとっても納得感があるプロセスを踏むことが大事です。
- ② 実行することの難しさも共有し、本人とかかわる人たちで試行錯誤する
 - 意思決定支援を学び、ひとりよがりにならないよう、いろいろな視点や価値観を持つ人たちと共に考えます。
 - 時間の制約やできることに限りがあることも意識しながら、みんなで互いに支え合い、意思決定支援をおこないます。その時うまくいかなかったとしても、あきらめないことが肝心です。
 - 本人を支えている人も、困った時、迷った時、上手くいかない時には、本人にかかわる他の人たちに、「助けて」と、声をあげていきましょう。
- ③ キーパーソンは常に本人である
 - 関わる人たちは、悩んだら本人の希望や気持ちに立ち返ります。
 - “私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us) その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか？



時に、あなたにとって重要なことが、私にとって重要ではないことがあります。



だれもが
「私の人生の主人公は私」

目次

第1	はじめに	
1	ガイドライン策定の背景	1
2	ガイドラインの趣旨・目的等	2
第2	基本的な考え方	
1	本ガイドラインにおける意思決定支援の定義	2
2	本ガイドラインにおける意思決定能力の定義	3
3	本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則	3
	(1) 意思決定支援の基本原則	3
	(2) 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則	3
4	後見人等として意思決定支援を行う局面	4
第3	意思決定支援における後見人等の役割	
1	関連する基本原則の確認	5
2	意思決定支援のための環境整備（事前準備）	5
	(1) 環境整備の必要性・目的	5
	① 本人のエンパワーメント	5
	② 支援者側の共通認識・基本的姿勢	5
	(2) 環境整備の手順、環境整備に対する後見人等の関与の仕方・役割	6
	(3) 本人と後見人等の信頼関係の構築	6
3	後見人等の関与する意思決定支援の具体的なプロセス（個別課題が生じた後の対応）	7
	(1) 本人にとって重大な影響を与えるような意思決定について	7
	(2) 支援チームの編成と支援環境の調整	7
	① 支援チームの編成	7
	② 支援環境の調整・開催方法等の検討	8
	(3) 本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備	10
	(4) ミーティングの招集	10
	(5) 本人を交えたミーティング	10
	① 進行方法の工夫	10
	② 意思形成支援におけるポイント	11
	③ 意思表明支援におけるポイント	12
	(6) 意思が表明された場合	12
	(7) アセスメントシートへの記録	13

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

2020年（令和2年）10月30日

意思決定支援ワーキング・グループ

第4	意思決定や意思確認が困難とみられる局面における後見人等の役割	
1	関連する基本原則の確認	13
2	意思決定や意思確認が困難とみられる局面とは	13
3	意思決定能力アセスメントの方法	13
(1)	意思決定能力アセスメント	13
(2)	アセスメントシートへの記録	14
4	本人の意思推定(意思と選好に基づく最善の解釈) アプローチ	14
(1)	基本的な考え方	14
(2)	検討結果に基づく後見人等としての行動原則	15
(3)	アセスメントシートへの記録	15
第5	本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面における後見人等の役割	
1	関連する基本原則の確認	16
2	本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合等	16
(1)	基本的な考え方	16
(2)	検討方法	16
(3)	検討結果に基づく後見人等としての行動原則	17
(4)	アセスメントシートへの記録	17
第6	本人にとっての最善の利益に基づく代行決定	
1	関連する基本原則の確認	17
2	本ガイドラインにおける「最善の利益」に基づく代行決定	18
3	本人にとっての「最善」を検討するための方法	18
(1)	最後の手段としての位置付け	18
(2)	本人にとっての最善の利益を検討するための前提条件	18
(3)	本人にとっての最善の利益を検討する際の協議事項	19
4	検討結果に基づく後見人等としての行動原則	20
5	アセスメントシートへの記録	21

第1 はじめに

1 ガイドライン策定の背景

2017年(平成29年)3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)では、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めることが目標とされ、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討が進められるべきであるとされている。

このような背景には、2000年(平成12年)の成年後見制度発足以来、財産保全の観点のみが重視され、本人の意思尊重の視点が十分でないなどの課題が指摘されてきたことがある。そのため、今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることがある。

民法858条、876条の5第1項、876条の10第1項においても、後見人等が本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮することが求められている。しかし、実務においては、本人の判断能力が低下していることを理由に、本人の意思や希望への配慮や支援者等との接触のないまま後見人等自身の価値観に基づき権限を行使するなどといった反省すべき実例があったことは否定できない。

後見人等を含め、本人に関わる支援者らが常に、「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するためには、意思決定支援についての共通理解が必要である。そこで、意思決定支援を踏まえた後見事務についての理解が深まるよう、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート及び日本社会福祉士会により構成される意思決定支援ワーキング・グループにおいて検討を重ね、成年後見制度の利用者の立場にある団体からのヒアリング等の結果を踏まえつつ、本ガイドラインを策定した。

本ガイドラインに記載されていることが意思決定支援の全てではないことは言うまでもなく、意思決定支援については他にも多数のガイドラインやテキストが存在するもの、本ガイドラインが、専門職後見人、親族後見人、市民後見人等のいずれにとっても、本人の意思決定支援を踏まえた後見事務を行う上で参考にされ、活用されることを期待するものであり、そのためには、今後、関係各団体等において、それぞれの後見人等の属性に合わせた普及・啓発方法が展開されることが望ましい。

また、本ガイドラインは意思決定支援を踏まえた後見事務の実現に向けた一つ

¹ 典型的には、本人が在宅での地域生活を希望しているのに十分な検討をせずに施設等の利用を支援者らが選択し、本人の保護という名目の下、本人に期待をしてもう例などが挙げられる。

本ガイドラインにおける意思決定支援は、後見人等による「代行決定」とは明確に区別される。すなわち、①意思決定支援が尽くされても本人による意思決定や意思確認が困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとつて見過ごすことのできない重大な影響を生ずる可能性が高い場合のいずれかにおいて、最後の手段として、後見人等が法定代理権に基づき本人に代わって行う決定（代行決定）とは区別されるものである。

2 本ガイドラインにおける意思決定能力の定義

意思決定能力とは、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力であるが、意思決定を行う場面では通常次の4つの要素が必要と考えられる。

- (1) 意思決定に必要な情報を理解すること（情報の理解）
- (2) 意思決定に必要な情報を記憶として保持すること（記憶保持）
- (3) 意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えることができること（比較検討）
- (4) 自分の意思決定を口頭又は手話その他の手段を用いて表現すること（意思の表現）

3 本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

(1) 意思決定支援の基本原則

- 第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。
- 第2 本人が自ら意思決定できよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

(2) 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

- 第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする⁷。

⁷ 意思決定支援が尽くされた結果、自宅をリフォームした上で在宅での生活を継続する旨の本人意思が示されたのであれば、後見人等としては、身上保護活動の一環として、自宅のリフォームのための契約締結など必要な後見事務を適切に行うことが求められる。
⁸ 意思決定能力は法律で定められた概念ではなく、意思能力や行為能力とは異なるものである。本ガイドラインでは、意思決定能力は、あるか否かという二者択一的なものではなく、支援の有無や程度によって変動するものであるという考え方を採用している。
⁹ 成年後見人等の権限の広さや本人の生活に与える影響の大きさに鑑み、意思決定支援のプロセスを踏まえない

の出発点にすぎず、完成形ではない。認知症や精神障害、知的障害、発達障害等の内容や程度には個人差があるが、適切な意思決定支援は本人の権利擁護につながるものであることからすれば、今後、専門職団体における本ガイドラインに基づく意思決定支援の経験の蓄積を経て、本人の属性や特性に応じた更なる深化・発展が期待されるところである。

2 ガイドラインの趣旨・目的等

本ガイドラインは、専門職後見人（以下「後見人等」という。）に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務、保佐事務、補助事務を適切に行うことができよう。また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考²となるよう、後見人等に求められている役割の具体的なイメージ（通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと）を示すものである³。

なお、本ガイドラインには、意思決定支援及び代行決定の場面で使用できるアセスメントシートを5種類添付している（様式1～5）。後見人等がそれぞれのプロセスごとにアセスメントシートへの記録を行うことで、意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に実践できているかを省みることができると考えられる⁴。

第2 基本的な考え方

1 本ガイドラインにおける意思決定支援の定義

意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づき意思決定をするための活動をいう。

本ガイドラインにおける意思決定支援は、本人の意思決定をプロセスとして支援するものであり、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）と、本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）を中心とする（なお、形成・表明された意思をどのように実現するかという意思実現支援は、本ガイドラインという意思決定支援には直接には含まれないが、後見人等による身上保護の一環として実践されることが期待される。）⁵。

² 後述のとおり、本ガイドラインはチームによる意思決定支援を前提とするものである。そのため、チーム形成やチームの連携に向けて中核機関がサポートを行う際や、中核機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等と後見人等を含めたチームが連携する際の参考として活用されることと期待される。

³ 後見監督人は直接、意思決定支援に関与する者ではないが、意思決定支援を踏まえた後見事務を監督する立場にあることからすれば、後見監督人においても意思決定支援について理解をしておくことが望ましい。

⁴ 既に実践において活用されている他のアセスメントシート等を使用することで問題ない。

⁵ 意思実現支援としては、例えば、生活の本拠について検討する場面において、本ガイドラインのプロセスに沿

第5 ①本人の意思推定が困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・嗜好を最大限尊重した、本人にとつての最善の利益に基づき方針を採らなければならない。

第6 本人にとつての最善の利益に基づき代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場合では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

4 後見人等として意思決定支援を行う局面

後見人等による意思決定支援は、飽くまで後見事務の一環として行われるものである以上、後見人等が直接関与して意思決定支援を行うことが求められる場合は、原則として、本人にとつて重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面⁹⁾に限られる。

本人の特性を踏まえ、ケース・バイ・ケースで判断する必要があるが、一般的な例としては、①施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合、②自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合、③特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとは言えない支出をする場合などが挙げられる。

ただし、それ以外の局面における意思決定支援に関しても、後見人等として、後記第3の2(2)に記載した関与が求められる¹⁰⁾。

安易な推定に基づく法定代理権の行使・不行使を戒めるという趣旨から、本ガイドラインでは、意思推定を代行決定と捉え、適用を防止するための慎重な検討を求めるという立場を採用している。
⁹⁾ 一般的には日常的と評価される行為でも、本人にとつては日常的とは言えない場合もあり得る。そのような場面では、本人にとつての重要性に鑑みて、後見人等がその意思決定支援に関与することが求められると考えられることから(例えば、これまで携帯電話やスマートフォンを所有していなかった本人が初めてこれらを購入することになったため、機種や料金プランを選択する場合など)、本ガイドラインでは、「本人にとつての影響の大小」を基準としている。
¹⁰⁾ 「成人した本人の人生開明(ライフサイクリクル、ライフステージ)」においては本人にとつていくつかの重大な意思決定を求められる場面が考えられる(就職、転居、転職、サービスの契約と利用、入院、施設入所、相続等)。これらの問題は、本人からの相談や家族や支援者からの情報提供だけではなく、後見人等が本人の生活状態を確認することからも発見される。

¹¹⁾ 後見人等は医療行為に関する同意権は有していないが、医療の局面における後見人等の関与の在り方については、厚生労働省2018年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「地域医療基盤調査推進研究事業(「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(2019年5月))を参照されたい。

第3 意思決定支援における後見人等の役割

*本項に対応するアセスメントシート：様式1

1 関連する基本原則の確認

- 第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。
- 第2 本人が自ら意思決定できよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

2 意思決定支援のための環境整備(事前準備)

(1) 環境整備の必要性・目的

後見人等が直接関わる意思決定支援の事務としては、本人に重大な影響を与える法律行為及びそれに付随する事実行為が主である。

しかしながら、そのような課題が生じてからいきなり意思決定支援をしようとしても容易ではなく、日頃から日常的な事柄について、本人が自ら意思決定をすることができようような支援がされ、そのような意思決定をした経験が蓄積されるといふ環境が整備されている必要がある。

① 本人のエンパワメント

特に、本人が自信を持って意思決定を行うことができるためには、本人の自尊心や達成感が日頃から満たされていることが重要である。

したがって、日常的に、本人が自ら意思決定を行う機会に接し、成功・失敗に至る過程を経ながら、「自らの意思決定が他者に尊重された」という経験を本人が得られるよう、後見人等も含めた本人に関わる支援者らが協力して支援をする(エンパワメント)環境が整備されることが求められる¹¹⁾。

② 支援者側の共通認識・基本的姿勢

本人の意思決定に向けた支援は、これを支援する者の態度や本人との信頼関係、立ち会う人との関係性や環境による影響を受ける。また、意思決定支援をする支援者側の共通理解が乏しい場合、本人の意思決定や意思表示を引き出す支援が十分に行われなかったり、本人の意思を都合よく解釈した事実上の代行決定が行われたりするおそれもある。さらに、職業倫理や価値観の

¹¹⁾ 従前、本人が自ら意思決定をしたという経験の少ない人については、日常生活において何を食べるか、今日何を着るかなどの身近な決定を支援者らの支援によって繰り返すことにより、自身の意思を尊重される体験を積み重ねていき、自信を持って意思を表明することができるようになる。

¹²⁾ 本人がエンパワメントを受けて変化した結果、支援者らがそのような本人の姿に感化され、支援活動に一層前向きになることもある。

情報収集、生活歴の把握等を通じて積極的にコミュニケーションを図ることにより、本人が安心して自分の意思を伝えることができ、後見人等とともに意思決定支援のプロセスに参加することに意欲を持つことができような信頼関係を構築しておくことも重要と考えられる。後見人等が本人にとってどのような存在であるのかを本人自身に正しく認識してもらうことにより、本人としても安心して支援を受けることができるようになるはずである。

3 後見人等の関与する意思決定支援の具体的なプロセス（個別課題が生じた後の対応）

(1) 本人にとつて重大な影響を与えるような意思決定について

本人にとつて重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随する事実行為に関して意思決定を行う場面において、後見人等に求められるのは、本人の意思決定のプロセスを丁寧に踏むという意識及びそのプロセスに積極的に関わることである。具体的には、後見人等は、基本的に以下の場面で一定の重要な役割を担うことになる。

- ① 支援チームの編成と支援環境の調整
- ② 本人を交えたミーティング

もつとも、本人にとつて重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随する事実行為に関して意思決定を行う場合においても、本人の意思が明らかであり、支援者においても本人の意思に沿うことで異論がないような場合には、本ガイドラインのプロセスを必ずしも全て経る必要があるわけではない。

(2) 支援チームの編成と支援環境の調整

① 支援チームの編成

支援チームの編成は、本来は福祉関係者において責任を持って行うことが想定された事柄ではあるが、後見人等も、日頃から本人の意思決定支援のための環境整備がなされていることを前提に、ミーティング主催者とともに意思決定を支援するメンバーの選定に主体性を持って関わっていくことが望ましい。

一般的には、親族、介護支援専門員、相談支援専門員、施設長・施設ケアマネジャー等相談支援専門職・相談員、地域包括支援センター等行政機関の担当者、主治医・看護師・臨床心理士、医療ソーシャルワーカー・精神保健福祉士などが支援メンバー候補者であるが、これらの者に限るわけではなく、本人が希望する場合には、本人が信頼する友人やボランティア、当事者団体のメンバーなどが加わることもあり得る。第三者的な立場のメンバーが加わることで、支援者らが無意識のうちに自分達の価値観に基づきプロセスを進

進いから、本人と支援者間、支援者相互の対立を招くことも懸念される¹³⁾。したがって、意思決定支援を行うに際しては、後見人等を含めた本人に関わる各支援者が、本人の意思決定を尊重する基本的姿勢を身につけておく必要がある。そこで、本ガイドラインないし関連する他の意思決定支援ガイドライン¹⁴⁾をあらかじめ読み合わせしておく、又は研修等に参加するなど、意思決定支援を行うに当たったの共通認識を得ておくことも重要である。

(2) 環境整備の手順、環境整備に対する後見人等の関与の仕方・役割

後見人等が就任した時点では、既に本人は、親族や介護サービス、障害者福祉サービス事業者のスタッフや医療従事者等による支援を受けていることが多い（潜在的なチームの存在）。後見人等としては、本人が日常生活を送るに当たって、これらの支援者によって、本人の意思決定が適切に支援され、表明された意思が十分に尊重されているかどうかを把握しつつ、以下の点に留意して活動を進める必要がある。

＜留意するポイント＞

- ▶ 後見人等に就任した後、なるべく早期に本人や支援者らと接触すること¹⁵⁾
- ▶ 本人の状況や支援状況を把握し、支援者らの輪に参加すること
- ▶ 本人の意思が周囲の支援者らから十分に尊重されていないとみられる場合には、環境の改善を試みることに

特に専門職後見人の場合は、選任された時点では本人に関する情報量が親族や介護サービス事業者と比べて圧倒的に少ないことを自覚し、意識的に本人と話をしたり、本人のことを知ろうと努めることが重要である。

なお、意思決定を支援するチームが編成されていないような場合や、チームの編成を変更する必要があるような場合には、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター、発達障害者支援センターがチーム支援の起点となるよう、中核機関のサポートを受けながら働きかけを行うことが望ましい。

(3) 本人と後見人等の信頼関係の構築

後見人等としては、本人と定期的な面談、日常生活の観察や支援者らからの

¹³⁾ 他方で、それぞれの立場や考え方が異なることを認識し、多角的な視点から検討することによって本人の多面的な生活を支援することができるという認識を持つことが重要である。

¹⁴⁾ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（2017年3月）、厚生労働省医政局地域医療計画課「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（2018年3月）、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（2018年6月）、厚生労働省2018年度厚生労働行政推進調査事業費補助金地域医療基盤研究推進事業「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（2019年5月）。

¹⁵⁾ 本人との信頼関係が構築されていない段階では、本人から直接得られる情報は限定的になりがちであるため、親族等の周囲の支援者らからの情報収集に努めることが有益な場合も多い。

めることを防ぐという効果も期待される。本人の思いや意思が反映されやすいチームとすることを意識しつつ、課題に応じて適切なメンバーを選ぶことが重要である¹⁶⁾。

基本的には、本人との日常のコミュニケーションの方法をよく知る者、専門的見地から発言ができる者、その課題について本人に適切な選択肢を示すことができる者などがバランス良くメンバーに加わることが望ましい。メンバーには、本人の意思が明確に表明されない場合であっても本人の意思自体は存在するということを十分に理解し、その意思を汲もうとする姿勢が求められる。

一方で、当該事案において本人と利害が明らかに対立する者、本人の意思決定に不当な影響を与える可能性のある者の参加は好ましくなく、慎重な判断が求められる。

② 支援環境の調整・開催方法等の検討

本人を交えたミーティングに先立ち、支援チームのメンバー間において、ミーティングの趣旨やミーティングにおける留意点をお互いに理解するよううに努め、また本人にとってどのような形でミーティングを開催するのが適切であるかを、以下の点に留意して慎重に検討することが望ましい。

チームが機能しているような場合、後見人等は、コーディネーターとして振る舞う必要はなく、以下の留意事項も踏まえ、他の支援者らが本人の意思や特性を尊重しながら適切に準備を進めているのかをチェックし、問題がある場合には改善を促すという形での関与をしていくことが求められる¹⁷⁾。また、後見人等のみならず、他の支援者においても、意思決定支援が適切なプロセスをたどっているかについて、相互にチェックし合うような環境が整備できると更に望ましい。他方で、後見人等は、他の支援者らとは異なり、最終的な決定権限（法定代理権）を有しているが、自分の価値観が最終的な決定に影響しないよう、意思決定支援の準備につき他の支援者らの意向を尊重するという意識を持つことも重要である。

これに対し、チームがうまく機能していないような場合には、後見人等は、中核機関等からの支援を受けて他の支援者らに働きかけを行い、支援者らの意識の改善を図った上で検討を進めたり、チームの再編成を試みたり(上記2⑵参照)するなど、支援環境の調整段階から主体的に関与することが望ましい。

¹⁶⁾ 毎回、メンバー全員が形式的に集まる必要はない。

¹⁷⁾ 支援環境の調整段階で他の支援者らが中心となって検討を行うことも少なくなく、後見人等が必ずしも検討の場に常に同席を求められるとは限らない。

＜ミーティング開催に当たっての留意事項＞

- ▶ 本人は、いつ、どこで、どのような方法であれば安心して参加できるか。また、誰に意思決定支援のチームに参加してほしいか。

本人の特性・生活スタイルから避けた方がよい時間帯がないか、本人が一番安心して意思を表明できる場所はどこか、本人が安心して話をするができる支援者が誰かについて十分に配慮すべきである。

必ずしも「ケース検討会議」のような場がいっつも適切とは限らず、たとえば本人との少人数でのミーティングを行い本人の意思を十分に引き出した上で、本人意思の確認・共有のために支援メンバーが揃う場を設けるなど、段階的にミーティングを行っていくことが望ましいケースもあり得る。

- ▶ 本人は、どのようなコミュニケーションの方法を望んでいるか。また、本人の意思決定を支援するために必要な調整・コミュニケーション手段について意識されているか。

本人がミーティングにおいて適切に意思形成・表明ができるよう、本人が意思決定を行う場合の課題を整理し（関連する情報の理解・記憶・比較・表現等の各要素に留意して）、支援者らが本人の意思の形成を促し、引き出していくための手段を検討する¹⁸⁾。

また、本人が課題を理解し、自分なりの意思決定を行うためには、ミーティングの進行における工夫や本人の特性に合わせたコミュニケーションスキル（意思疎通の技術）が必要である。そのため、誰が進行役（ファシリテーター）を務め、本人との意思疎通を誰がどのように図り、本人が実質的にミーティングに参加できるようにどのように工夫するか等、支援チーム全体で予め検討しておくべきである。

- ▶ 意思決定支援に関するミーティングであることが参加者により理解されているかどうか。

ミーティングの呼びかけ方によっては、参加者が会議の趣旨について抱くイメージが変容してしまう危険性がある。支援者らの価値観に基づく結論が先ありき（いわゆる「落としどころ」を決めて臨む）での本人を説得するために集まる場では決してないことを予め留意事項として認識させることが重要である。

- ▶ ミーティングにおけるメンバーの役割やルールの役割が参加者により理解され

¹⁸⁾ 例えば、本人の状況によっては、支援メンバーの些細な言葉や態度に衝動に反応し、影響されることもあり得るため、何気ない感想やコメント（例えば「〇〇だと大変そうだね」という言葉で当該選択肢は避けるべきと考えてしまう）にも気を遣う必要があるかもしれない。また、質問の仕方によっては、本人へのプレッシャーにならなくてもあるかもしれない（例えば「どうして〇〇しないの？」「〇〇したいと聞かない？」など）。さらに、本人の意思疎通手段が限られている場合には、本人にとって最も意思が表出しやすいコミュニケーション手段が何かを考え、適切な通訳者の確保、タブレット端末、絵カード、写真等の準備等が必要になるかもしれない。

ているか。

ミーティングの参加者がすることは「本人の意見、考えを引き出す」こと、「支援者らの価値観を押し付けけない」ことであり、避けなければならぬことは参加者が望ましいと考えたことを押しつけたり、その方向に誘導・説得したりしないこと、本人の話を頭ごなしに否定・批判をしないことである。

なお、検討のための手段としては、支援チームのメンバーが直接会って事前の打合せをするほか、電話、メール、ファックス等で確認・意見交換するなど、支援チームの構成や従来の支援実績、対象となる課題、本人の状況等により、その方法は様々であってよい。

(3) 本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備

支援チームのメンバー、環境整備、開催方法を検討していく過程において、本人が信頼している意思決定支援のキーパーソンによって、本人にあらからじめミーティングの趣旨を説明しておくことが必要である。たとえば、支援メンバーの情報やミーティングの予定日時、場所のほか、自分で自分のことを決めていくことが大切であること、意思を決めていくためにメンバーがいるので安心力すること、本人の意思を尊重し、受け止めてくれるメンバーがいるので安心して意見を述べてよいことなどを丁寧に説明する。その際、本人としては、課題についての自分の思いを聞いてもらうことが会議に向けた心の準備になることもあるため、本人が何か課題について思いを伝えようとしている場合には、本人の話を耳を傾けることも重要である¹⁹⁾。

(4) ミーティングの招集

進行管理に責任を持つ者において、関係者を招集する。その際、必要な資料の準備も行う²⁰⁾。

(6) 本人を交えたミーティング

① 進行方法の工夫

ミーティングでは、主催者等（後見人等が兼ねることもある）は、事前の環境調整を踏まえて設定されたテーマ及びミーティングのルールに沿って

¹⁹⁾ この確認に当たっては、例えば、本人が「はい」等と了解するような言葉を述べていても、本人の表情や動作等を観察しながら本人の意思を確認することが望ましい場合もある。

²⁰⁾ 支援メンバーを通じて本人の思いを聞き出し、後見人等に伝えてもらうこともある。

²¹⁾ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（2017年3月）、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（2018年6月）等参照。

以下②・③の支援プロセスが展開されているかに注意しながら、会議を適切に進行する必要がある。ミーティングは必ずしも1回とは限らず、複数回開催したり²²⁾、本人の意思形成の状況によっては、その間に見学や体験を導入したりすることが有効な場合もある。

事前の環境調整で確認したことなどを踏まえ、本人の置かれている状況を、本人の特性を踏まえつつ分かりやすく説明するとともに、課題となる意思決定事項に関連する本人の意思や考えを引き出すことができるよう最大限努力する。

加えて、本人の意思や考えを踏まえつつ、現在の本人が採り得る選択肢を分かりやすく示す。選択肢については、それぞれのメリット・デメリットなどを説明する必要がある場合もあるが、その際には、殊更誘導や本人の選択を意図的に狭めるような説明、プレッシャーを与えないよう配慮する必要がある。説明方法は、言葉によるものに限らず、タブレット端末、パンフレット、写真、絵カード等の視覚的な資料を用いるなどの工夫も考えられる。

このような本人の意思形成支援を行った上で、他者の不当な影響が及ばない状態において、本人が自らの意思を表明できるよう支援する。適切なコミュニケーション手段の選択はもちろん、表明を直接受け取る支援者、場所、時間、雰囲気などにも配慮すべきである。

後見人等は、本人の権利擁護者として、本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進捗を主催者・参加者に促していくことが期待される。ただし、後見人等だけで一連の意思決定支援を全て提供できるものではないため、主催者、参加者と適宜役割分担をし、以下のポイントに留意しながら、チーム全体として意思決定支援のプロセスを展開できるようにすることが大切である。

② 意思形成支援におけるポイント

□ 支援者らの価値判断が先行していないか？

▶ 判断の前に本人の希望に着目し、できる限り「開かれた質問」²³⁾で尋ねる。

□ 本人の「理解」と支援者らの「理解」に相違はないか？

▶ 本人に説明してもらおう。同じ趣旨の質問を、時間を置いて、違う角度から行ってみる。

▶ 説明された内容を忘れてしまうことがあるため、その都度説明する。

²²⁾ 本人の反応や意見次第では、支援チームのメンバーや開催方法を再検討することも考えられる。

²³⁾ 「開かれた質問」とは、「はい」「いいえ」では答えられない自由な答えを求める質問のこと。「どうして?」「どんな点が?」など。

- ▶ 本人に体験してもらったことにより本人の理解を深める。
- 選択肢を提示する際の工夫ができていますか？
- ▶ 比較のポイント、重要なポイントを分かりやすく示す。
- ▶ 文字にする。図や表を使う。ホワイトボードなども活用する。
- 他者からの「不当な影響」はないか？

③ 意思表明支援におけるポイント

- 決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか？
- ▶ 時間をかけてコミュニケーションを取る。
- ▶ 重要な意思決定の場合には、時間をおいて、再度、意思を確認する。
- ▶ 時間の経過や置かれた状況、同席者の影響によって意思は変わり得ることを許容する。
- ▶ 本人の意思決定を強いるものではない（本人がむしろ支援者らに判断を任せたいという意思を持つこともあり得る。）
- 本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性があるか？
- ▶ これまでと異なる判断の場合には、より慎重に本人の意思を吟味する。
- ▶ 表面上の言葉にとられず、本人の心からの希望を探索する。
- 意思を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はないか？
- ▶ 支援者らの態度、人的・物的環境に配慮する。時には、いつものメンバーとは異なる支援者が意思を確認してみることも必要。

(6) 意思が表明された場合

第1原則において、全ての人は意思決定能力があることが推定されている。したがって、本人及び支援者らにおいて意思決定能力について特段疑問を持たない限り、後見人等は、本人の意思決定に沿った支援を展開することが通常である（なお、意思実現支援は本ガイドラインにおける意思決定支援には直接含まれないものの、後見人等としては、身上保護の一環として、後見人等が本人の意思の実現に向けて適切に行動することが期待される。）。

もつとも、表明された意思が本人の意思であるかは慎重に確認する必要がある。支援者らによる意思決定支援が適切にされていないおそれがある場合³⁴や、本人の表明された意思に関し、支援者らの評価・解釈に齟齬や対立がみられる場合には、再度意思決定支援を行う必要がある。

また、本人の意思に揺らぎがみられるような場合には、一旦本人が意思を表

³⁴ 例えば、通称な誘導や、周りの意思に基づき本人を説得するようなアプローチを繰り返し、本人が「同意」せざるを得ないような状況に追い込んだ上で、それが本人の意思決定と取り扱われているような場面などが考えられる。

明した場合であっても、直ちにその実現に移るのではなく、一定期間見守り、表明された意思が最終的なものであるかを確認する必要がある。

(7) アセスメントシートへの記録

後見人等は、(1)～(6)における意思決定支援のプロセスについて、アセスメントシート様式1に随時記録する。

第4 意思決定や意思確認が困難とみられる局面における後見人等の役割

*本項に対応するアセスメントシート：様式2・様式3

1 関連する基本原則の確認

- 第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

2 意思決定や意思確認が困難とみられる局面とは

特定の意思決定について、意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、本人の意思や意向を把握することが困難であり（本人とのコミュニケーションが困難である場合や、本人の意思の揺らぎが大きい場合など）、かつ、法的保護の観点から決定を先延ばしにすることができない場合もある。その場合には、下記3のとおり、本人の意思決定能力のアセスメント（評価）を行った上で、意思決定をすることが困難であると判断された場合には、代行決定のプロセスに移行することになる。なお、決定を先延ばしにすることができる場合には、改めて意思決定支援を行うことになる。

3 意思決定能力アセスメントの方法

(1) 意思決定能力アセスメント

本ガイドラインにおける意思決定能力の定義からすれば（第2の2）、意思決定能力アセスメントは、本人が独力で特定の意思決定ができるか否かを評価するものではなく、支援者ら自身が意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、意思決定を行う場面で通常必要と考えられる4要素につき満たされな

<p>理解 : 与えられた情報を理解する力</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人が意思決定に関連する情報を理解することができなかったかを評価する。 <p>記憶保持 : 決定するためにその情報を十分に保持する力</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人が情報を必要な時間、頭の中に保持することができなかったかを評価する。 <p>比較検討 : 決定するためにその情報を検討する力</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人がその情報に基づいて選択肢を比較検討することができなかつたかを評価する。 <p>表現 : 決定について他者に伝える力</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人が意思決定の内容を他者に伝えることができなかつたかを評価する。 	<p>ここで重要なことは、意思決定能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、支援の有無や程度によって変動するものであることから²⁶、本人に意思決定能力がないと決めつけることなく、4要素を満たすことができるように、後見人等を含めたチーム全体で支援をすることが必要であるという点である。</p> <p>このように、意思決定能力アセスメントは本人の能力の有無のみを判定するアプローチではなく、支援を尽くしたといえるかどうかについても、チーム内で適切に検討することが求められる。</p>
--	---

(2) アセスメントシートへの記録

意思決定能力アセスメントの検討プロセスについては、アセスメントシート様式2に記録する。

4 本人の意思決定（意思と選好に基づく最善の解釈）アプローチ

(1) 基本的な考え方

意思決定能力アセスメントを実施した結果、本人の意思決定や意思確認が、その時点ではどうしても困難と評価された場合、代行決定が検討されることになる。もともと、その場合であっても、後見人等が直ちに自らの価値

²⁶ 意思決定能力に関する基本的な考え方については、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（2018年6月）4頁脚注ixを参照

判断に従って何が本人にとって最善であるかを決定することは避けるべきである。後見人等を含めた支援チームが集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら本人の意思及び選好を推定することを試みる必要がある²⁷。

すなわち、本人が自ら意思決定をすることができたとすれば、本人はどのような意思決定をしていたのかをまずは推定する必要がある。

収集された事実については、一見すると矛盾していたり、古すぎる情報、又聞き情報といったものも存在したりするため、信頼できる情報を適切に選別していく必要がある。さらに整理された事実に基づいて、本人の意思や価値観を合理的に推定していくために関係者による評価が行われる。後見人等は、本人の権利擁護の代弁者であるという意識を持ち、十分な根拠に基づいて本人の意思推定が行われているか、関係者による恣意的な本人の意思推定が行われていないかどうか等を注視していくことが求められる。

このような整理や評価は、単独で行うことは通常困難であり、意思決定支援の場面で構築されたチームを活用し、複合的な視点から検討する必要がある。意思推定は、本人に意思決定能力があればどのような判断をしていたのかを第三者が推定し、判断するものである。支援チームがいかに努力したとしても本人の意思そのものは異なっており、解釈される可能性があることから、慎重な取扱いが求められる。

(2) 検討結果に基づく後見人等としての行動原則

ミーティングの結果、本人の意思が推定できる場合には、第5原則「本人にとって見過ごすことのできない重大な影響」に該当しない限り、後見人等も含めた支援者らは、本人の信条・価値観・選好に基づいて支援を展開することとなる。

他方、意思推定すら困難な場面では、第5原則及び第6原則に沿って行動することが検討される（最善の利益に基づくアプローチ。第5参照）。

(3) アセスメントシートへの記録

後見人等は、上記4(1)の本人の意思推定に基づく代行決定の検討プロセスについて、アセスメントシート様式3に記録する。

²⁷ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（2017年3月）参照

第5 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等における後見人等の役割

*本項に対応するアセスメントシート：様式4

1 関連する基本原則の確認

第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合等には、後見人等は本人の信条・価値観・嗜好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に探ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

2 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合等

(1) 基本的な考え方

意思決定支援の結果として、本人が意思を示した場合や、第4のプロセスを踏むことにより本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生じるような場合がある。その場合、当該意思をそのまま実現することは適切ではないため、法的保護の観点から、「最善の利益」に基づいた代行決定を行うことが許容される。

また、本人の意思を実現すると、権利侵害を第三者に生じさせるような場面においても、個別具体的な事情に応じて、「最善の利益」に基づく代行決定を検討すべき場合がある。

(2) 検討方法

「重大な影響」といえるかどうかについては、以下の要素から判断する。

- ① 本人が他に採り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
 - ② 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
 - ③ その発生の可能性に確実性があるか
- 例として、自宅での生活では本人が基本的な日常生活すら維持できない場合や、本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合が挙げられる。

意思推定の場面と同様、このような整理や評価は、単独で行うことは通常

困難であり、意思決定支援の場面で構築されたチームを活用し、複合的な観点から、明確な根拠を示して検討する必要がある。

(3) 検討結果に基づく後見人等としての行動原則

ミーティングを踏まえて、「本人にとって見過ごすことができない重大な影響」が発生する可能性が高いと評価される場合等には、後見人等は、本人が示した意思決定（推定意思の場合には、本人に意思決定能力があれば示したであろう意思決定）であったとしても、法的保護の観点から、同意しない（同意権・代理権の不行使）又は本人の示した意思とは異なる形での代行決定（代理権、取消権の行使）を行うことがある⁷⁾。

他方、第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、「本人にとって見過ごすことができない重大な影響」が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合には、本人なりの価値判断に基づく意思決定であることを踏まえ、後見人等も含めた支援者らは、本人の信条・価値観・嗜好に基づいて支援を展開することが期待される。

(4) アセスメントシートへの記録

後見人等は、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるかどうかの検討プロセスについて、アセスメントシート様式4に記録する。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

*本項に対応するアセスメントシート：様式5

1 関連する基本原則の確認

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・嗜好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に探ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

⁷⁾ この場合、本人の意思とは異なる結果を招くことになるため、それによって本人に生じる負担等に対し、継続的な支援が必要となり得ることに留意する必要がある。

2 本ガイドラインにおける「最善の利益」に基づく代行決定

これまで述べてきたとおり、①意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、本人の意思を推定することさえできない場合や、②本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると本人にとって見過ごすことができないう重大な影響が生じてしまう場合には、後見人等は、「最善の利益」に基づく代行決定を行うことになる。

本ガイドラインで採用されている最善の利益は「本人にとつての最善の利益」、すなわち、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮するという考え方である。この点、「自分ならこうする。この方が本人のためだ。この人はこういうふうに行動すべきだ。」と、第三者の価値観で決めるという客観的・社会的利益を重視した考え方は採用していないことに注意が必要である。

3 本人にとつての「最善」を検討するための方法

(1) 最後の手段としての位置付け

本人にとつての最善の利益に基づく代行決定は、意思推定の場面とは異なり、本人の意思よりも他者の判断が優越し得る場合がある（本人の意思や推定意思とは異なる他者決定があり得る）ということに留意する必要がある。したがって、使い方を誤るとかえって本人の自己決定権の侵害となる可能性もあるため、最後の手段として慎重に検討されるべきものである。

特に後見人等としては、付与された代理権、取消権をどのように行使すべきかを検討する上で、第6原則を踏まえて、下記(2)のように検討すべきである。

(2) 本人にとつての最善の利益を検討するための前提条件

- 意思決定能力アセスメントが実施されているか？当該意思決定について、意思決定支援が尽くされているか否かを吟味する過程があったか？
- その結果、意思決定支援の限界場面と評価できるか？
 - ▶ 意思決定支援が尽くされたにもかかわらず、本人の意思決定や意思確認がどうしても困難であり、かつ、意思推定すら困難といえるか？
 - ▶ 本人にとつて見過ごすことができない重大な影響に該当するといえるか？
- これ以上決定を先延ばしできない場面と評価できるか？
 - ▶ 意思決定をしないこと（思うようにさせておくこと）もまた決定であり、行動しないことが本人に与える結果についても念頭におく必要がある。
- 後見人等による代行決定が及ぶ意思決定か？
後見人等が代行決定することができない意思決定（身分関係の変動、身体へ

の侵襲を伴う医療に関する意思決定等）には当たらないことの確認が必要である。

また、他の法律による介入が必要と判断される場合（例えば虐待防止法における「やむを得ない事由による措置」の発動など）には、所管する関係機関に対して会議への同席を求めることも検討する。

- 課題とされている意思決定に関与する本人の支援者から、本人の選好・価値観その他本人にとつて重要な情報が十分に得られているか？
- 本人が最善の利益の検討過程に参加・関与できる機会が考慮されているか？

後見人等は、本人にとつての最善の利益の判断に至る過程が適切に議論されているかどうかを確認する必要があるが、このような議論の整理や評価は、後見人等や支援者らが単独で行うことは通常困難である。

したがって、緊急判断が求められる場合でない限り、意思決定支援の場面で構築されたチームを活用し、複合的な視点から検討する必要があるが、その際には、無意識のうちに支援のしやすさを優先していないか、最初から結論を決めており、代行決定を後付けの根拠としようとしていないかといった点に注意しなければならない。

(3) 本人にとつての最善の利益を検討する際の協議事項[※]

- ① 本人の立場に立って考えられるメリット、デメリット（本人の主観的利益・損失を含む）を可能な限り挙げた上で、比較検討する。表（バランスシート）に記録することが望ましい。
- ② 相反する選択肢の両立可能性があるかどうかを検討する。
 - 二者択一の選択肢が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考える。
- ③ 本人にとつての最善の利益を実現するに当たり、本人の自由の制約が可能限り最小化できるような選択肢はどれかを検討する。
 - 例えば、住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、本人にとつて自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命又は身体の安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくて済むような方法が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をする

[※] 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（2017年3月）参照。

ことが求められる。

4 検討結果に基づき後見人等としての行動原則

後見人等は、最善の利益に関する協議結果を踏まえて、与えられた裁量・権限の範囲において、代行決定を行う。

最善の利益に関する協議が、後見人等及び関連する支援者らにおいて真摯に行われることによって、当該代行決定が合理的かつ適切な情報に基づいて行われたことが推定される。将来的には、後見人等による権限行使・不行使が適切であったことを担保するための根拠資料となることも想定される。

重要なことは、第1原則である。特定の意思決定についてこれ以上先延ばしができない場面において、後見人等による代行決定がされたとしても、将来にわたり本人が当該意思決定をすることができないと評価されることはないし、ましてやそれ以外の意思決定を行う能力がないと評価されることもない。なぜならば、意思決定能力アセスメントや代行決定は、意思決定をする・しないとといった判断が迫られている限定的な場面の中で行われる本人の意思決定プロセスに対するその場限りの介入であり、異なる時点・場面においては、同じ意思決定に関する課題に対しても、本人（及び支援者らの意思決定支援力の総体として）の意思決定能力は変化し得るからである。

例えば、生命・身体の具体的危機に直面しているセルフ・ネグレクト状態に置かれた本人に対する介入の場面では、本人の意思決定支援を十分に行う余裕がない中で検討が進み、限られた時間の中で支援では本人自身の意思決定・意思確認がどうしても困難、又は意思が推定できても「見過ごすことのできない重大な影響」が既に発生している場面として評価され、自宅から施設へ本人の住まいの変更に関する諸契約について、後見人等が代行決定せざるを得ない場面も考えられる。

しかし、一旦本人が安全な環境に置かれ、意思決定支援を行う時間的余裕が確保でき、再び意思決定支援のプロセスを丁寧を経ることが可能となった段階においては、本人の住まいや生活に関わる意思決定を本人自身が行うことのできる可能性も十分考えられる。本人の自由の制約を可能な限り最小化する観点からも、一旦代行決定がなされたからといって、本人が今後意思決定することのできる機会を取り上げるのではなく、再編成された意思決定支援チームによって、本人による意思決定の機会が最大限提供され、本人自身の意向・身上・価値観を踏まえた今後の住まいや生活を可能な限り保障していくことが求められる。

したがって、再び何らかの意思決定が課題となる場合が生じた場合には、改めて意思決定支援のプロセスに立ち戻って支援が展開される必要がある。

5 アセスメントシートへの記録

後見人等は、本人にとっての最善の利益に基づき代行決定の検討プロセスについて、アセスメントシート様式5に記録する。

以上

意思決定支援ワーキング・グループ 参加者一覧

最高裁判所	木 村 匡 彦	木 村 匡 彦	
家庭局第二課長	小 田 著 太郎	小 田 著 太郎	
家庭局付	浅 岡 彩	浅 岡 彩	
家庭局第二課家事手続第三係専門職			
厚生労働省			
社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室	松 崎 俊 久	松 崎 俊 久	
室長	渡 邊 英 介	渡 邊 英 介	
室長補佐	上 辻 晁 伸	上 辻 晁 伸	
室長補佐	川 端 久 子	川 端 久 子	
成年後見制度利用促進専門官	安 藤 亨	安 藤 亨	
主査			
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉部地域生活支援推進室	片 桐 公 彦	片 桐 公 彦	
虐待防止専門官	池 沼 憲 一	池 沼 憲 一	
相談支援係長	布 野 晃 平	布 野 晃 平	
係員			
老健局認知症施策・地域介護推進課	南 加 小 憲 理	南 加 小 憲 理	
課長補佐			
係員			
係員			
日本弁護士連合会			
日弁連高齢者・障害者権利支援センター			
センター長	青 木 佳 史	青 木 佳 史	
事務局次長	亀 井 真 俊	亀 井 真 俊	
委員			
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート			
専務理事	西 川 浩 之	西 川 浩 之	
常任理事	中 村 栄 一	中 村 栄 一	
常任理事	安 井 祐 子	安 井 祐 子	
公益社団法人 日本社会福祉士会			
理事・後見委員会委員長			
意思決定支援プロジェクト委員長	星 野 美 子	星 野 美 子	
後見委員会委員・意思決定支援プロジェクト委員	大 輪 典 浩	大 輪 典 浩	
後見委員会委員	大 川 浩 平	大 川 浩 平	

添 付 資 料

本ガイドラインの添付資料一覧

アセスメントシート

- 様式 1（個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート）
- 様式 2（個別課題発生時における意思決定能力のアセスメントシート）
- 様式 3（意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート）
- 様式 4（本人にとって見過ごすことができない重大な影響に関するアセスメントシート）
- 様式 5（本人にとっての最善の利益に基づく代行決定に関するアセスメントシート）

参考資料

- **意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 基本的な考え方**
本ガイドラインの基本的な考え方をまとめています。本ガイドラインの全体像を理解する際の参考にご覧ください。
- **チャート**
本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスをわかりやすく示すためにチャートにしたものです。各プロセスに対応するアセスメントシートの様式番号を記載していますので、実際にアセスメントシートを使用する際の参考にしてください。
- **参考事例**
架空の事例です。アセスメントシート様式 1 及び 2 は、この事例をもとに記入例を作成しています。
- **アセスメントシート様式 1 の解説（記入例あり）**
- **アセスメントシート様式 2 の解説（記入例あり）**
- **アセスメントシート様式 3 の解説（記入例あり）**
- **アセスメントシート様式 4 の解説（記入例あり）**
参考事例とは別の架空事例をもとに記入例を作成しています。
- **アセスメントシート様式 5 の解説（記入例あり）**
様式 4 の続きとして、参考事例とは別の架空事例をもとに記入例を作成しています。

【様式2】 個別課題発生時における意思決定能力のアセスメントシート

I. 概要

本人		記入者		本人との関係	
テーマ (課題となる意思決定)					
過去の支援状況	<input type="checkbox"/> 【様式1】添付				
実施日	年 月 日 時 分～ 時 分 場所 ()				
検討メンバー					

II. 意思決定能力アセスメント

前提 (決定期限)	意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か？ <input type="checkbox"/> 延長できない (期限: 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 延長できる ⇒ 【様式1】へ戻る。
A 意思決定を行う場面で通常必要と考えられる4要素につき満たされないものがあるか？	<input type="checkbox"/> 本人が関連情報について理解できなかった <input type="checkbox"/> 本人が関連情報について記憶保持できなかった <input type="checkbox"/> 本人が関連情報について比較検討できなかった <input type="checkbox"/> 本人が意思を表現できなかった 根拠:
B 支援者側が上記期限までに実行可能な意思決定支援を尽くしたか？	<input type="checkbox"/> 期限までに可能な支援は全て尽くした 支援内容: <input type="checkbox"/> 実行可能な支援が残されている ⇒ 【様式1】へ戻る。

⇒上記アセスメントの結果、

A・Bいずれも当てはまる (支援を尽くしても、意思決定を行う場面で通常必要と考えられる4要素のうち満たされない要素がある)

⇒本人は、その時点で、その課題について意思決定をすることが困難と評価される
意思推定アプローチ (様式3) へ

それ以外

⇒意思決定支援に戻る (様式1)

【基本原則】

第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

【様式3】 意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート

I. 概要 □【様式2】と同じにつき記載省略

本人		記入者		本人との関係	
テーマ (課題となる意思決定)					
過去の支援状況	□【様式1】添付 □【様式2】添付				
実施日	年 月 日 時 分～ 時 分 場所 ()				
検討メンバー					

II. 意思推定に基づく代行決定を行うにあたっての検討

前提 (決定期限)	意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か？ □延長できない (期限： 年 月 日まで) □延長できる → 【様式1】へ戻る。
本人が自ら意思決定をすることができたとすれば、どのような意思決定を行うかを推定できるか？	□推定可 → <u>推定意思の内容</u> □推定困難 → <u>理由</u>
本人の意思推定のために明確な根拠となり得るエピソード、情報提供者、関連資料など	
代行決定に当たっての留意事項 ※チェックできない項目がある場合には、第1～第3原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。	□結論が先にありきになっていない。 本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。 □本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。 □支援のしやすさを優先していない。 支援者のための根拠付けになっていない。 (サービスの利用を検討している場合のみ) □サービス利用ありきになっていない。

⇒上記検討の結果、

- 推定意思の実現を支援する。
- 推定意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される
⇒本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される場合の検討 (様式4) へ
- 意思の推定すら困難
⇒最善の利益に基づく代行決定の検討 (様式5) へ

【基本原則】

第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思 (推定意思) に基づき行動することを基本とする。

【様式4】 本人にとって見過ごすことができない重大な影響に関するアセスメントシート

I. 概要 【様式 1】と同じにつき記載省略

本人		記入者		本人との関係	
テーマ (課題となる意思決定)					
過去の支援状況	<input type="checkbox"/> 【様式1】添付 <input type="checkbox"/> 【様式2】添付 <input type="checkbox"/> 【様式3】添付				
実施日	年 月 日 時 分～ 時 分 場所 ()				
検討メンバー					

II. 本人の示した意思（推定意思）の実現は、本人にとって見過ごすことができない重大な影響を生ずるかどうかの検討

本人が他に採り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか。	<input type="checkbox"/> はい⇒根拠	<input type="checkbox"/> いいえ
一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか。	<input type="checkbox"/> はい⇒根拠	<input type="checkbox"/> いいえ
その発生の可能性に確実性があるか。	<input type="checkbox"/> はい⇒根拠	<input type="checkbox"/> いいえ

⇒上記検討の結果、

- すべて「はい」に該当する
 - ⇒以下の方法につき検討
 - 本人の意思決定に同意しない（同意権・代理権を行使しない）
 - 本人の示した意思とは異なる形での代行決定（代理権、取消権の行使）を検討する
 - ⇒様式5（本人にとっての最善の利益に基づく代行決定の検討）へ
- 上記以外
 - ⇒意思又は推定意思の実現へ

【基本原則】

第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

【様式5】 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定に関するアセスメントシート

I. 概要 【様式1】と同じにつき記載省略

本人		記入者		本人との関係	
テーマ (課題となる意思決定)					
過去の支援状況	<input type="checkbox"/> 【様式1】添付 <input type="checkbox"/> 【様式2】添付 <input type="checkbox"/> 【様式3】添付 <input type="checkbox"/> 【様式4】添付				
実施日	年 月 日 時 分～ 時 分 場所 ()				
検討メンバー					

II. 検討

本人にとっての最善の利益を検討するための前提条件 ※すべての条件を満たしている必要があります。	<input type="checkbox"/> 意思決定の期限が迫っており、これ以上決定を先延ばしできない。 ⇒期限： 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 後見人等による代行決定が及ぶ意思決定である。 <input type="checkbox"/> 本人の好み・価値観その他本人にとって重要な情報が十分に得られている。 <input type="checkbox"/> 本人が最善の利益の検討過程に参加・関与できる機会が考慮されている。								
代行決定に当たっての留意事項 ※チェックできない項目がある場合には、第1～第3原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。	<input type="checkbox"/> 結論が先にありきになっていない。 本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。 <input type="checkbox"/> 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。 <input type="checkbox"/> 支援のしやすさを優先していない。 支援者のための根拠付けになっていない。 (サービスの利用を検討している場合のみ) <input type="checkbox"/> サービス利用ありきになっていない。								
本人にとっての最善の利益の検討 考えうる選択肢の提示と比較検討 (本人の好み・価値観に近い順、自由の制約がより少ない選択肢から順に、本人の視点を踏まえてそれぞれの要素を検討してください。)	選択肢●： <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td>選択することのメリット</td> <td>選択することのデメリット</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> 選択肢●： <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td>選択することのメリット</td> <td>選択することのデメリット</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> ※選択肢はできる限り多く検討してください。	選択することのメリット	選択することのデメリット			選択することのメリット	選択することのデメリット		
選択することのメリット	選択することのデメリット								
選択することのメリット	選択することのデメリット								
結論：最善の利益に基づく代行決定の内容及びその理由	代行決定の内容： 理由：								
モニタリング実施時期	<input type="checkbox"/> 3か月後 <input type="checkbox"/> 6か月後 <input type="checkbox"/> その他 ()								

【基本原則】

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・嗜好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 基本的な考え方

意思決定支援ワーキング・グループ

本ガイドラインの背景・趣旨・目的

後見人を含め、本人に関わる支援者らが常に、全ての人には、自分のことを決める力があるという前提に立ち、後見人等に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるように、何が後見人等に求められているかの具体的なイメージを示すもの

後見人として意思決定支援を行う場面…*1

○本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為
(例) 施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合 など
(ただし、その他の局面においても、意思決定支援が適切にされているかについて、後見人としてチェック機能を果たすことが求められる…*2)

意思決定支援のプロセス

支援チームによる対応

【意思決定支援のための環境整備】

日常的な事柄につき本人が意思決定をすることができる支援がされているという環境の整備が必要

・本人のエンパワメント

本人が、自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日頃から自尊心や達成感が満たされていることが重要

・支援者側の共有認識・基本的姿勢

各支援者が、本人の意思決定を尊重する基本的姿勢を身に付けておくことが必要

【意思決定支援の具体的プロセス】

①支援チームの編成と支援環境の調整

- i 支援チームの編成
 - ・福祉関係者の責任において行うことを想定
 - ・本人の思いや意思が反映されやすいチームとする（メンバーには、本人の意思を汲もうとする姿勢が求められる）
- ii 支援環境の調整・開催方法等の検討
 - ・メンバーは、ミーティングの趣旨や留意点を理解する
 - ・本人にとって適切なミーティングの在り方を検討する（日時・場所や参加者等）
- iii 本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備
- iv ミーティングの招集
 - ・進行管理に責任を持つ者が関係者を招集

②本人を交えたミーティング

- ・主催者は、事前の調整を踏まえて設定されたテーマやルールに沿って会議を進行
- ・本人に対し、本人の特性を踏まえつつ、状況を分かりやすく説明しながら、本人の意思や考えをできる限り引き出す
- ・誘導にならないよう気を付けながら、本人が現在採り得る選択肢を示す

③意思が表明された場合

- ・意思決定能力について特段疑問がない限り、本人の意思決定に沿った支援を行う
- ※意思決定能力：個別の意思決定に際し、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力

後見人等の関与の仕方・役割

※後見人としてのチェック機能…*2

本人が日常生活を送るに当たって、支援者により適切な意思決定支援がされているかや、表明された意思が尊重されているかどうかを把握する

(留意点)

- ・意識的に本人と話をしたり、本人のことを知ろうと努めることや、本人と信頼関係を構築することが重要
- ・なるべく早期に本人・支援者と接触し、支援者の輪に参加する
- ・本人の意思が十分に尊重されていない場合には、環境の改善を試みる

※後見人としての意思決定支援…*1

ミーティング主催者とともに、支援チームのメンバー選定も含め主体性を持って関わっていくことが望ましい

(チームが機能している場合)

- ・他の支援者らが本人の意思や特性を尊重しながら適切に準備を進めているのかチェックし、問題がある場合には注意を促すことが求められる

(チームが機能していない場合)

- ・中核機関等の支援を受け、支援者らの意識の改善やチームの再編成を試みたりするなど、主体的に関与することが望ましい

※後見人は、自分の価値観が決定に影響しないように気を付ける必要がある

※後見人としての意思決定支援…*1

本人の権利擁護者として、本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促していくことが期待される

代行決定のプロセス（支援チームによる）

◇本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない

意思決定や意思確認が困難とみられる局面

- 意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、本人の意思や意向を把握することが困難であり、かつ、決定を先延ばしにすることができない場合



意思決定能力アセスメント（評価）

支援者が意思決定支援を尽くしているかも併せ、対象となる意思決定に関し、
(1)理解、(2)記憶保持、(3)比較検討及び(4)表現の4要素を検討し、その時点で本人が意思決定をすることが困難かどうかを判断する
※支援を尽くしたと言えるかどうかについても、チーム内で適切に検討する
※全ての人は意思決定能力があることが推定される。
※決定を先延ばしにすることができる場合には、改めて意思決定支援を行うことになる。

- アセスメントの結果、本人の意思決定がその時点ではどうしても困難と評価された場合



意思推定に基づく代行決定

根拠を明確にしなが、本人の意思及び選好の推定を試みる

i 本人の意思が推定できる場合

- ➔ 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生じない限り、推定意思に基づいて支援を行う

ii 意思推定すら困難な場合

- ➔ 最善の利益に基づく代行決定…*3

本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等

- 意思決定支援の結果、本人が意思を示した場合や、本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合等

➔ 法的保護の観点から、最善の利益に基づいた代行決定を行うことが許容される

○重大な影響といえるかどうかについての判断要素

- ①本人が他に採り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
- ②一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
- ③その発生に確実性があるか

i 第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合
本人の意思（推定意思）に基づいて支援を行うことが期待される

ii 重大な影響が発生する可能性が高いと評価される場合

法的保護の観点から、以下の判断を行うことがある

- ①本人の意思実現について同意しない（同意権・代理権の不行使）

②最善の利益に基づく代行決定（代理権、取消権の行使）…*4

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

後見人等が、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う場合

- ①意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、意思を推定することさえできない場合…*3

- ②本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じてしまう場合…*4

※本ガイドラインにおける最善の利益とは、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮するという考え方。客観的・社会的利益を重視した考え方は採用していない

※最善の利益に基づく代行決定は、最後の手段として慎重に検討されるべき

（検討を誤ると本人の自己決定権の侵害となる可能性もある。支援のしやすさを優先していないかや、結論ありきの検討になっていないかにつき注意する必要がある。）

- ◇一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、意思決定能力があるという前提に立って、再び意思決定支援を行わなければならない

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？
本人にとって重大な影響を与えるような
契約等をすすめる場合は、意思決定支援が必要です。

- 例
- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
 - 自宅や高額な資産を売却する場合
 - 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというの
出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、チームで行います。

意思決定支援のプロセス

チーム全体

1 チームをつくりきます



2 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



4 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います

- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともありです。 ※上記1～3に戻ることもありです。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！



意思決定支援後のプロセスへ(右側→)

後見人等の役割

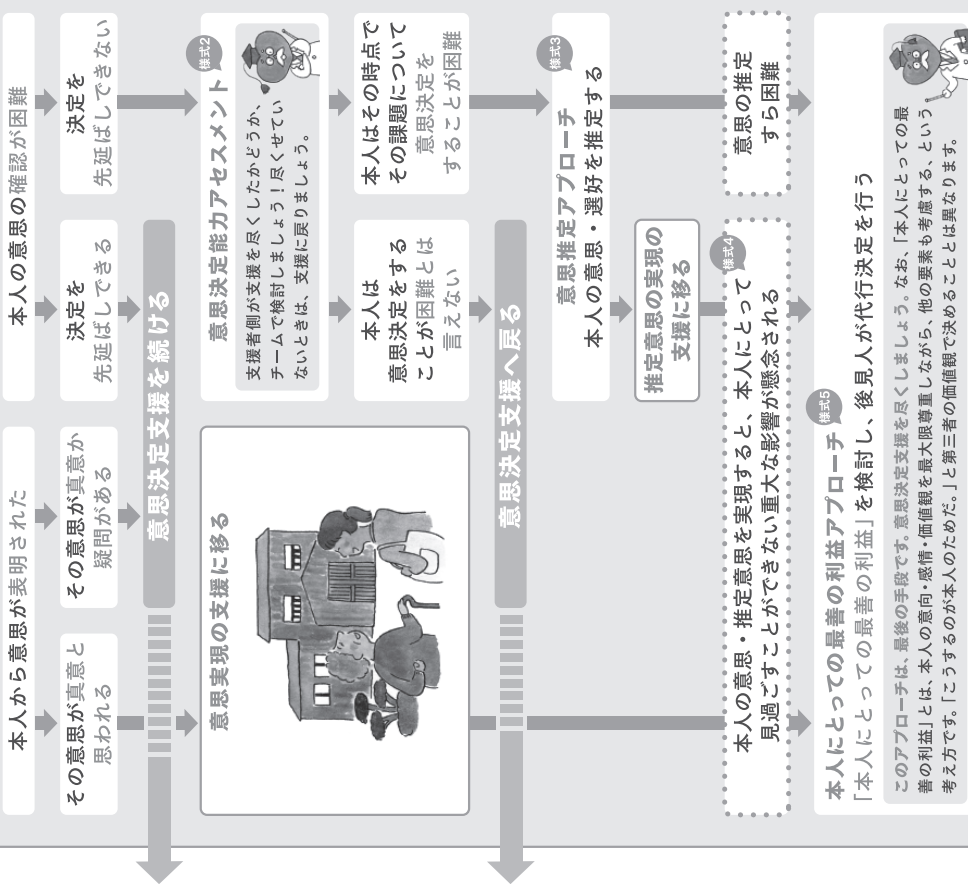
メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセス



※「様式1～5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

参考事例：居所の決定における意思決定支援

本事例は、「意思決定支援を踏まえた後見事務に関するガイドライン」を理解するために作成した事例で、アセスメントシート様式1～様式3の記載例に対応しています。ガイドラインに即して分かりやすく進行するよう、支援者の動きを極端にしたり、簡潔にしたりして示しています。

個別課題発生時における意思決定支援【様式1】

【本人の現在の状況】

北川 太郎さん

66歳、自宅に独居。てんかんがあり、療育手帳を所持。年金と生活保護を受給。要介護1。家の向かいにあるデイサービスを週2回利用する契約をしているが、ほとんど利用出来ていない。しかし、デイサービスに朝夕、顔を出しに来ている。

【本人の目指す暮らし】

インコと一緒に、ここで暮らしたい。好きなものを食べたい。自分でできることは自分でやりたい。

【生活歴と成年後見制度利用までの経過】

○年 ○○で生まれる。2人兄弟の弟。
○年（本人33歳）に父病死。
○年（本人34歳）～自宅に母と二人暮らし。
○年（本人55歳）、母の病死。その後、独居。
2年前（本人64歳）、本人の世話をしていた兄死亡。
1年前（本人65歳）、障害福祉サービスから介護保険サービスへ切り替え。
その後、てんかんの発作への不安から毎日のように救急車を呼ぶことが続き、発作で倒れてしまうこともあったため、半年前に薬の調整のために入院、3ヶ月後に退院した。入院中に、医療機関が「○○権利擁護センター」（以降、中核機関と表記）に相談したことから、中核機関の支援を受けて遠方に住む甥が親族申立てをし、中核機関の受任調整により第三者の専門職が保佐人に選任された。

【職歴】

飲食店での調理経験、警備員として勤務した経験がある。

【最近の状況】

もともと、本人は障害福祉の訪問系サービスを受けていたが、65歳になり介護保険サービスへ移行。「いずれは入所するのだから、集団で過ごす事に慣れる必要がある」と考えたケアマネジャーが¹、特別養護老人ホームに併設のデイサービスの利用を勧めたが、本人はデイサービスのレクリエーションを嫌がり、代わりに朝夕、「俺が警備をしなきゃ」と、デイサービスの事務所を覗きにくる状態が続いていた。

本人が自転車で町中を走り回っている生活に不安を感じたデイサービスの看護師は、①本人の薬を預かり、デイサービスで服薬を管理すること、②自転車の鍵をデイサービスで預かることを提案、本人はこれを激しく嫌がり、「(サービスを)全部止め」と怒鳴った。さらにそれ以来、看護師に会うたび怒鳴りつけるようになり、デイサービスがケアマネジャーに状況を報告した。

【保佐人として、意思決定支援ガイドラインに沿った支援をしようと思った最初の場面】

ケアマネジャーから保佐人に、施設入所の検討と自転車の処分の提案があった。

「チーム支援が上手くいかなくなっている」と感じた保佐人は中核機関へ支援を求めた。²

【意思決定支援ミーティング開催の提案】

サービス担当者会議（本人は嫌がって欠席）に出席した保佐人は、本人と一緒に今後のことを決める意思決定支援ミーティングの開催を提案。ケアマネジャーやデイサービスの相談員は提案にとまどっていたものの、「【全部止め】という本人の言葉は、本人なりのSOSではないか」と伝えると、支援者からの同意が得られた。

【支援環境の調整・開催方法等の検討】

サービス担当者会議の終了後、中核機関も加わって、意思決定支援ミーティングの開催方法等の検討を行った。

ケアマネジャーから入院・入所の提案があったが、デイサービスの相談員からは「看護師に対して怒鳴りつけるが、それ以外の職員や利用者に対して怒鳴るということはない。入所は早いのでは？」という意見も出され、本人を交えたミーティングの実施が決定した。意思決定支援ミーティングの開催趣旨や、留意点、工夫すべき点を話し合い、以下を決定した。

- 話し合いの中身が本人に分かりやすいよう、ホワイトボードシートを用いる。説明する際には目で見て理解ができるよう、パンフレット等を用いる。

¹コンパクトにガイドラインの内容を説明するために、この事例のケアマネジャーは、保護的な考え方の人物として設定しています。

² 中核機関を対象とした研修で、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについて触れていますが、全ての中核機関の職員が、後見人の支援をできる体制は、まだ整っていません。後見人からも、中核機関や支援者に対し、これらのガイドラインの提示をする等をお願いします。

- 本人の意思がゆらぐ可能性があるので、その場で決定を強要しないようにする。
- 本人がどのように生活したいと思っているかという希望や選好について話してもらった上で、その生活を支えるためのサービス利用を検討する。本人に質問するときは、回答を強要しないよう、できるだけ「開かれた質問」で尋ねる。
- 本人の自宅で、活動的な時間帯である午前中に開催することを提案する。
- ケアマネジャーより、本人がかつて使っていたホームヘルプサービスの事業所に、本人がどのような状況だと安心して話ができるのかを、問い合わせる。
- 本人への趣旨説明は、信頼関係がある中核機関の職員が行い、保佐人も同行する。
- 保佐人は、本人の服薬管理の必要性について、主治医から情報収集する。
- 中核機関職員が意思決定支援ミーティングの招集を行う。

【ミーティングに向けた準備】

ケアマネジャーがかつて利用していたホームヘルプサービスの事業所に問い合わせたところ、本人が母親から教えてもらった服薬管理や金銭管理をしっかりとやっていて、そのことに誇りをもっていることが分かった。

保佐人が主治医に服薬管理の必要性を問い合わせたところ「本人はしっかりと管理できている、他者が管理する必要はない」とのこと。生活保護のケースワーカーにも連絡し、意思決定支援ミーティングの開催に向けて調整をしていることを伝えて出席を依頼、了承を得た。

【本人への趣旨説明】

中核機関職員と保佐人とで本人宅を訪問、「北川さんに必要なお手伝いについて、北川さん自身が決めていくための話し合いをしたい」と話をした。

本人は「母ちゃんに教えてもらったやり方で薬も間違えないように飲んでる。食べ物のことも自転車のことも口を出されてうるさい。ちゃんとやってるのに」「もう（サービスは）いらないうって言ってるのに！」と反応したが、「北川さんにとって、イヤなことが無くなる話し合いをしたいと思ってるんですよ」と説明すると、渋々だが、ミーティング開催を認めた。

本人との話し合いの結果、本人の自宅で午前中の時間帯でミーティングを開催することが決まった。ミーティングに出席するメンバーについても相談したところ、デイサービスの職員については「相談員は来てもいい（看護師が来るのはイヤ）」とのことであった。

生活の選好については、「インコと暮らしたい」「好きなものを食べて暮らしたい」「自分でできることは自分でやりたい」と思っていること、「自転車で町の中を見て回ること」「インコの世話をし一緒に遊ぶこと」を楽しみに思っていて、「家の中でじっとしていること」「インコが死ぬこと」がイヤだと思っていることも分かった。

サービスについての希望は「前みたいに、うちに人が来て欲しい。自分がデイサービスに行くのはイヤだ。婆さんばかりいる中に入りたくない」とのことであった。

ミーティングで何から話し合うか、どう座るかについても本人と相談することを予定していたが、途中から本人の機嫌が悪くなり、趣旨説明を切り上げた。

趣旨説明後、今までの生活や思いを最もよく知る人物に関わってもらふ必要性を感じた保佐人は、かつて利用していたホームヘルプサービスのヘルパー事業所にミーティング出席のお願いをすることにした。

中核機関職員が日程調整を行い、本人宅で意思決定支援のためのミーティングを開催することとなった。

【意思決定支援のための本人を交えたミーティング】

○月○日 9時30分～ 本人宅

出席者：本人、保佐人、中核機関職員、ケアマネジャー、デイサービスの相談員、以前利用していたヘルパー事業所所長、生活保護のケースワーカーは緊急対応のため欠席

かつて利用していたヘルパー事業所の所長が来てくれたことに本人は喜び、所長に自分の隣に座るよう促した。会議の冒頭に中核機関職員が「これは、北川さん自身が、これからの生活のことを決めていくための会議です」「北川さんが自分のお気持ちを話しやすいように、皆さん工夫してください」と話すと、本人が「はいはい、皆さん、よろしく願いますよ！」と挨拶、和やかな雰囲気でのミーティングは始まった。

趣旨説明の際に聞き取った事項を書いた紙を用意し、本人はそれを見ながら、毎日の生活の様子、工夫、嬉しいと思っていること、イヤだと思っていることを自分で説明した。本人の服薬管理方法や主治医の見解を知り、支援チームの中にあつた「不安」が解消された。

保佐人が、「自転車の事故が心配だから、保険に入ってはどうか？」と損害賠償保険パンフレットで説明をすると本人は乗り気になり、保険加入することになった。

本人は、「前みたいに（ヘルパーに）うちに来て欲しい」と要望、ホームヘルプサービスと訪問看護を導入することになった。

【その後】

その後、ホームヘルプサービスと訪問看護が導入され、本人は喜んで受け入れた。デイサービスに朝夕と顔を出すことを止めることはなかったが、看護師と顔を会わせないように工夫し、状態も落ち着いている。

個別課題発生時における意思決定能力のアセスメント【様式2】

【状況の変化】

3年が経過。訪問看護師や主治医の「塩分を控えるように」という助言を聞き入れ、本人は週2回、デイサービスで昼食をとるようにもなった。デイサービスにいる間は、看護師とは口をきかず、レクリエーションに参加することはないものの、他の利用者のことを気にかけて、あちこち世話をしてまわっており、「俺も爺になって歩けなくなってきた、インコと一緒にここにくるかな」と言うようなこともあった。

ある時、脳梗塞を起こして入院、重度の麻痺が残り、歩くことができなくなった。保佐人は主治医から、「言語障害、脳血管性認知症もある」と告げられた。

【意思決定のためのあらゆる支援】

退院に向け、医療ソーシャルワーカーや保佐人が本人の退院後の意向を確認しようとしても、本人は全く答えることがなかった。

療養型の病院に入院するか、特別養護老人ホームに入所するか、在宅での生活を試みるか、選択肢は3つあり、本人に対して絵や写真を使って説明し、文字ボードを使って意思の表明ができるよう試みた。しかし、本人は目は開けているものの、反応がなかった。1週間おきに時間帯を変えて同様の試みを行ったがうまくいかなかった。医師や言語聴覚士、他の支援者にも助言を求めたが、現時点では他の支援手段が見当たらないとのことであった。

唯一、インコの写真を見せたところ、本人は目を見開き、声を挙げた。

【意思決定能力アセスメント】

主治医から「これ以上、退院を待つことはできないので、系列の療養型病院に入院してほしい」と提案があり、保佐人はカンファレンスで意思決定能力のアセスメントを行った。司会は医療ソーシャルワーカーが行い、保佐人及び中核機関が進行をサポートした。

その結果、これ以上、入院期間を延ばすことはできないことから「意思決定の期限が迫っている」ことを確認し、現在考えられる支援として以下の支援をしたことを確認した。

- 絵や写真をつかった説明
- 文字ボードを使った表明の支援
- 繰り返しの説明
- 時間帯を変えての説明
- 医師や言語聴覚士、その他の支援者（訪問看護師やヘルパー、ケアマネジャー）からの助言

他に、考えられる支援があるか検討したが特に提案はなく、考えられるすべての支援を尽くしたが、退院後の生活に向けた「本人の意思確認が困難な状態にある」ことから、「代行決定」を行うこととした。

意思推定に基づく代行決定【様式3】

【意思推定に基づく代行決定の検討】

本人の意思推定のための明確な根拠となる関連資料として、ケアプラン、訪問介護記録、サービス実施記録表、本人情報シート、インコの写真を用意し、それらを見ながらチームで話し合った。

本人がデイサービスで、「俺も爺になって歩けなくなってきた、インコと一緒にここにくるかな」とたびたび言っていたことや、インコの写真を見せた際に本人が目を見開き声を挙げたことが確認できたため、「本人の意思推定に基づく代行決定」として、本人が通いんでいたデイサービスに併設の特別養護老人ホームへの入所の契約をすることとした。

本人の状態像から、後見類型に移行する方がよいかどうかの検討も行ったが、「今後の刺激によって、本人のコミュニケーション力が変化していく可能性がある」という医師の見解があり、これから入所するホームでの生活を見守ってから、類型変更については再検討することとした。

【その後】

退院後、入院時からインコを預かってくれていたデイサービス併設の特別養護老人ホームに、本人は入所した。

本人は、「だからさ」「あれだよ」という言葉以外に言葉を発することはできないが、表情豊かに喜怒哀楽を示すようになった。また、指を指したりしながら、「外に出たい」「インコのところに行きたい」といった内容を、表現できるようになってきた。

**【様式1】 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート
記入例・解説**

個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシートは、①後見人等が意思決定支援のプロセスを適切に踏んでいることを自ら確認すること、②後に同様又は別の課題が生じた際の参考資料とすることを目的として作成をするものです。後見人等以外の支援者と共有することもあります。作成・管理は後見人等が行うことを前提としています。

I. 全体の概要

本人	〇〇 〇〇	記入者	〇〇 〇〇	本人との関係	保佐人
テーマ (課題となる意思決定)	居所の決定における意思決定支援 (本人が今後利用する介護保険サービスについて、入所が必要か?)				
このテーマが生じた経過概要	支援者の服薬管理、自転車のカギの管理を嫌がった本人がサービス利用を止めたいと言いだし、ケアマネジャーより施設入所の提案があったため、意思決定支援ミーティングを開催。				

II. 支援環境の調整等 (〇月〇日〇時～ デイサービス会議室で実施)

検討したメンバー	保佐人、中核機関職員、ケアマネジャー、デイサービス相談員				
意思決定に関する課題の検討内容	<input type="checkbox"/> ミーティング開催趣旨の確認 <input type="checkbox"/> 本人が望むコミュニケーション方法の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 本人が安心できる時間、場所、開催方法の検討 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本人をよく知る人からの情報収集) <input checked="" type="checkbox"/> 本人が安心できる支援者の検討				
支援者が本人の理解、記憶、比較検討を支援するために、ⅢやⅣで行う工夫	検討をした項目を○で囲む				
本人の真意を探る	開かれた質問で尋ねる 本人に説明させその理解を確認する 選択肢につき比較のポイントを示す 文字にする 図や表を使う ホワイトボード等の使用 他者からの不当な影響の排除 コミュニケーションに時間をかける 時の経過や状況により意思が変化することを許容する <input type="checkbox"/> 意思決定を強くない 再度の確認(重要な決定の場合) その他 ()				
決定事項、役割分担、今後の動き方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後の生活についての本人の希望や選好を聞いてから、サービスについて検討する。 ▶ 本人の自宅で、午前中に実施する。 ▶ 安心して話ができる環境について、ケアマネジャーが情報収集する。 ▶ 主治医からの情報収集は保佐人が行う。 ▶ 本人への趣旨説明は保佐人と中核機関職員とで実施、参加メンバーについての希望も確認する。 ▶ ミーティング招集の呼びかけは中核機関が実施する。 				

III. ミーティング前の本人への趣旨説明 (〇月〇日〇時～、本人宅で、対面で実施)

説明した人	〇〇 〇〇 (保佐人)、〇〇 〇〇 (中核機関職員)				
説明の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 趣旨説明 <input checked="" type="checkbox"/> 参加メンバーの選定 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の好みや価値観の把握 <input checked="" type="checkbox"/> 意思意向の確認 <input type="checkbox"/> ○〇さんにとつていやなことが無くなる話し合いをしたいことを説明。 話し合いに出席したからといって、その場で決めなくても良いことも伝えた。				
IIで検討した支援の実施	<input type="checkbox"/> 実施できた <input checked="" type="checkbox"/> 実施できなかった (一部実施できなかった) 理由: 本人に、話し合いの順番等を説明し、ミーティング参加者の席順についても相談したいと考えていたが、デイサービスの職員が出席しても良いか尋ねた後、機嫌が悪くなり話を続けることを嫌がったため、一部、実施できなかった。				
本人の考え	インコと暮らしたい、好きな物を食べて暮らしたい、自分でできることは自分でやりたい。				

【基本原則】

- 第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。
- 第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

コメントの追加 [1]: ガイドライン p.7～8の「第3の3(2)支援チームの編成と支援環境の調整」に対応する部分です。

コメントの追加 [2]: ガイドライン p.8～10の「ミーティング開催にあたっての留意事項」を示しています。全てにチェックする必要は無く、検討した内容をチェックします。

コメントの追加 [3]: ガイドライン p.11～12の「意思形成支援におけるポイント」「意思表示支援におけるポイント」に記載された工夫例をいくつか示しています。全ての項目を囲む必要は無く、検討した項目を○で囲みます。

コメントの追加 [4]: 上記の項目の例示を参考にしながら、「本人への趣旨説明」や「本人を交えたミーティング」に向けて、支援者と共に準備をして、決まったことを記録します。

コメントの追加 [5]: ガイドライン p.10の「第3の3(3)本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備」に対応する部分です。

コメントの追加 [6]: IIの欄で検討した支援を実施しながら、本人にミーティング開催の趣旨を説明し、参加メンバーの選定や、本人の選好や意思意向を確認します。

コメントの追加 [7]: IIで検討した支援が実施できなかった場合には、その理由を記録し、IVのミーティングでどのような工夫をすべきか再考します。

意見や希望	母に教えてもらったやり方で、薬も間違えないように飲んでいる。食べ物のことも自転車の事も口を出されてうるさい、サービスはいらない。 説明者からミーティングの趣旨を説明すると、決まらず承。(デイサービス職員の出席については)相談員なら来てもいい。
Ⅲを終えⅣをどう工夫するか	本人の考えをもっとよく知る、かつての支援者に、支援を求める必要性を確認。 ケアマネジャーが、以前の訪問介護事業所と連絡をとり、ミーティングに出席可能かどうか打診することとした。

Ⅳ. 本人を交えたミーティング (〇月〇日〇時～、本人宅で、会議体で実施)

参加メンバー	保佐人、中核機関職員、ケアマネジャー、デイサービス相談員、以前利用していたホームヘルパー事業所の所長
検討の内容	ホワイトボードシートとリーフレットを用いて、本人の理解を促進。 趣旨説明時に示された本人の選好、意思意向の表示→服薬管理方法の確認、主治医の見解の確認→サービスについての本人の意向確認→自転車の損害賠償保険の紹介
支援者の姿勢 (全てチェックが付くように支援する)	<input checked="" type="checkbox"/> 支援者らの価値判断を先行させていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の理解と支援者らの理解に相違はない。 <input checked="" type="checkbox"/> 選択肢を提示する際の工夫ができています。 <input checked="" type="checkbox"/> 決断を迫るあまり、本人を焦らせていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 意見を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はない。
Ⅱで検討した支援の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 実施できた <input type="checkbox"/> 実施できなかった 理由：
本人の考え 意見や希望	以前利用していたホームヘルプサービス事業所の参加を大変喜んだ。選好、生活への意向はⅢのまま。(サービスについては)「前みたい(うちに来て欲しい)」と変化があった。
具体的な結論	訪問看護とホームヘルプサービスの利用手配を望むようになった。 損害賠償保険の加入をすることになった。事業者の入所を望む姿勢も解消された。
再度意思決定支援を行う必要性	<input type="checkbox"/> ある (支援者らの評価・解釈に大きな相違や対立がある、意思に揺らぎが見られるなど) 理由： <input checked="" type="checkbox"/> なし

V. その後の状況

その後、ケアマネジャーがホームヘルプサービスと訪問看護サービス導入のプランを作成、保佐人として本人が契約できるよう支援した。本人は「うちに人がくる」ことを大変喜んで受け入れた。デイサービスに朝夕と顔を出すことを止めることはなかったが、看護師も顔を会わせないように工夫し、状態も落ち着いている。
--

【基本原則】

- 第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。
- 第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

コメントの追加 [8]: 課題そのものや、ミーティングの方法等について、本人の考え、意見や希望を記載します。

コメントの追加 [9]: ガイドライン p.10～11の「第3の3(5)本人を交えたミーティング」に対応する部分です。Ⅱで検討した支援を実施しながら、本人を交えたミーティングに参加(時として主催)し、検討した事項を「検討の内容」に記録します。

コメントの追加 [10]: 支援者が本人の意思を尊重する姿勢で臨むことができているかをチェックします。この内容欄はガイドライン p.11～12に掲載されており、全てにチェックがつくことが望ましい欄です。

コメントの追加 [11]: 決まったことや、決まらなかったことを記録します。なお、1度のミーティングで無理に決める必要はありません。

コメントの追加 [12]: 「本人を交えたミーティング」を実施しても意思が決定されない場合は多くあります。再度意思決定支援を行う必要性を検討し、記録します。
意思決定を先延ばしすることができる場合には、さらに支援を継続するために、Ⅱ～Ⅴのプロセスを繰り返し実施し、その内容をその都度記録していきます。

**【様式2】 個別課題発生時における意思決定能力のアセスメントシート
記入例・解説**

この様式は、①本人の意思決定や意思確認が困難とみられ、かつ、②決定をこれ以上先延ばしにすることができない場合に使用します。

I. 概要

本人	〇〇 〇〇	記入者	△△ △△	本人との関係	保佐人
テーマ (課題となる意思決定)	退院後にどこで生活をするか				
過去の支援状況	■【様式1】添付				
実施日	〇年 〇月 〇日 〇時 〇分～ 〇時 〇分 場所 (〇×病院カンファレンスルーム)				
検討メンバー	中核機関、地域包括支援センター、元ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー、看護師、保佐人				

II. 意思決定能力アセスメント

前提 (決定期限)	意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か？ ■延長できない (期限：〇年 〇月 〇日まで) □延長できる ⇒ 【様式1】へ戻る。
A 意思決定を行う場面で通常必要と考えられる4要素につき満たされないものがあるか？	■本人が関連情報について理解できなかった □本人が関連情報について記憶保持できなかった □本人が関連情報について比較検討できなかった ■本人が意思を表現できなかった 根拠：医療ソーシャルワーカー、保佐人が現在の状況を伝え、退院の意向を複数回確認したが、本人は答えられなかった。医師からは言語障害、脳血管性認知症の影響が大きいとの所見。
B 支援者側が上記期限までに実行可能な意思決定支援を尽くしたか？	■期限までに可能な支援は全て尽くした 支援内容：本人に絵や写真・文字ボードを使って説明や意思表明の支援を試みたが、本人は目を開けているものの反応がなかった。1週間おきに時間帯を変えて同様の試みを行ったがうまくいかなかった。 医師や言語聴覚士、他の支援者にも助言を求めたが、現時点では他の支援手段が見当たらないとのことであった。 □実行可能な支援が残されている ⇒ 【様式1】へ戻る。

コメントの追加 [1]: 意思決定能力は、あるかないかという二者択一的ではなく、支援の有無や程度によって変動します。
したがって、意思決定能力アセスメントでは、本人の能力 (A) だけではなく、支援者が十分意思決定支援をしたといえるかどうか (B) も同時に評価の対象となります。
意思決定支援が十分にされているかどうかは、意思決定支援アセスメント (様式1) の状況を踏まえて判断しましょう。

⇒上記アセスメントの結果、

- A・Bいずれも当てはまる (支援を尽くしても、意思決定を行う場面で通常必要と考えられる4要素のうち満たされない要素がある)
⇒本人は、その時点で、その課題について意思決定することが困難と評価される
意思推定アプローチ (様式3) へ
- それ以外
⇒意思決定支援に戻る (様式1)

【基本原則】

第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

**【様式3】 意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート
記入例・解説**

この様式は、意思決定能力アセスメント（様式2）の結果、「本人は、課題について意思決定することが困難と見られる局面」において使用します。

I. 概要 ■【様式2】と同じにつき記載省略

本人		記入者		本人との関係	
テーマ (課題となる意思決定)					
過去の支援状況	<input type="checkbox"/> 【様式1】添付 <input type="checkbox"/> 【様式2】添付				
実施日	年 月 日 時 分～ 時 分 場所 ()				
検討メンバー					

II. 意思推定に基づく代行決定を行うにあたっての検討

前提（決定期限）	意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か？ ■延長できない（期限：○年 ○月 ○日まで） □延長できる ⇒ 【様式1】へ戻る。
本人が自ら意思決定をすることができたとすれば、どのような意思決定を行うかを推定できるか？	■推定可 ⇒ 推定意思の内容 ・推定内容：今まで一緒に過ごしていたインコと共に、デイサービスと同じような環境で暮らしたい。 ・理由：これまで本人は自宅での生活を継続しながら、ヘルパーやデイサービスの支援を受けていた。自分のことは自分でするという価値観や母親譲りの自己流のやり方を誇りに感じており、他者からの介入や制約には反発することが多かった。他方、インコをかわいがっており、インコの写真を見せた際に唯一反応を返す等、インコとのやりとりが本人の生活の一部であり、重要な価値観となっているように思われる。以前から体調の悪化を自覚しており、「歩けなくなった、インコと一緒にここにくるかな」と度々発言していたことから、今なお自宅での生活を希望するとは考えにくく、インコを預かってくれるデイサービス併設の特別養護老人ホームへの入所を希望することが合理的に推定される。療養型病院への転院という選択肢もあるが、制約に不満を抱きやすい性格からすると、施設よりも自由の制限が大きい療養型病院での生活は希望しないことが合理的に推定される。 なお、施設では、本人の自己流のやり方を尊重しながらのケアが求められるだろう。 □推定困難 ⇒ 理由
本人の意思推定のために明確な根拠となり得るエピソード、情報提供者、関連資料など	①これまでのエピソード ・今後希望する生活についての発言 …「インコと暮らしたい」「好きなものを食べて暮らしたい」「自分でできることは自分でやりたい」「俺も爺になって歩けなくなった、インコと一緒にここにくるかな」 ・本人が嫌がっていたこと …「食べ物のことも自転車のことも口を出されてうるさい」、制約的な言動をする看護師を怒鳴るなど、自由が制限されることを嫌がる ・不慣れな状況、人がいるとイライラしやすい ・「うちに人がぐる」ことを大変喜んで受け入れた ・長年ホームヘルプサービスを使っていた ②意思決定能力アセスメント時の状況

コメントの追加 [1]: 本人の意思を推定するためには、本人の生活上の意向や好き嫌い、価値観等を把握しておく必要があります。
これらの情報は、本人の日常生活やサービス提供場面における本人の表情や感情、行動に関する記録などの情報に加えて、これまでの生活歴、人間関係等様々な情報から拾い出す必要があります。
ただし、中には、一見すると矛盾している情報や、古すぎる情報なども混在している可能性もあります。情報の新しさや詳しさ等に注意しながら、チーム内で複数の視点から、何が信頼できる事実であり、その事実からどのような本人の意思が導かれるかを検討することが大切です。

【基本原則】

第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

	<p>ほとんど反応はなかったが、唯一、インコの写真を見せたところ、目を見開き、体を起こそうとして声を挙げた。</p> <p>③ 情報提供者 検討メンバー及び主治医・在宅ケア時のヘルパー</p> <p>④ 関連資料 ケアプラン、訪問介護記録、サービス実施記録票、本人情報シート、インコの写真</p>
<p>代行決定に当たっての留意事項 ※チェックできない項目がある場合には、第1～第3原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。</p>	<p>■結論が先にありきになっていない。 本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。</p> <p>■本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。</p> <p>■支援のしやすさを優先していない。 支援者のための根拠付けになっていない。 (サービスの利用を検討している場合のみ)</p> <p>■サービス利用ありきになっていない。</p>

➡ 上記検討の結果、

- 推定意思の実現を支援する。
- 推定意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される
➡ 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される場合の検討（様式4）へ
- 意思の推定すら困難
➡ 最善の利益に基づく代行決定の検討（様式5）へ

コメントの追加 [2]: 本ガイドラインでは、後見人等の権限濫用防止の観点から、意思推定を代行決定の一類型であると位置付けています。代行決定に安易に進まないように、これらの留意事項が踏まえられているかどうかについても確認しておきましょう。

【基本原則】

第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

【様式4】 本人にとって見過ごすことができない重大な影響に関するアセスメントシート

記入例・解説

この様式は、本人の表明された意思又は推定意思を実現しようとする「本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面」において使用します。
 本人に当該意思決定に関する意思決定能力が十分にあると思われる場合でも、本人を保護するという観点から、本人の意思決定に介入する必要があるかどうかを吟味します。

コメントの追加 [1]: 様式4及び様式5の記入例は、「参考事例」とは別の事例を前提としたものです。具体的には、本人が半壊状態となった自宅への帰宅願望が強く、支援者らが一連の意思決定支援を行ったものの、本人の意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるおそれがあると考えられたため〔様式4〕、最終的に、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行った〔様式5〕という事例です。実際には、様式1を作成したのち、様式4及び様式5を作成する流れとなりますが、様式1の記載例は省略しています。

I. 概要 □【様式 1】と同じにつき記載省略

本人	△△ △△	記入者	×× ××	本人との関係	成年後見人○○ ○○
テーマ (課題となる意思決定)	居所の決定(肺炎の治療で入院中、土砂崩れにより自宅が半壊状態になった。本人の帰宅願望が強いが、修繕費用を出すことが経済的に困難。本人は入院中に認知症が進行している。外出許可をとって本人に半壊状態の自宅を見てもらったり、修繕費用の見積もりを見てもらったりして帰宅が困難であることを理解してもらったものの、記憶保持が難しく「うちに帰りたい」と発言している。)				
過去の支援状況	■【様式1】添付 □【様式2】添付 □【様式3】添付				
実施日	○年 ○月 ○日 ○時 ○分～ ○時 ○分 場所 (○○病院相談室)				
検討メンバー	成年後見人、医療ソーシャルワーカー、民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、姪の子				

II. 本人の示した意思(推定意思)の実現は、本人にとって見過ごすことができない重大な影響を生ずるかどうかの検討

本人が他に採り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか。	■はい⇒根拠 □いいえ 今の状態の家に住むことについて、役所の建築指導相談課に相談したところ、「柱や壁が傾いているため、倒壊のおそれが高く、危険」との回答であった。
一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか。	■はい⇒根拠 □いいえ 自宅に戻り、家が倒壊した場合、逃げ遅れて本人の命が失われるという重大な影響を生じうる。
その発生の可能性に確実性があるか。	■はい⇒根拠 □いいえ 役所の建築指導相談課の回答によれば、通常レベルの台風や地震であっても一旦発生すれば「倒壊のおそれは高く」、高齢の本人が逃げ遅れて本人の命が失われるとの結果が発生する確実性がある。

コメントの追加 [2]: この場面では、本人の自己決定権の不当な侵害とならないように、3つの要件がそれぞれ満たされるかどうかを慎重に検討する必要があります。
 たとえ周りからは不合理に見える内容だとしても、本人の示した意思(推定意思)を実現した場合に、「取り返しがつかないような結果がほぼ確実に生じる」とまでは言えないならば、本人の価値観に基づいた意思決定と考へ、本人の意向に寄り添った支援を試みる事が望まれます。
 他方、「取り返しがつかないような結果がほぼ確実に発生する」場合、例えば、自宅での生活を続けることで本人が日常生活すら維持できない場合などは、本人を保護するという観点から、本人の意思とは異なる代行決定を行うことが許容されることもあります。
 その場合、チームによる複数の視点から検討することが大切です。

⇒上記検討の結果、

- すべて「はい」に該当する
 - ⇒以下の方法につき検討
 - 本人の意思決定に同意しない(同意権・代理権を行使しない)
 - 本人の示した意思とは異なる形での代行決定(代理権、取消権の行使)を検討する
 - ⇒様式5(本人にとっての最善の利益に基づく代行決定の検討)へ
 - 上記以外
 - ⇒意思又は推定意思の実現へ

【基本原則】

第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。
 第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・嗜好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を探らなければならない。
 第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

**【様式5】 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定に関するアセスメントシート
記入例・解説**

この様式は、①本人の意思の推定すら困難な場合（様式2・様式3）か、②本人の示した意思等の実現が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合（様式4）にのみ、最後の手段として使用します。
また、「最善の利益に基づく代行決定」の対象範囲は、後見人等の権限が及ぶ意思決定に限定されています（ガイドライン参照）。

I. 概要 ■【様式4】と同じにつき記載省略

本人		記入者		本人との関係	
テーマ (課題となる意思決定)					
過去の支援状況	<input type="checkbox"/> 【様式1】添付 <input type="checkbox"/> 【様式2】添付 <input type="checkbox"/> 【様式3】添付 <input type="checkbox"/> 【様式4】添付				
実施日	年 月 日 時 分～ 時 分 場所 ()				
検討メンバー					

II. 検討

本人にとっての最善の利益を検討するための前提条件 ※すべての条件を満たしている必要があります。	■意思決定の期限が迫っており、これ以上決定を先延ばしできない。 ⇒期限：○年 ○月 ○日まで ■後見人等による代行決定が及ぶ意思決定である。 ■本人の好み・価値観その他本人にとって重要な情報が十分に得られている。 ■本人が最善の利益の検討過程に参加・関与できる機会が考慮されている。	
代行決定に当たったの留意事項 ※チェックできない項目がある場合には、第1～第3原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。	■結論が先にありきになっていない。 本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。 ■本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。 ■支援のしやすさを優先していない。 支援者のための根拠付けになっていない。 (サービスの利用を検討している場合のみ) ■サービス利用ありきになっていない。	
本人にとっての最善の利益の検討 考える選択肢の提示と比較検討 (本人の好み・価値観に近い順、自由の制約がより少ない選択肢から順に、本人の視点を踏まえてそれぞれの要素を検討してください。)	選択肢1：自宅近くのグループホームに入所する 選択することのメリット	選択することのデメリット
	自宅や庭を見に帰ることができる。 近隣に住んでいる友人や民生委員、介護サービス事業者等が面会に来ることができる。	本人の厚生年金では、グループホームの利用料を支払うことができず、預金を崩しながら生活することになる。7年暮らしたところで、赤字にはならない入所施設への切り替えをしなければならぬ。
	選択肢2：県外(姪の娘がいる地域)の特別養護老人ホームに入所する 選択することのメリット	選択することのデメリット
	最期まで、過ごすことができる。 姪の娘がいる地域なので、姪が面会することができる。	自宅や庭を見に帰ることができない。 近隣の友人が面会に来ること

コメントの追加 [1]: まずは、代行決定に安易に進まないように、これらの前提条件を満たしているかを確認しましょう。

コメントの追加 [2]: これらの留意事項が踏まえられているかどうかについても確認しておきましょう。

コメントの追加 [3]: 「本人が選択しそうな選択肢」を複数挙げ、本人の立場に立って考えられるメリット、デメリットを可能な限り示した上で、比較検討してみましょう。
また、選択肢が両立するかどうか、本人の自由の制約が最も少ない選択肢はどれかを吟味しましょう。大切なのは、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採ることです。これは、「これが本人にとっていい選択だろう」と後見人等の価値観に基づき判断するものではありません。
なお、意思推定の場面と同様、チームによる複合的な視点で吟味しましょう。

【基本原則】

- 第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。
- 第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。
- 第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

		はむずかしく、これまでの人間関係が切れてしまう。
	※選択肢はできる限り多く検討してください。	
結論：最善の利益に基づく代行決定の内容及びその理由	代行決定の内容：自宅近くのグループホームに入所する。 理由：本人は、姪の娘のことを覚えておらず、姪の娘の面会があっても喜ぶことはない。これまでの本人の生活を考えても、友人が面会に来ることが出来るGHの利用が望ましいということになった。	
モニタリング実施時期	■3か月後 □6か月後 □その他（ ）	

コメントの追加 [4]: 代行決定の後、今回の支援の結果についてモニタリングを実施する時期を決めておきましょう。具体的には、その時期に、改めて本人の状態を把握した上で、もう一度意思決定支援をし直すべきか、あるいは代行決定した選択肢と別の選択肢を用意すべきか等について検討します。

なお、代行決定はその場限りの介入であり、別の課題における意思決定の機会においては、ガイドライン第1原則（全ての人には意思決定能力があると推定されること）に立ち戻って、様式1による本人の意思決定支援を改めて展開します。

【基本原則】

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

成年後見制度

せいねんこうけんせいど



令和5年度 成年後見制度利用促進体制整備研修
成年後見制度関係資料集(ver.7)
令和5年8月1日



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話 03-5253-1111〔代表〕(内線 2228) FAX 03-3592-1459
利用促進ホームページ

[厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進](#)

検索